

令和5年第6回

美浜町議会定例会会議録

令和5年11月27日から

会期

23日間

令和5年12月19日まで

美浜町議会事務局 調製

令和5年第6回美浜町議会定例会会議録(第1日)

招集年月日	令和5年11月27日			
招集の場所	美浜町議会 議場			
開会(開議)	令和5年11月27日 午前10時30分 宣言			
応招議員 (出席議員も同じ)	1番	幸丈 佑馬	8番	辻井 雅之
	2番	兼田 和雄	9番	川畑 忠之
	3番	中牟田 春子	10番	松下 照幸
	4番	上道 正二	11番	崎元 良栄
	5番	高橋 修	12番	山口 和治
	6番	梅津 隆久	13番	藤本 悟
	7番	河本 猛	14番	竹仲 良廣
不応招議員 (欠席議員も同じ)				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 浜野 利彦			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	戸嶋 秀樹	住民環境課長	浜野 有美
	副町長	西村 正樹	健康福祉課長	山本 英子
	教育長	森本 克行	観光誘客課長	渡辺 強
	総務課長	丸木 大助	産業政策課長	今安 宏行
	こども未来課長兼 こども政策統括幹	伊藤 善幸	土木建築課長	瀬戸 慎一
	防災・技術統括幹	山田 将之	上下水道課長	村上 篤志
	まちづくり推進 課長	片山真一郎	教育総務課長	西野 文隆
	エネルギー政 策課長	上野 和行	生涯学習推進課長	渡邊 理佳
	会計管理者兼 税務課長	山口 れい子		

令和5年第6回美浜町議会定例会会議録(第1日)

	<p>[議案]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度美浜町一般会計補正予算(第5号) ○ 令和5年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) ○ 令和5年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) ○ 令和5年度美浜町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号) ○ 令和5年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算(第3号) ○ 令和5年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) ○ 令和5年度美浜町産業団地事業特別会計補正予算(第2号) ○ 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○ 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○ 美浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○ 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について ○ 美浜町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○ 美浜町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○ 令和5年度美浜町一般会計補正予算(第6号) 		
議員提出議案 の 題 目	○ 美浜町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。		
会議録署名 議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。		
	4番	上道 正二 議員	13番 藤本 悟 議員

令和5年第6回美浜町議会定例会議事日程(第1日)

開議日時 令和5年11月27日 午前10時
開議場所 美浜町議会 議場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 74 号 令和5年度美浜町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第 4 議案第 75 号 令和5年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 5 議案第 76 号 令和5年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 6 議案第 77 号 令和5年度美浜町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議案第 78 号 令和5年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 8 議案第 79 号 令和5年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 9 議案第 80 号 令和5年度美浜町産業団地事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 10 議案第 81 号 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 82 号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 83 号 美浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 84 号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 85 号 美浜町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 86 号 美浜町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 発議第 3 号 美浜町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 長

本日は全員出席されております。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

(開会宣言 午前10:30)

議 長

ただ今より、令和5年第6回美浜町議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

職務執行のため、議会事務局長を出席させております。

地方自治法121条の規定により、説明のため、町長、副町長、
教育長及び両統括幹、各課長、会計管理者の出席を求めました。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元の日程のとおりと決定いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名についてであります。会議規
則第125条の規定により、議長において指名いたします。

4番 上道正二君

13番 藤本 悟君

の両君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの23日間といた
したいと思っております。

これに御異議はございますか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月19日までの23日
間とすることに決定いたしました。

これより議案を上程いたします。

日程第3 議案第74号 令和5年度美浜町一般会計補正予算
(第5号) から日程第16 発議第3号 美浜町特別職の職員で
非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す
る条例の制定についてまでの13議案及び発議1件を一括上程い
たします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長

令和5年第6回美浜町議会定例会の開会に当たり、議員各位には

お忙しい中、お繰り合わせ、御出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

初めに、町政諸般の御報告を述べますとともに、今回御提案いたします議案等の概要について、御説明を申し上げます。

来週からいよいよ師走に入り、今年も残すところあと僅かとなりました。気象庁の長期予報によりますと、今冬は比較的暖かく降雪量は少なめとのことですが、気を緩めることなく、除雪体制に万全を期してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症は落ち着きを取り戻しつつあるものの、インフルエンザが例年よりも早く、特に若年層を中心に流行の兆しが見えていますので、引き続き学校等における感染防止対策に努めてまいります。

来年2月11日、4か村が合併し、美浜町が誕生してから70周年を迎えます。本町ではこの日を祝い、町の発展と繁栄を祈念する記念式典を同日に開催したいと考えていますので、町民の皆様はじめ、議員各位におかれましても御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

去る11月3日文化の日に、町の発展に多大な御貢献をいただいた方々の御功績をたたえ、町政功労表彰を授与させていただきました。受賞されました中谷恒雄様、森本克行様、高木伊佐男様、平城鹿次様、故田邊正義様の御功績に対し、改めて敬意を表しますとともに、心より感謝を申し上げる次第であります。

次に、ローイング競技関係について申し上げます。

町では、久々子湖漕艇場の国内最高峰となるローイング競技の拠点化を目指し、所要の施設整備を県に要望してまいりました。今回、その柱となる競技コースの2,000メートルへの延伸や美方高校学生寮の建て替えについて、県の理解が得られ、整備に向けた調査設計業務が進められているところであります。

先日15日、ローイングの町美浜を象徴する第36回町民レガッタを4年ぶりにフルスペックで開催いたしました。参加空白期間の影響も懸念いたしましたが、141クルーの参加をいただき、和気あいあい多くの人が集い、笑顔あふれる大会となりました。おかげさまで、次代につながる新たな歴史を刻むことができた

考えています。

また、この秋の鹿児島国体では、本町関係の選手が大半を占める福井県選抜チームが3種目を制し、前人未到の天皇杯8連覇、皇后杯6連覇をなし遂げました。こうした偉業は、久々子湖という恵まれた自然環境の中で、半世紀にわたり町や事業者、学校をはじめ、関係者が一体となって競技の普及拡大と競技力の向上に取り組んできた盤石な体制、培われた伝統が実を結んだものと考えています。

これからも皆様方の御理解と御協力をいただきながら、ローイングの町美浜の持続的な発展に向け、取り組んでまいります。

次に、防災対策について申し上げます。

先月1日に、東地区を対象に豪雨災害を想定した防災訓練を実施いたしました。当日は関係集落から136名の参加をいただき、防災アプリや戸別受信機など、情報伝達システムを介した避難行動の確認や災害気象情報に関する研修を行いました。

また、今月19日には、耳地区を対象に地震災害を想定した敦賀美方消防組合による秋季消防総合訓練を実施いたしました。当日は、消防関係者をはじめ、地元自主防災会など約100名が参加、特殊消防車両等による救出や消火活動などを行いました。

こうした訓練を通して、地域防災力の強化や防災意識の高揚を図ったところであり、引き続き関係機関等の御協力をいただきながら、多様なケースを想定した防災訓練に取り組んでまいります。

また、洪水被害に備え、県が南市地係、耳川のしゅんせつ工事や、丹生地係の砂防事業に着手するほか、町では、中小河川に水位計を設置し、地元への情報伝達設備を整備しているところであり、引き続き県と連携を図りながら、ライフラインの強靱化や防災施設の整備など、防災・減災対策に鋭意取り組んでまいります。

次に、原子力政策について申し上げます。

使用済み燃料の県外搬出問題について、県は、課題解決に係る国の確固たる姿勢や事業者の使用済み燃料対策ロードマップなど、具体的な方向性が示されたことで、事業者の方針を受け止めるに至ったわけではありますが、本町といたしましても、重要な課題と認識しており、このロードマップが着実に具現化されるよう強く

求めてまいります。

本町の喫緊の課題、滋賀県に抜ける避難道路の整備につきましては、今般、県にその必要性和重要性を認識いただき、県の重要要望事項に位置づけられたほか、避難道路の強靱化に資する無電柱化につきましても、丹生からダイヤ浜間が県の電柱化計画に登載されたところでもあります。このように、町を挙げて取り組んでいる重要な懸案事項について、県の理解や支援が得られたことは大きな一歩であり、実現に向けて強力に活動を進めてまいります。

こうした状況の下、先日、嶺南立地関係4市町の首長や議長とともに、使用済み燃料ロードマップの実現や避難道路の多重化、強靱化、立地地域の振興等について国や関係団体に強く要望をしたところであり、引き続き、あらゆる機会を通じて、原子力政策の円滑な推進や防災対策、立地地域対策に係る要望活動を進めてまいります。

次に、北陸新幹線敦賀開業を見据えた観光施策について申し上げます。

今年に入り、国内の経済活動は活発化し、観光など、人流が戻りつつあります。先月のインバウンドは250万人を超え、コロナ前を上回る状況となっています。

町内の主な施設の今月末時点の入り込み状況ですが、三方五湖レインボーラインは、今年に入り約40万人、前年比2割増となっており、電池推進遊覧船レイクセンターには約1万5,000人、道の駅若狭美浜はまびよりは、開業半年で26万人を超える利用があるなど、観光施設の魅力アップと誘客効果が徐々に見え始めています。

開業まであと100日余りとなった新幹線開業効果を最大限に享受するためには、こうした資源をしっかりと活かすとともに、観光事業に即した的確な施策を機動的に展開する必要があると考えています。

こうした視点に立って、この秋、インバウンド対策として、台湾でトップセールスを行ったほか、台北国際旅行博や大阪でのツーリズム商談会等において情報収集や誘客活動に取り組んでまいりました。

とりわけ、台湾の旅行事業者は、三方五湖の自然景観や電池推進遊覧船はじめ、ゴコイチやわかさいくるなどの変化に富んだサイクリングコースに、総じて高い評価と強い関心を示されました。あわせて、サイクリングを組み合わせた新たなツアーコースの可能性を示唆されたところであり、こうした需要を捉え、ターゲットを絞った効果的な誘客対策を強力に進めてまいります。

さて、北陸新幹線開業により、長野県軽井沢ともつながるわけですが、明治時代に軽井沢の鹿鳴館とたたえられた旧三笠ホテルを開業した実業家、山本直良氏は美浜町ゆかりの人物で、有数の観光地、軽井沢の礎を築いた人物であります。軽井沢町は、国の重要文化財であるこの施設を核に、新幹線延伸を契機に、さらなる周遊エリアの形成、連携による観光振興を図ることとしており、同町と観光や歴史を介した交流や連携が進むよう協議を進めてまいります。

二次交通の充実につきましては、その一環として、町内タクシーを対象に省エネ車両への入替え支援と、タクシー車両に観光ラッピングを施すことで、美浜町の観光PRや魅力の発信につなげてまいります。

また、敦賀駅から重要なアクセスとなる小浜線には、その利用促進につながるイベントの実施や新幹線ダイヤとの連携による利便性が図られるよう、国や沿線市町とともにJRに要請をしております。

このほか、町では、観光資源等の利活用の状況や旅行者の動向、声を分析、検証し、さらなる魅力アップ対策や情報発信を図ることで、効果的かつ戦略的な観光誘客、二次交通の確保、おもてなし、宿泊や食の充実に取り組んでまいります。

次に、にぎわいの創出について申し上げます。

にぎわいゾーンにおいて、多くの人が集い、交流し、つながることで、若者世代が魅力を実感できる活力あるまちづくりへのエンジンの一つ、美浜つながるフェスタを10月末より開催いたしました。このイベントは、地域住民や若者世代を中心とする実行委員会が主体となり、文化芸術や産業、遊びなどをテーマとするアートフェスタやはまなびフェスタなど4つのイベントが連携し、

実施したもので、各イベント会場をつなぐ催しや店舗の配置など、回遊性を高める工夫や配慮が随所に取り込まれました。当日は、町内外から子供や若者、家族連れなど1万5,000人を超える来場者でにぎわい、新たなにぎわい創出イベントとして所期の目的は達成できたと考えています。今後、出店者や利用者の声を踏まえながら、さらなるにぎわいの創出につながるよう、関係者とともに取組を進めてまいります。

また、にぎわいゾーンを中心とするみはまシナプスプロジェクトにつきましては、学びを軸としたまちづくりの一環として、子供たちの好奇心をかき立て、挑戦を後押しするプログラム、公設塾、放課後教室サンを10月に開設し、町内の小中学生32名が熱心に活動を続けています。本プロジェクトでは、これからの時代に必要な学びの場、機会を提供していくことで、次代を担う子供たちの育成はもとより、美浜らしいにぎわいや活力の創出を目指し、様々な活動を機動的に進めてまいります。

さて、本日御提案いたしました各議案につきまして、その概要と提案理由を御説明申し上げます。

議案第74号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれ5億9,912万1,000円を追加し、予算総額を99億2,825万円とするものであります。

補正内容につきましては、国並びに県の補助事業として追加的に予算配分されたもののほか、北陸新幹線敦賀開業を目前に控えた観光誘客のための追加事業や来年度に向けた準備事業等、この時期において真に必要なものを見極めながら編成したところであります。

歳出予算の主な内容を申し上げますと、総務費では、庁舎内部の改修工事に向けた設計業務委託料として2,269万7,000円を計上したほか、二次交通の確保及びまちの魅力発信を目的とした省エネタクシーの導入、車両ラッピングに係る補助に603万6,000円を計上いたしました。

民生費では、物価高騰による町内福祉事業所の負担を軽減するための支援対策費に310万4,000円を計上いたしました。

商工費では、若狭美浜インター産業団地整備事業実施に伴い、活

用した県整備資金を償還するための特別会計の拠出金として4億614万9,000円を計上したほか、三方五湖エリアのさらなる魅力アップを図り、北陸新幹線敦賀開業の効果を最大限に享受し、あまねく波及させるための経費として、1,892万7,000円を計上いたしました。

教育費では、町と住民等が共同で芝生広場を整備し、地域住民のコミュニティーの場として利用、管理することで、継続的な地域愛の醸成につながることを目的とした芝生広場整備に係る経費として3,626万7,000円を計上いたしました。

以上が一般会計補正予算の歳出予算の主なものでありますが、これに見合う主な財源といたしましては、町税で1億91万5,000円、国県支出金で2,095万9,000円、基金繰入金で4億6,750万4,000円などを充当し、収支の均衡を図った次第であります。

次に、各特別会計の補正予算であります。議案第75号 令和5年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、令和4年度保険給付費等国県交付金の精算返還金等により、歳入歳出それぞれ559万8,000円を追加し、予算総額を12億519万1,000円とするものであります。

議案第76号 令和5年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、施設介護サービス給付費などの増額により、歳入歳出それぞれ3,642万6,000円を追加し、予算総額を11億5,651万8,000円とするものであります。

議案第77号から議案第79号につきましては、人事院勧告による給与改定に伴う人件費の増額によるもので、議案第77号 令和5年度美浜町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ60万円を追加し、予算総額を2億7,109万5,000円とするものであります。

議案第78号 令和5年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ51万8,000円を追加し、予算総額を2億4,242万9,000円とするものであります。

議案第79号 令和5年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予

算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ34万8,000円を追加し、予算総額を7億7,557万6,000円とするものであります。

議案第80号 令和5年度美浜町産業団地事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、若狭美浜インター産業団地の整備のために活用した県整備資金の償還として、歳入歳出それぞれ4億2,914万1,000円を追加し、予算総額を5億4,145万3,000円とするものであります。

議案第81号 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて、一般職の職員の給与の引上げを行いたく、本案を提出した次第であります。

議案第82号 美浜町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特別職の国家公務員の給与改定等を踏まえ、常勤特別職の職員の期末手当の支給割合を改定したく、本案を提出した次第であります。

議案第83号 美浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、一般職の国家公務員の給与改定等を踏まえ、会計年度任用職員の給料の引上げ等を行いたく、本案を提出した次第であります。

議案第84号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、出産する被保険者に係る国民健康保険税の減税に関する規定を整備したく、本案を提出した次第であります。

議案第85号 美浜町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の公布に伴い、関係規定を整理する必要が生じたことから、本案を提出した次第であります。

議案第86号 美浜町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、公共下水道事業及び集落排水処理事業を公営企業会計へ移行することに伴い、関係規定を整備したく、本案を提出した次第であります。

以上、御提案いたしました議案について、それぞれ概要を御説明申し上げましたが、不備な点等につきましては、その都度、私または関係者から御説明を申し上げますので、何とぞ慎重御審議の上、妥当な御決議を賜りますようお願いを申し上げ、御挨拶と提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

町長の提案理由の説明は終わりました。

続いて、議案の説明を総務課長に求めます。

なお、各議案の説明は、会議規則第39条第2項の規定により、議案表題部分のみにて、ほかは省略いたしたいと思ひます。

御異議はございせんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

説明は、表題部分のみお願ひいたします。

総務課長。

それでは、議案表題部の朗読をもって、議案の説明に代えさせていただきます。

議案第74号 令和5年度美浜町一般会計補正予算(第5号)。

議案第75号 令和5年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)。

議案第76号 令和5年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)。

議案第77号 令和5年度美浜町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)。

議案第78号 令和5年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算(第3号)。

議案第79号 令和5年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)。

議案第80号 令和5年度美浜町産業団地事業特別会計補正予算(第2号)。

議案第81号 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 8 2 号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 8 3 号 美浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 8 4 号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 8 5 号 美浜町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第 8 6 号 美浜町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

令和 5 年 1 月 2 7 日提出。美浜町長、戸嶋秀樹。

以上でございます。

以上で、各議案の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ここで、ただいま上程いたしました各議案を、全員協議会で協議またはそれぞれ所管の常任委員会及び特別委員会に付託いたしたいと思います。

お諮りいたします。

日程第 3 議案第 7 4 号 令和 5 年度美浜町一般会計補正予算(第 5 号)、日程第 4 議案第 7 5 号 令和 5 年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)、日程第 5 議案第 7 6 号 令和 5 年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)、日程第 6 議案第 7 7 号 令和 5 年度美浜町簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)、日程第 7 議案第 7 8 号 令和 5 年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算(第 3 号)、日程第 8 議案第 7 9 号 令和 5 年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)、日程第 9 議案第 8 0 号 令和 5 年度美浜町産業団地事業特別会計補正予算(第 2 号)、以上 7 議案は、予算決算常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第74号から議案第80号までの7議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、日程第10 議案第81号 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第11 議案第82号 美浜町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第12 議案第83号 美浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第13 議案第84号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、以上4議案は、総務文教常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第81号から議案第84号までの4議案は、総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、日程第14 議案第85号 美浜町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第15 議案第86号 美浜町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2議案は、産業厚生常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議はございますか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第85号、議案第86号の2議案は、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、日程第16 発議第3号 美浜町特別職の職員で非常勤のものゝ報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上発議1件は、議員報酬など議会改革特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議はございますか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、発議第3号は、議員報酬など議会改革特別委員会に付託

することに決定いたしました。

各常任委員会及び特別委員会におかれましては、御審議をよろしくお願いいたします。

これより休憩して、別室において全員協議会を開会いたしまして、委員会の活動報告を受けた後、先ほど上程いたしました議案のうち、議案第81号から議案第86号までの6議案について、理事者から詳細説明を受けたいと思います。

これより休憩いたします。

(休憩宣言 午前11:07)

令和5年第6回美浜町議会定例会会議録(第2日)

招集年月日	令和5年12月4日			
招集の場所	美浜町議会 議場			
開会(開議)	令和5年12月4日 午前10時00分 宣言			
応招議員 (出席議員も同じ)	1番	幸丈 佑馬	8番	辻井 雅之
	2番	兼田 和雄	9番	川畑 忠之
	3番	中牟田 春子	10番	松下 照幸
	4番	上道 正二	11番	崎元 良栄
	5番	高橋 修	12番	山口 和治
	6番	梅津 隆久	13番	藤本 悟
	7番	河本 猛	14番	竹仲 良廣
不応招議員 (欠席議員も同じ)				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 浜野 利彦			
地方自治法第121 条の規定により説明 のため出席した 者の職氏名	町 長	戸嶋 秀樹	住民環境課長	浜野 有美
	副町長	西村 正樹	健康福祉課長	山本 英子
	教育長	森本 克行	観光誘客課長	渡辺 強
	総務課長	丸木 大助	産業政策課長	今安 宏行
	<small>子ども未来課長兼 子ども政策統括幹</small>	伊藤 善幸	土木建築課長	瀬戸 慎一
	<small>防災・技術統括幹</small>	山田 将之	上下水道課長	村上 篤志
	<small>まちづくり推進 課長</small>	片山真一郎	教育総務課長	西野 文隆
	<small>エネルギー政策 課長</small>	上野 和行	<small>生涯学習推進課長</small>	渡邊 理佳
	<small>会計管理者兼 税務課長</small>	山口 れい子		
町長提出議案 の 題 目	(Blank)			
議員提出議案 の 題 目	(Blank)			
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。			
会議録署名 議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。			
	4番	上道 正二 議員	13番	藤本 悟 議員

令和5年第6回美浜町議会定例会議事日程(第2日)

開議日時 令和5年12月4日 午前10時

開議場所 美浜町議会 議場

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

議 長

本日は、全員出席されております。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

(再開宣言 午前10:00)

議 長

ただいまより、令和5年第6回美浜町議会定例会を再開いたします。直ちに本日の会議を開きます。

職務執行のため、議会事務局長を出席させております。

地方自治法第121条の規定により、説明のため、町長、副町長、教育長、両統括幹、各課長、会計管理者の出席を求めました。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、御手元の日程のとおりといたします。

日程第1 会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、議長において指名いたします。

前日に引き続き、

4番 上道正二君

13番 藤本 悟君

の両君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 一般質問を行います。

発言者各位におかれましては、通告外の質問や質問回数など、規定に反する質問は慎んでいただくようお願いいたします。

それでは、順次発言を許します。

5番、高橋修議員の一般質問を許します。

高橋議員。

5番

おはようございます。よろしく願いいたします。

それでは、早速ですが最初に、新幹線敦賀開業の準備状況に関する町の現状認識はどうかということについて質問いたします。

来年3月16日の北陸新幹線敦賀開業まで残すところ3か月余りになりました。

この敦賀開業をターゲットに、美浜町においては、レインボーライン、HAMABERRY、道の駅はまびより、レイクセンターなどがオープンまたはリニューアルされ、また民宿等の宿泊施設充実のための助成事業等々も実施されました。これら事業の大きな目的は、敦賀開業によって多くのお客様に美浜を訪れていただき、美浜町ににぎわいと豊かさを取り戻すということでございます。

議
町

長
長

す。その大きな目的に照らした場合に、これら事業を含めた準備状況について、現時点の状況をどのように認識されているのか。また、あるとすれば、残された課題をどう捉えているのかについてお尋ねいたします。

町長。

ただいま高橋議員から、北陸新幹線敦賀開業を間近に控えまして、これまで整備してきたその状況と、それをどう捉え、課題をどう受け止めているのかという御質問をいただいたところでございますけれども、町では、北陸新幹線開業を見据えまして、観光資源の魅力アップや誘客対策、二次交通の確保、おもてなしや宿泊や食の充実に係る施策に取り組んできたところでございます。

現在、今御説明がございましたように、三方五湖の自然豊かな魅力を天空、湖面、湖周から満喫できるように、レインボーライン天空のテラスやレイクセンター電池推進遊覧船、そしてサイクリングルートを整備したほか、道の駅若狭美浜はまびよりやいちご観光農園をはじめとします新たな魅力の創出に努めるなど、受入れ施設はおおむね整備できたと、このように考えているところでございます。

誘客対策でございますけれども、観光アドバイザーの指導助言の下に、関東方面での誘客活動や台湾でのインバウンド活動に取り組んできたほか、案内看板の整備や観光地ブランドの確立に向けまして、統一的なパンフレットやポスター等の製作を進めている段階でございます。

また、二次交通でございますけれども、小浜線やコミュニティーバス、路線バスの利便性の向上やゴコイチバスの運行、タクシーやレンタカーの確保に向けまして、支援策の整備や関係機関との協議を進めているところでございます。

また、おもてなしや宿泊等につきましては、県とともに、道路の美化や美しい海岸の維持保全など、おもてなし景観整備に努めているほか、民宿のリニューアル支援によりまして、17件の整備が進んだほか、これはへしこ蔵を改造したへしこ体験飲食空間施設やグランピング施設の整備支援にも取り組んでまいりました。

このように様々な施策を進めているところでございますけれども、

議 長
5 番

施設の利用状況や観光客の動向、声を分析、検証しながら、さらなる魅力アップに努めるとともに、関東方面での認知度の向上に向けました情報発信、新幹線効果を大きく受け止めるべく、町内での周遊滞在、飲食の拡大に向けた施策を強力に進めていきたいと、このように考えているところでございます。

高橋議員。

ありがとうございました。

ただいまの答弁により、行政として、現状認識についてはおおむね理解できました。課題はきっと、その認識や思いがお客様にしっかり通じて、美浜に多くの皆様が訪れていただけるということを期待いたします。答弁にもありましたけれども、常に顧客の目線で、関係者が力を合わせて精いっぱいやり遂げていきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは次に、顧客の意見を収集、反映する仕組みの整備をと題しまして、質問をいたします。

社会情勢は常に変化しますので、何事につけても、現状維持、現状踏襲、それだけでは退歩、後退につながります。したがって、好むと好まないにかかわらず、継続的な改善が必要不可欠になります。改善という事業は、よりよい方向への変更、修正でございますので、現状否定や自己否定という苦い要素があり二の足を踏む嫌いがありますが、それをしっかり継続的にやらなければ進歩はない、これは事実でございます。

前置きはこれくらいにしますが、新幹線敦賀開業を契機に実施された事業に限らず、そういった事業を成功裏に導き、その状況を持続するためには、優れた仕組みが必要になります。

私は6月の一般質問の中で、顧客の声を徹底聴取し、反映する仕組みの充実をとという表題で提案をいたしました。

要旨は、顧客や住民の目や舌は想像以上に超えており、特に、はまびより、レイクセンター、こるば等の商業的施設においては、常に顧客の声をの声を収集、分析し、迅速に対応を修正するかということが重要で、その活動を継続的に行うための仕組みの構築、それを提案したものでございます。

新幹線の敦賀開業を契機に、各市町でこぞって、競って多くの施

設やイベントがつくられました。美浜においてもしかりです。そして、同時にそれらの運営について、いかに持続的に維持、発展させるかという課題と、地域間の競争も始まっているわけでございます。

高齢化や人口減少といった背景もあり、顧客のニーズにも想像できない変化が生じ、それらに対応していかなければなりません。

そうしたときに、大きな武器になるのは顧客の声を積極的に収集、分析し、迅速に対応できる優れた仕組みがあるかどうかだというふうに考えております。

町として、このような顧客の意見を収集、反映する仕組みをしっかりと構築する気持ちがあるのかどうかについて質問をいたします。

観光誘客課長。

ただいま、町として顧客の意見を収集、反映する仕組みをしっかりと構築する気持ちがあるのかというような御質問でしたけども、それに対して答弁させていただきます。

町では、これまで様々な観光資源の魅力アップに取り組んでまいりましたが、こうした観光施策を進めるに当たっては、観光客等の利用者の意見の収集、反映は必須であるというふうに考えております。

こるぱでは、有識者で組織した運営委員会を定期的を開催し、運営状況等のモニタリングを行っており、来場者の声は、隣接する園芸LABOの丘とも情報を共有しながら、改善すべきことは反映し、運営を行っております。

また、レイクセンターにおいてはQRコードを活用したアンケート調査を導入しており、電池推進遊覧船の印象や満足度、乗船した感想等を収集し、町とも共有した上で、必要に応じ、対応しているところでございます。

道の駅若狭美浜はまびよりにおきましても、アンケート調査やネットによる口コミ等を踏まえまして、テナント連絡会の場で情報を共有し、課題解決に向け、検討するとともに、運営委員等において、利用者目線に立った、よりよい運営になるよう取り組んでいるところでございます。

また、町では、福井県観光連盟が観光客の満足度を高めながら観

議 長
観光誘客課長

光消費額の増加につなげていくことを目的に運用を開始した福井県観光データ分析システム「エフタス」を活用し、観光客のニーズを常に把握できる仕組みも活用してございます。

引き続き、本町を訪れる観光客等の声を受け止めながら、利用者目線を生かした運営がなされるよう努めてまいりたいと思います。

高橋議員。

今、説明をいただきましたけど、今御説明があったようなことというのほどこでもやっているんですよね。どこでもやっているということは、みんながやっていることですから、そんなに効果も人並みだろうし、なかなか秀でたものにはならない。もっと美浜町独自の、あるいは美浜町として改善ということに対する非常に優れた、よそが驚くような、そういう仕組みをつくるというふうな格好で取り組んでほしいというふうに私は思っているんです。改善の仕組みをつくと、これを言うのは非常に簡単ですけども、大変面倒で難しいことです。

私も一時期、改善の旗手と言われていましたトヨタグループに身を置いたことがございます。合理性を徹底的に追求する、こういう視点での改善する力、これを目の当たりにしました。今、思い返しますと、強く印象に残るのは、組織全体の強い改善マインド、それであり改善することが最も大切と考え、そこに時間とお金をしっかりかける覚悟、こういうことだったと思います。

改善をしなくても物事はそれなりに進み、誰しも現状のままで問題がないような気持ちになってしまいます。しかし、それでは進歩は生まれませんし、実は取り残されていくということになるわけです。改善できる課題は、大なり小なり、あちこちたくさん転がっています。それらを当たり前に楽しみながら改善できる。改善するのが当たり前と、そういう分かりやすい仕組みと風土、これをつくるのが組織、ひいては町の強みになると考えておりますので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいというのが私の強い希望でございます。

それでは、次の質問に行きますが、防災・技術統括幹のお考えを問うと題して質問をいたします。

今年4月17日の全員協議会において、令和5年度行政組織体制

が報告されました。注目すべきは、副町長の下に防災・技術統括幹とこども政策統括幹が設置され、それぞれ防災・技術とこども政策を部門横断で統括する体制がつくられました。縦割りの弊害が言われる行政組織に、トップダウンでこのような機能別管理の横串を入れる、こういう体制については評価いたしますけれども、この機能をやり遂げるためには、関連する広範な情報を収集しなければなりませんし、既存組織とのあつれきといたしますか、調和といたしますか、非常に難しいということも想像されます。御苦勞もあろうかというふうに推察しているわけでございます。

そういったことで、そこでまず、防災・技術統括幹及び副町長に質問いたしますが、統括幹としての重点方策と今日までの約半年の間に、どのような取組を行われ、どのような成果を実感されているのか、また今後の課題をどのように認識されているのかについてお尋ねいたします。

副町長。

本年度、設置をいたしました防災・技術統括幹、こども政策統括幹について御質問をいただきました。

まず、私のほうから防災・技術統括幹の設置につきまして御説明をさせていただきたいというふうに思います。

今年度の行政組織体制といたしまして、地域愛あふれる豊かなまちづくりの実現に向けまして、第5次美浜町総合振興計画、後期基本計画及び第2期美浜創生総合戦略に掲げております優先重点施策をさらに積極的にかつ効果的、効率的に推進するため、組織の強化及び総合力向上のために必要な体制を整備いたしましたところでございます。

町の最重要課題でございます町民の生命、財産を守る、この防災・減災対策につきましては、生活、道路、農林、インフラ等、ハードの強靱化、公共施設の長寿命化を総合的に進めていくため、庁内関係課の技術的課題に対する助言であったり、指導、監督及び技術職員の育成や技術力向上のための幅広い指導に関する業務を担う防災・技術統括幹を新設いたしまして、福井県から招聘をさせていただきました。これまで約半年間という僅かな期間ではございますけれども、何よりも職員の意識の変化を感じていると

議 長
副 町 長

議長
防災・技術統括幹

ころでございます。防災・技術統括幹のさらなる活躍を期待いたしているところでございます。

具体的な成果や課題等につきましては、統括幹のほうから説明をさせていただきます。

防災・技術統括幹。

近年、多くの自治体では、技術系職員の確保が重要な課題であり、さらに技術力の保持や向上、現場対応力など、職員の資質、能力の育成等が求められています。

私は、本年5月に美浜町に赴任し、防災・技術統括幹として、美浜町での固有の課題を含む技術的課題への対応を優先して取り組んでいるところでございます。

これまでの成果につきまして、職員に対しては、契約手続の設計積算審査、現場での測量や設計、降雨災害時の現場確認方法などの技術的な指導を行っています。今は、職員がコンサルタントや工事施工業者と技術的な議論ができるように、全体的な技術力の向上の底上げを図っているところでございます。

また、北陸3県で唯一の金沢にある土質試験機関で研修会を開催いたしました。土質試験の精度を上げることにより、工事のコストを大幅に下げられるなどを学び、土木技術の向上を図っております。今後も、ほかの研修会等を開催したいと考えております。

一方で、私にとって仕事の勉強になる職員、町の職員、すごいと思われる町の職員の方が多数おられます。正直、私も負けていけないと感じております。

また、仕事は1人ではできないと考えております。町民や町職員との意識の共有を図ろうと、町民レガッタやはまなびフェスタに、市民吹奏楽団として参加いたしました。

防災・減災対策におきましては、東地区において自然災害による防災訓練を7年ぶりに実施いたしました。各自治会の自主防災組織の共助の訓練を目的とし、訓練を通して避難所運営等の課題等も見つかりました。その対応を現在検討しております。

今後も、町民の皆様が命を守る判断と行動を取れるように、訓練を通じて意識を高めたいと思っております。

県には、これまで培ってきたノウハウや人脈をフル活用して美浜

町の要望を伝え、併せて情報伝達、情報共有を図り、美浜町と県との連携強化を図ってまいりました。引き続き、頑張ってもらいます。

今後の課題といたしまして、まずハード整備につきましては、中小河川の突発的出水の監視対策や、集落避難所の危険区域解消、上下水道施設等のライフラインの強靱化等を図りたいと思います。

最重要課題といたしましては、新庄地区から滋賀県高島市への原子力災害時の避難道路の整備です。

もしものときのための南北へ通じる避難道路の確保は必要です。また、新庄地区は中山間地域孤立避難区域にも指定されております。安全安心な暮らしのために、避難道路の整備に一刻も早く道筋をつけたいと考えております。

今後も、職員の技術力向上のさらなる取組や住民の生命、財産を守り、安心して暮らせるよう防災・減災対策を引き続き行うことを考えております。

高橋議員。

ありがとうございます。

具体的な取組がよく理解ができました。ありがとうございました。

地球温暖化に伴いまして、風水害や、また南海トラフ、そういった大地震等が、大きな災害が起きると、そういうことも言われております。

また、技術の進歩や各種インフラの老朽化、こういったものも急速に進んでいるのではないかなということ、技術面での課題は今後尽きないと思いますので、県との連携もしっかり取っていただいで、よろしく願いをいたします。

1点、これは少しミッションとはずれるかもしれませんが、コロナ禍によって、デジタル技術が異常と思えるほど進展しました。

そして、DXと言われて世界中で取組が進んでおりますが、私はDXこそが地方の起死回生の力になるというふうに、これは以前から考えております。そうしたとき、美浜町のDXに対する取組、その体制は非常に貧弱に感じます。

DXについても、部門横断のしっかりした組織体制を構築し、強力で推進いただきたいということで要望をさせていただきます。

議 長
5 番

それでは、次の質問に移ります。

こども政策統括幹のお考えを問うと題して、副町長及びこども政策統括幹に質問しますが、統括幹としての重点方策と、今日までの約半年間の間にどのような取組を行い、どのような成果を実感されているのか、また、今後の課題をどのように認識されているのかについてお尋ねいたします。

議 長

副町長。

副 町 長

それでは、こども政策統括幹につきましても、私のほうからまず御説明をさせていただきたいというふうに思います。

このこども政策統括幹につきましても、防災・技術統括幹の設置と同様、今年度の行政組織体制といたしまして、優先重点施策に、さらに積極的、効果的、効率的に推進するため、組織の強化に必要な体制を整備したところでございます。

子ども・子育て政策は、本町にとっても、重要課題の一つでございます。

こども政策統括幹の新設は、本年4月のこども家庭庁の設置であったり、こども基本法の施行を踏まえまして、子ども政策の企画立案の強化や支援体制の充実を図るため、教育部門との連携を含めた全庁横断的な総合調整を担いまして、きめ細やかな子ども・子育て政策に向けて、推進体制の強化を図ったところでございます。

これまで、統括幹の調整の下、庁内関係課の情報や課題の共有、連携は進められていると感じております。さらなる施策の展開を期待いたしているところでございます。

具体的な成果、課題等につきましては、統括幹のほうから説明をさせていただきます。

議 長

こども政策統括幹。

こども政策統括幹

まず初めに、子ども・子育て政策は一過性の対策ではなく、みんなが支え合いながら、多くの人々が住み続けたいと思う魅力あるまちづくりを進める上で大事な取組の一つであると考えております。

そうした考えの下、これまでに子育てに関係します主任児童委員等との意見交換、また、今年度新たに子ども・子育て政策を一層、効果的そして機動的に推進していくために、関係課長を構成員と

します子ども・子育て政策会議を立ち上げさせていただいております。

また、保護者や子育て支援関係者で組織します町子ども・子育て会議とも連携を密にしながら、幅広く子育て世代や地域の方々の意見等を踏まえながら、町の実情に合った子ども・子育て支援施策を地域ぐるみで推進していきたいと考えております。

こうした関係者との協議の中で、本町の現状の課題を整理し、その解消に向けて意識共有を図っているところでございますけれども、課題としては大きく3つございます。

1つ目としては、保育園や放課後児童クラブ等の人材の確保、またきめ細やかな子育てを進めていくための専門的人材の育成など、子育て支援に係ります人材の確保、養成でございます。

次に、2点目でございますが、登下校時の安全確保のための支援づくり、また遊び場の安全確保など、子供の安全安心な環境整備でございます。

3つ目としまして、地域のつながりが希薄化する中で、子育て家庭の孤立化、また子供の居場所づくりなどといった地域ぐるみの子育て応援、そういった機運醸成を図っていくことが重要であると考えてございます。

こうした課題の下、一時預かりサービスの充実に向けた菅浜わくわく協働体など、民間事業者支援であったり、また保育人材の確保のための子育て支援員の養成、また乳児訪問指導充実のための助産師の派遣など、子育て支援に係る人材の確保、養成にこれまで取り組んできたところでございます。

また、役場内ですか、若手職員を中心としました屋内の遊び場を含めた子供の遊び場のワーキングチームを立ち上げ、また地区公民館をはじめとする住民の身近なところでの遊具整備や施設開放など、関係機関と連携、協力しながら取り組んできたところでございます。

これらの取組の中には、これまで、特に複数の課にまたがるような取組におきましては、ややもすれば縦割り組織の中でスムーズな事業展開ができないこともありましたけれども、子ども・子育て政策会議等を通じ、課題や目標といった、そういった意識を共

有することで、子供や子育て支援という視点から円滑に事業を進めていくことができたと感じてございます。

今後も引き続き、課題解消に向け、関係課としっかり意識共有を図りながら、さらにまた連携を強化する中で、子ども・子育て支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

高橋議員。

ありがとうございます。

人口減少を食い止めると、これが大きな課題だと思うんですが、ここ10年が勝負ということ、遅ればせながら、国の異次元の少子化対策が打ち出され、今後いろんな支援策が、美浜に限らず全国一斉に始まると思います。

こども政策統括幹のミッションとは若干異なるのかもしれませんが、美浜に住み、美浜で子育てをしたい、そういうふうに思う若者をどれだけ確保できるのか、子育て政策に限らず総合的な地域間共創力、これが問われると思っております。何が大切なのか、住民や若者の気持ちに焦点を当て、しっかり取り組んでいただきますようによろしくお願いいたします。

それでは続いて、加藤新教育長の方針を問うと題して質問をいたします。

令和5年度行政組織体制において、もう一点注目すべきは、これまでの教育委員会事務局が、教育総務課と生涯学習推進課の2課体制になったということです。幅広い業務が幾分整理され、より円滑に遂行されることを期待いたします。

また、このたび長らく町の教育文化行政に御尽力いただいた森本教育長が退任されました。長きにわたって御貢献に敬意を表する次第でございます。

そして、新たに加藤教育長をお迎えしたわけですが、経歴を拝見しますと、県での職員の御経験が長いということで、教育長としては少し異色の感があり、新たな視点と行動力に期待する次第でございます。

そこで、加藤新教育長の教育文化行政等に関する所信をお尋ねいたします。

議 長
5 番

議 長
教 育 長

教育長。

それでは、高橋議員からの私の教育文化行政等に関する所信についてのお尋ねにお答えをさせていただきます。

教育は、国家百年の計でございまして、その在り方は、国民一人一人の生き方や幸せに直結するとともに、国や社会の発展の基礎をつくる大変重要な政策分野でございます。教育施策の推進は、まさにこの国、地域の未来を左右する最重要事項というふうに考えてございます。

この点、本町では総合振興計画におきまして、まちづくりの主役は「ひと」と位置づけ、基本目標の1番目に、「未来をひらき、人と文化を育むまち」を掲げまして、まちづくりの根幹となる地域や次の時代を担う人材の育成を進め、豊かな人間性と社会性、郷土への誇りと愛着心を育み、未来をひらく人づくり、まちづくりを目指すこととしているところでございます。

また、教育大綱におきましても、地域を愛し、自らを高め、夢を実現する人づくりを基本理念に据えまして、その実現に向け、教育振興基本計画で、生涯学習の推進や学校教育、社会教育の充実、それから生涯スポーツの推進、町民文化の創造、歴史文化の伝承、人権尊重への取組などの基本目標を掲げているところでございます。まずは、この目標実現に向けての各種施策を着実に推進してまいります。

特に、この地域の活力の源泉となります人づくりは、本町がこれからも持続的に発展していくための根幹的なテーマでございます。多岐にわたる取組が必要だというふうに考えてございます。これにつきましては、組織の力を最大に発揮する、言わば町としての総合力が試されているというふうに感じてございますので、教育委員会での取組はもちろんでございますけれども、町長部局とも十分に連携を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

激しく揺れ動く時代にございまして、教育が強靱でしなやかな自己を確立し、それぞれの場所で自己実現を目指す人たちの大きな支えとなりますよう、また教育によって地域愛の醸成を図りまして、このまちで暮らしたいと思ってもらえますよう、また、このまちで暮らすことを誇りに思ってもらえますよう、これからも力

議 長
5 番

を尽くしてまいります。

高橋議員。

ありがとうございます。

教育に始まり、教育に終わると、こういうふうな言葉を何度も私は聞いてきました。何をやるにも、まず教育から始まって、ずっと教育をして、そして最後、また教育をして、次のテーマに取り組むと。教育というものが片側になれば、なかなか物事はできないということだと思えます。

若干ニュアンスは違うかもしれませんが、教育というのは非常に重要なアイテムだと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思えます。

この後、同僚議員からも多くの質問がございますが、せつかくの機会に、私も住民の皆さんから要望をお聞きしている事柄の中で、2点ほどお伝えをしたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

まず1点目は、昨年5月に整備されたグラウンドゴルフ場についてですが、日よけのための東屋の増設、同じく日よけのための植樹、そして特に高齢者のためのベンチの増設等々について、協会からも再三依頼をしているようでございます。しかし、現時点では、遅々として実現していないということですので、よろしくお願ひをしていただきたいと、こういうふうな強い要望を何度か聞いておりますので、お伝えしておきます。

2点目は、国吉城に関わる事柄で、令和2年7月に関係者が役場に赴き、要望書を提出させていただきました。

その中に、国吉城を築城し、難攻不落の武功名高い城主、粟屋勝久公の墓石、供養塔と言われておりますけども、その周りとも墓石に至る参拝道を整備していただきたい、こういう事柄がございます。要望から3年半ほどたちますが、現時点では対応いただいております。途中までは舗装してありますが、途中から砂利道で、訪れた観光客からもひんしゆくを多く買っているというふうにお聞きしておりますので、ぜひ美浜町の大切な歴史遺産として、鋭意対応していただきたい、これもお願ひをしておきます。お伝えをしておきます。心にとめていただきたまして、よろしくお願ひを

したいと思います。

次に、みはまシナプスプロジェクトの狙いは何かと題して質問いたします。

今年6月の補正予算で3,343万4,000円が計上され、活動がスタートしたみはまシナプスプロジェクトについてですが、最初にこのプロジェクトがスタートした経緯を振り返りますと、令和4年11月28日の意見交換会で、まちづくり推進課より、にぎわいプロジェクトの必要性といった課題が提示されました。

要旨は以下のとおりです。

A、地方が抱える共通課題が美浜町にも山積。

B、100年に一度のチャンスをつかえ、活力回復に向け始動。

C、先行するハードに対してソフト面の遅れが課題に。

D、今こそ美浜流のにぎわいを町民主体でつくる時。

こういう要旨で説明がございました。

その次、2番目に令和5年4月17日の全員協議会で、まちづくり推進課より、美浜にぎわい創出プロジェクトについてという内容が提示されました。

要所は以下のとおりでした。

A、福井大学、竹本研究室の調査結果として、美浜町が目指すにぎわいの姿は、人づくり、空間づくり、コンテンツづくり。

B、そのにぎわいゾーンのコセプトは、交わり、つながり、ひらめく、つまり、交わり、つながる過程でひらめきがあるというものです。

C、当プロジェクトの行動指針は、学びと挑戦を育む、優しい回廊空間をつくる、共創の軸線を貫く、こういったものでございます。

3番目として、今年5月18日の全員協議会で、みはまシナプスプロジェクトについてという内容が提示されました。

A、交わり、つながり、ひらめくを表現するために、シナプスという名前とする。

B、令和5年度のみはまシナプスプロジェクトの進め方として、学びを軸とした次世代まちづくり事業。

具体的には、美浜塾の立ち上げ、子供が気軽に来られる遊び場づ

くり、探究学習の開発と実施、挑戦プロジェクトの実施、学校教育との連携、学校教育と社会教育の相互連携、すなわち探求学習に重点を置く。

そして、今年の6月の補正予算として、みはまシナプスプロジェクト事業3,343万4,000円が計上され、可決され、始動をしたわけでございます。

そこで質問ですが、今申し上げたような経緯で、行政主導かつ大学との連携で、駆け足でスタートしたプロジェクトというふうに思っておりますが、シナプスという聞き慣れない名称もあって、住民には何のことなのか、狙いは何か、これまでのにぎわいづくりプロジェクトや放課後クラブ等と何が違うのかなどの疑問がございます。これらの疑問点について、簡潔に要点を御説明お願いいたします。

議 長
まちづくり推進課長

まちづくり推進課長。

ただいまの御質問につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

みはまシナプスプロジェクトにつきましては、広報みはま等を通じて周知のほうを図っておりますが、シナプスとは、脳を構成する多数の神経細胞同士をつなぐ接点のことで、シナプスが刺激、強化されることで脳が発達すると言われておりまして、にぎわいゾーンを中心に学びの輪を広げ、様々な人たちとの交流やつながりから次々とアイデアが生まれ、多様なにぎわいが創出される様子をシナプスになぞらえているというところでございます。

これまでのにぎわいづくりにつきましては、核となるエリアが定まらず、官主体のイベントなど一過性のものが多かったことから、持続的なにぎわいづくりや町民の意識共有につながり難い一面もあったと捉えております。

そのため、本町では、にぎわいゾーンを設定いたしまして、子供から大人まで幅広い世代が交わり、つながる楽しみを体感する過程でひらめく、多くのアイデアを起点といたしまして、町全体のにぎわい、活性化につなげたいとの観点から、みはまシナプスプロジェクトをスタートさせたという次第でございます。

放課後児童クラブは、子供に遊びや生活の場を提供いたしまして、

子供の健全育成を図るということを目的としておりますが、10月に立ち上げました公設塾、放課後教室サンにつきましては、学びのプログラムを通じた挑戦によって、新たな発見や価値観に出会う場をたくさんつくっていくというものでございまして、その楽しみの積み重ねがまちのにぎわいを生み出すものと考えているところでございます。

町といたしましては、こうした取組により、生涯にわたる学びと挑戦することができる場所を提供していくことで、美浜らしいにぎわいづくりを創出していきたいと考えております。

高橋議員。

昨年11月の意見交換会、これは最初の意見交換会でしたけども、まちづくり推進課より、この話が始まったときには、私はまちが抱えている基本的な課題についての議論をするための提案と考えて、期待をしたわけでございます。

しかしながら、回を重ねるにつれて、私にはその目的と手法、そしてなぜ今シナプスなのかということがほとんど理解できないプロジェクトになってしまいました。

今後、具体的な姿が見えてくるんだろうと思いますけれども、町民や、また議会への説明を継続していただきまして、常に改善の機会を重ねて、有効な施策になることを要望あるいは期待をいたします。よろしく願いをしたいというふうに思います。

それでは、次に行きます。

住民の意見を収集する意見箱の設置をと題して質問します。

8月に議会運営委員会で、議会改革度2021で近畿地方9位にランクされた三重県のいなべ市を視察しました。得るものは多々ありましたが、その中で特に3点申し上げますと、1つ目は、決算時に重要な事業の評価、審査が行政サイドと議会、住民サイド双方で一定の仕組みにのっとり、オープンに行われているということです。言わば、PDCAのCがしっかり行われ、議論を踏まえて、今後の課題、改善項目が浮かび上がり、共有できていると感じました。

2点目は、行政棟入り口と議会棟入り口及び傍聴席入り口に意見箱が設置され、行政議会双方に対する住民の意見を広く収集して

議 長
5 番

いるということです。寄せられた意見に対しては真摯に対応する必要があるが、まずは住民の意見や問題意識を把握することが重要だと感じました。

3点目は、何回も改善を重ねたとお聞きしましたが、行政棟の窓口配置、それからその窓口にたどり着く案内表示が非常に分かりやすく、住民目線、住民の便宜、こういったことが徹底されていると感じました。

そこで、その中から今回の質問ですが、庁舎入り口等に意見箱を設置し、広く意見を収集する考えはあるのかどうかについてお尋ねいたします。

まちづくり推進課長。

それでは、ただいまの御質問につきましてお答えいたします。

町では、町民の皆さんから、行政に対しての御意見や御質問、御提案などをいただくための意見箱といたしまして、平成11年に治太やんボックスを設置いたしまして、令和元年からは美し・ふるさとご意見箱と名称変更して、皆様から御意見をいただいております。令和元年度以降においては60件近くの御意見が寄せられております。

意見箱の設置場所でございますが、役場庁舎内では町民プラザ、生涯学習センターなびあすでは学びのストリート、東部診療所では玄関、総合体育館ではエントランスホール、保健福祉センターはあとぴあでは、はあとホールの入り口、エネルギー環境教育体験館きいばすではエントランスの町内6か所の施設に意見箱のほうを設置しているというところでございます。

また、町のホームページからも御意見をいただけるように、美し・ふるさとご意見メールという形で、メールフォームのほうも設けているというところでございます。

このように、広く皆様から幅広い御意見等をお気軽に出していただける仕組みを設けておりまして、お寄せいただいた御意見等につきましては、必ず町長が目を通し、所管課から対応方針などを直接お伝えするとともに、匿名の場合であっても、町民の声としてしっかりと受け止め、施策に反映できるよう努めております。

町といたしましても、貴重な御意見として、まちづくりに生かし

議 長
まちづくり推進課長

議 長
5 番

ていきたいと考えておりますので、広く御意見等をいただけるよう、意見箱の設置場所やメールフォーム等につきましても、改めて周知のほうに努めてまいりたいということで考えております。

高橋議員。

ありがとうございます。

そういった意見箱が各所に置かれているということを知り、勉強不足でございました。これを広く住民の方にも周知をしていただいて、意見をしっかり聞くという姿勢を貫いていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは続きまして、継続的な町民アンケートを実施すべきではないかと題して質問します。

2020年、令和2年に緊急事態宣言が発出され、およそ3年後の今年5月8日に5類感染症に移行された新型コロナウイルス感染症ですが、この3年間に社会と住民のありようや意識に大きな変化を及ぼしたと言われます。

時を同じくして、美浜町においては、第5次美浜町総合振興計画の前期計画の評価と見直しが始まり、コロナの緊急事態宣言1年後の令和3年度より、後期基本計画5年間でスタートしています。

したがって、この後期基本計画にはSDGsといった視点が組み入れられたものの、新型コロナウイルス感染症の影響については考慮することができませんでした。

また、ここ数年は新幹線敦賀開業をチャンスとして、にぎわいづくりに重心が置かれ、町職員をはじめ、関係者の大変な取組が続いてきたと思います。そうした背景もあって、ここしばらくは住民ニーズを十分確認できていないという思いが私にはあります。

そこで、ネット等、各市町のホームページ等々を見ますと、いろんな市町で住民アンケートが継続的に行われ、住民の意見を積極的に酌み取る施策が行われています。

例えば、これは私がたまたま見たところでございますけれども、長野県中野市や北海道中標津のアンケート内容を見ると、町への愛着、魅力、移住定住、行政サービス、生涯学習、将来政策、基本理念、子ども・子育て等々に関する設問と自由意見欄があり、大変有意義な情報が得られると思います。美浜町においても、コ

ロナ禍の影響を含めて、町民の意識は大きく変容していると思います。

町長と議員はともに町民に選ばれた2元代表制の中の住民代表であり、施策の遂行には常に住民の意向が意識、反映される必要があります。また、住民の町政への一層の参画を促す意味でも、可及的速やかに継続的な町民アンケートを計画すべきだと思いますが、お考えをお聞きします。

議 長
まちづくり推進課長

まちづくり推進課長。

それでは、ただいまの御質問につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

町では、これまでから総合振興計画をはじめ、様々なまちづくり施策に係る計画の策定、あるいは更新する段階で町民アンケートやパブリックコメントを実施し、町民の皆様意向を計画に反映させるよう努めているところでございます。

また、こうしたアンケート等のほか、計画づくりや施策を進めていく段階におきまして、審議会や委員会、町民ワークショップ、地域あいあいほっとミーティングなどを開催するなど、町民の皆様の声や意見等を受け止める場を設け、施策のほうに反映できるよう取り組んでいるところでございます。

引き続き、こうした意識を持ってまちづくりのほうに取り組んでまいりたいということで考えております。

議 長
5 番

高橋議員。

申し上げますのは、この地域敦賀開業という大きなチャンスを迎えて取り組んでいる施策と、世の中の状況というのが随分乖離してきているという意識を持っていらっしゃる方が、私の周りには多くございます。今、これでいいのかというようなことをおっしゃる方もいらっしゃいます。

そういった意味で、もう一度原点に戻って住民の声を聞いてみる必要があるというふうに提案をするのが、私の今の質問の中の要旨、あるいは思いでございます。

ロシアのウクライナ侵攻、こういったことも始まりました。イスラエルとハマスの戦争等も勃発し、エネルギー安全保障や食料安全保障等が声高に言われます。

一方、人口減少や高齢化が進み、地場産業の維持や交通手段をはじめ、いろんな基本的な生活手段の確保が問題になりつつあります。いずれも大変困難な課題ですが、大切なことは住民の意思を常に確認しながら進むということだと思います。

そうした意味で、広く町民の意思を聞きに行く、取りに行く、そういうスタンスで進めていただきたいという希望がございますし、私がお聞きしている方も数名いらっしゃいます。そうした意味で、ぜひ町民アンケートを計画していただきたいというふうに要望いたします。

以上で、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

高橋議員の一般質問を終わります。

次に、7番、河本猛議員の一般質問を許します。

河本議員。

7番 河本猛です。

今後の町が目指す教育について質問していきます。

今定例会が教育長にとって初めての定例会になるので、教育長への質問が集中すると思いますけども、教育政策について聞いていきたいと思います。

学校給食の無償化、少人数学級、生理用品の無償配布、学校における医療的ケア児や難聴児のサポート、手話言語条例の制定などについて、これまで町長や教育長の見解を求めてきました。

現在、急速に変化する社会情勢の中で、不登校の子供が増加傾向にあります。近年ではフリースクールも増えてはいますが、多様化するニーズに合った子供の居場所というのは全く足りておりません。子供が生きていく可能性の幅を広げることは重要な課題です。

美浜町の現状を踏まえ、どのような対策、備えをすべきか、教育長の考えを伺います。

教育長。

河本議員の御質問にお答えを申し上げます。

町内小中学校におけます不登校の児童生徒につきましては、過去5年間の推移を見ますと、小学校、中学校合わせておおむね10

議長

議長
教育長

人前後となつてございます。

小学校児童に占める不登校児童の割合が全国的に増加傾向にある中、本町の不登校児童の占める割合は1.1%となつてございまして、全国平均の3.2%を下回り、県平均の1.1%とほぼ同じ割合となつてございます。

また、本町の中学校生徒に占める不登校生徒の割合は3.9%でございまして、全国平均の6%と、県平均、これは4.5%でございしますが、これを共に下回っておりまして、本町の年度ごとの認知件数についても横ばい傾向にあるところでございます。

不登校対策におきましては、最も大切なことは、これは当たり前のことなのですが、児童生徒が長期にわたつて学校を欠席しないということでございます。そのためには、いかに未然防止対策を講じていくのかが鍵だというふうにも考えてございます。

学校では、児童生徒の心と体の小さな変化を見逃さず、不登校の予兆が見られたり、長期にわたつて欠席した児童生徒については、保護者と教職員、それからスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携して支援を行っているところでございます。

また、教室へ入ることに抵抗感を持つ児童生徒のために、必要に応じて、小中学校内の居場所として相談室を設置しております。この相談室では、養護教諭や学習支援員、生活支援員、担当教員などがきめ細かに対応を行ひまして、時にはオンライン教室の児童生徒と同じように、オンラインで教室の児童生徒と同じように授業を受けられるよう環境を整えているところでございます。

さらに本町独自の取組では、不登校の児童生徒の居場所といたしまして、平成31年4月に教育支援センターなないろを保健福祉センターはあとびあ内に開所いたしてございまして、不安な心を持つ児童生徒に寄り添い、向き合いながら関わり、丁寧に相談を行っているところでございまして、このことで学校復帰と登校継続、そして進学の結果となつて表れているというふうに考えているところでございます。

本町といたしましては、今後も引き続き、学校と家庭、関係機関との連携に努めまして、不登校の児童生徒や保護者が孤立しないよう信頼関係を築きながら、気軽に相談ができる体制を強化して

まいりたいというふうに考えてございます。

議 長

河本議員。

7 番

全国平均で少ないからといって対策を怠ることなく、しっかりと整備が行われておりますし、対応もされておるということで、やはり一人も取り残さない、長期に学校を休んでもしっかりと教育が担保されるという体制をこれからも構築していただきたいと思えます。

学校給食の無償化については、子供たちの食育や保護者の負担軽減、給食費の滞納をめぐる様々な問題などを踏まえまして、学校給食の無償化を求めて、各議員が一般質問などで取り上げてきました。

教育長は学校給食の無償化について、どのような考えを持っているのか伺います。

議 長

教育長。

教 育 長

学校給食の無償化についてのお尋ねでございます。

本町では、これまでから子育て世代や若者世代の定住・移住の促進につながる保育、学校教育環境の充実と強化に努める中で、今年度からこども未来課を創設いたしまして、関係機関と連携しながら、子供の成長ステージに即した、きめ細かで包括的な子育て支援施策の充実に取り組んでいるところでございます。

具体的には、他市町に先駆けまして、保育園の再編に伴う園舎の再整備や保育士の加配、また小学校の再編に合わせた校舎の耐震化や空調、トイレ設備等の改修を行うなど、子供たちが快適に過ごせる環境の整備に努めてきたところでございます。さらには、学習支援員やICT支援員等を手厚く配置するなど、子供たちがしっかりと学ぶ環境についても整えるとともに、生活が困窮する世帯の児童生徒への生活保護や就学援助等も行ってきたところでございます。

お尋ねの学校給食の無償化につきましては、国が今年6月にまとめましたこども未来戦略方針の中で、国で学校給食の実態や成果、課題を調査し、1年以内にその結果を公表するとしているところでございまして、その上で、小中学校の給食実施状況の違いや構成面等も含めて課題の整理を行い、具体的方策を検討するという

ふうに聞いてございます。

本町といたしましては、こうした国の動向も見定めながら、家庭、地域、行政がそれぞれに果たすべき役割と責務を考慮いたしまして、現時点では給食費を無償化するのではなく、子育て世代への家計負担をこれ以上増やさない努力をしながら、生きた教材である学校給食を活用した食育の推進に努めまして、安全安心でおいしい学校給食を提供していきたいというふうに考えてございます。

議 長

河本議員。

7 番

答弁を聞いていますと、これまで答弁とあまり変わらないように思えます。

やはり人事によって教育長が変わったときというのは非常に私たちもチャンスだと思って、どういうふうな政策的変化が出てくるのかなと期待していたんですけども、学校給食についてはまだまだ国の動向も見定めながら考えていくということで、学校給食の無償化は全国的に言えば、自治体独自に必要なやということで進められている自治体も、先駆的な自治体があるので、美浜町にはできないことはないと思いますので、その辺はしっかり考えて、学校給食の無償化について、私たち議員個人、個人で取り上げてきましたけども、議会のほうからどう行政を変えていくのか、こういったことも課題として強い議会になっていきたいなと思っております。

また、学校給食の問題、様々な観点から取り上げることもあると思いますけども、しっかりと考えて無償化のほうに進んでいていただきたいと思います。

新しい学びを支える環境整備についてでございますけれども、全ての子供たちの学びを保障するため、G I G Aスクール構造の実現を前提とした環境整備というものが求められております。

1人1台端末などICTの整備は行ってきましたが、少人数によるきめ細かな指導体制や小学校高学年からの教科担任制の在り方などの検討を進め、新時代の学びを支える指導体制とか、必要な施設、設備を計画的に整備していくということも必要性があるというふうに指摘されとるんですけども、そういった整備というのはできているんでしょうか。

議長
教育総務課長

その辺を伺いたいと思います。

教育総務課長。

では、この御質問に関しましては、私からお答えをさせていただきます。

国の中央教育審議会では、令和3年1月に令和の日本型学校教育の構築を目指しました全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現といったものが答申をされております。この答申を踏まえまして、文部科学省では、教師の人材確保を含め、新時代の学びを支える指導体制や必要な施設等の計画的な整備を図るべきと示されております。

本町における少人数によるきめ細やかな指導体制につきましては、全ての小学校の全学年におきまして、国、県が定める学校基準の35人を大きく下回っている状況でございます。

また、中学校の全学年でも、国、県が定めます学校基準の32人を下回っており、これまでから児童生徒の学力向上や個々に応じたきめ細やかな指導に努める中で、他市町と比べて充実した取組を行っているところでございます。

また、小学校の高学年からの教科担任制につきましては、県では、各学校における教員の基礎定数に加えて、教員を配置する加配といったものを段階的に進めております。

本町においては、各学校の要望を受けまして、今現在、美浜東小学校での音楽、家庭の専門教科で今年度から配置されている状況でございます。この配置により、学校からは教科指導の専門性を持った教員による指導の充実や、学年担任からは持ち時間の時間数の軽減があったとの報告を受けております。

本町としましては、教育環境の整備を図りながら、今後も引き続き学校での取組や指導状況につきまして、課題と成果の検証を行い、県との協議の下、よりよい指導体制を目指してまいりたいと考えております。

議長
7番

河本議員。

東小学校では先生の配置等ができていんだけど、まだ中央と西小学校はできていないというところよろしいですか。

議長

教育総務課長。

教育総務課長

今現状、東小学校で2教科で導入しております。こちらも学校の要望に基づいてという要望でございまして、また今後、ほかの学校も出てくる可能性はございます。

議長

河本議員。

7番

東だけではなく、あとの2校のほうも充実できるように努力していただきたいと思います。

I C Tの活用や対面指導と、遠隔オンライン教育とのハイブリッド化による指導の充実といたしまして、I C Tの日常的な活用による事業改善、全国的な学力調査のC B T化の検討、教師の対面指導と遠隔授業等の融合した事業づくり、デジタル教科書、教材の普及促進、児童生徒の特性に応じたきめ細かな対応として、不登校児童生徒、障害のある児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒を支援しやすい環境の構築に向け、統合型校務支援システムの活用や帳票の共有化などによりまして、個別の支援計画等の作成及び電子化を推進すること、I C T人材の確保などについて多くの課題があるわけですが、これらの課題を解決するような環境の整備というのはしっかりできているんでしょうか、伺います。

議長

教育総務課長。

教育総務課長

私からお答えをいたします。

本町では、令和2年度に国が進めますG I G Aスクール構想に基づきまして、児童生徒1人1台のタブレット端末と高速大容量の通信ネットワークを整備し、タブレットを活用した授業を各教科で実践をしています。

導入後につきましては、コロナ禍における自宅待機期間中の児童生徒とのオンライン授業での活用、そしてタブレットを持ち帰った宿題や学習での活用、さらにはふるさと美浜元気プロジェクトでの3校をつないだ総合学習でも積極的に活用をしているところでございます。

また、授業におきましては、教師と児童生徒間や児童生徒間同士の意見交換の際にタブレットのアプリを活用して、作成した発表内容、そういったものを大型モニターに投影しながら、各教科でハイブリットによる活用といったものを図っております。

全国的な学力調査のC B T、いわゆるコンピューターで行うテス

ト化につきましては、既に美浜中学校で英語のテストでありますとか、生徒の意識調査、そういったものをタブレットを使って実施をしております。ほかの教科での活用につきましても、今後、国や県の動向を注視しながら取り組んでまいりたいと考えております。

児童生徒用のデジタル教科書につきましては、現在、国が進めるデジタル教科書実証実験に本町としまして参加をしております、小中学とも算数、数学、英語を導入し、今後、本格的に導入される前段として使用検証を行っております。

また、ICT人材の確保につきましては、教員のICT能力を向上させるため、各学校の情報担当教員で構成をします学校情報化推進委員会を設置いたしまして、各学校それぞれの先進的な取組を情報共有することで、教員全体のICT能力の向上及び底上げを図っております。

さらには、令和元年度に導入をいたしました統合型校務支援システムにより、成績の処理、指導要録、健康診断票の作成をはじめとする帳票の電子化でありますとか共通化、そういったものがございますし、令和4年度に追加運用を始めました学校と家庭をつなぐ情報連絡アプリによる体調管理、出欠報告、学校からのお知らせ等で活用している状況でございます。

加えて、本町では県内自治体よりも先駆けまして、教材研究や指導準備、授業でのタブレットの活用や教員のサポートとして、ICT支援員を配置し、デジタル教材を生かした授業づくりを実践してまいりました。

このように、町ではICT教育の環境を充実させながら、今後も引き続き、自分の夢や希望に向かって自らの可能性を伸ばしていくことができる人づくりを目指した学校教育と学校運営の推進に努めてまいりたいと考えております。

河本議員。

それから、増加する外国人児童生徒などへの教育の在り方についてなんですけど、外国人の子供たちが共生社会の一員として今後美浜町を形成する存在であることを前提といたしまして、関連施策の制度設計を行う必要があります。

議 長
7 番

学校における日本語指導や体制構築、中学校、高等学校段階における進路指導、キャリア教育の取組や促進、学校における異文化理解や多文化共生の考えが根づくような取組、異文化の理解、多文化の共生の考え方に基づく教育のさらなる普及、充実が必要であることを踏まえて、それらに対応する準備というものはできているのかどうか、伺います。

議 長
教育総務課長

教育総務課長。

では、お答えをいたします。

近年の社会経済のグローバル化でありますとか国の労働力不足、そういったものに伴いまして、福井県内におきましても、ブラジルをはじめ、アジア地域からの技能実習生や日本人の配偶者など、様々な背景を持った外国人が増加をしております、多様な人々が共に生きる社会への転換といったものが始まっております。

このような状況の中で、日本と外国人がともに国籍や民族による文化の違いや多様な価値を認め合うことがますます重要になっており、地域社会においても、お互いに尊重し合って暮らしていくための多文化共生の視点に立った取組が求められております。

まず、受入れ側となる本町では、これまでから小中学校9年間の一貫した英語教育を通して、ALTを配置したことで、子供たちが生きたネイティブスピーカーの英語にたくさん触れていることから、一定の準備は整っていると考えております。

さらに、美浜中学校では、多様な文化への理解を深める学習機会の充実を図るために、昭和63年に台湾石門郷、現在の新北市石門区でございますが、そちらとの姉妹都市提携を踏まえ、令和2年度から始まりました台湾新北市石門区中学との交流により、訪問地における生活や文化等について見聞を広め、交流活動を通して異文化理解を深め、多文化共生について意識醸成を図っている状況でございます。

現在、本町につきましては、外国人の児童生徒はおりませんが、受け入れる際には、学校において児童生徒の滞在期間や日本語習得状況、生活への適応状況などを判断しながら、県とも連携をしながら、日本語の指導をはじめ、適切な個別指導実施を行っていきたいと考えております。

議 長
7 番

河本議員。

答弁からすると、そういったところへの対応もしっかりできるんじゃないかなというふうに思いますし、実際に、外国人の生徒などが学校に入ってきたら十分な対応をしていただきたいと思います。

児童生徒の多様化や教育DXなど、近年の社会変化を踏まえた新たな学校教育が求められる一方で、課題となっているのが小中学校や高等学校における教員不足です。学校教育を担う人材として、質の高い教師を確保する必要がありますが、そのためには対策として、教職の魅力向上を図ることが非常に重要です。

美浜町は質の高い教師を確保するための教職の魅力向上に向けた環境の在り方などに関する調査をしっかりと行うべきだというふうに考えるわけでありますけども、有識者や教育委員会、学校関係者から、給与面とか公務員法制、労働法制面の在り方、学校における働き方改革に係る取組や状況、学校・教師の役割などをしっかり検討して、魅力ある学校組織体制づくりを行うべきだと思いますけども、そのような取組は実現できているのかどうか、お伺いします。

議 長
教育総務課長

教育総務課長。

それでは、お答えをいたします。

本町の教員は子供たちのためにという強い使命感と責任感を持って児童生徒に関わるあらゆる業務に携わっておりまして、そのため勤務時間が長く、長時間に及ぶ傾向がございます。このままの状況では、これまで培ってきた高い教育力を維持、発展していくことが困難となり、さらには、教育の質を高めていくためにも膨大となってしまった学校・教員業務を見直すことが必要となっております。

この状況を踏まえて、教員の業務負担の軽減を目的に、子供と向き合う時間の確保や魅力ある学校組織体制を進めるため、本町では、令和元年12月に教員の働き方改革に関するアンケート調査を、県では、令和4年11月に教職の魅力向上に向けた環境等に関する調査を実施いたしております。この調査の結果を踏まえて、学校における働き方改革の取組や学校等の役割などを検証し、教職の魅力向上に向けた環境の実現のための学校業務改善方針をま

とめております。

各学校におきましては、この学校を業務改善方針に基づいて、退庁時間や長期休業期間に学校閉庁日の設定、部活動活動日の上限、各種行事の見直し、職場の環境改善、時間外の保護者対応の負担軽減や1日の仕事の時間配分を見直したりしまして、時間を生み出すなどの工夫を実践しておるところでございます。

また、本町としましては、アンケート回答が多く寄せられておりました支援員、スクールカウンセラー、部活動指導員等の専門スタッフの配置、校務支援システム等のICT環境の整備、書類の様式や手続の見直し等を進め、魅力ある学校組織の体制づくりに取り組んでおります。

今後につきましては、本町としましては、引き続き教員の長時間勤務の改善に留意しつつ、職責にふさわしい教員の処遇の見直し等、さらなる学校における働き方改革や学校運営体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

そしてさらには、質の高い教員の確保に向けまして、嶺南地域の次代を担う教員養成を目的としました福井大学と嶺南8市町で取り組んでおります嶺南教育プログラムの推進、そして今年9月の県議会の一般質問で、県内の公立中学校に嶺南出身の教員が少ない現状について、杉本知事から嶺南勤務希望者の採用を検討していくと言った考えを示されておりますので、県や福井大学とも連携をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

議 長
7 番

河本議員。

教育に関する課題は多岐に及びまして、専門的な知識を有するものも多く、大変やりがいのある分野だと思います。

自治体間競争の中で定住人口を増やそうと考えると、他市町との違いを明確にすべきは教育分野、非常に重要だと考えます。

美浜町は教育環境、教育施策のどれもが、どの市町よりも充実していることが定住人口を増やす第一条件だと考えているので、これから教育長の手腕を注視してまいりたいと思います。

次に、水道水の濁りについて質問をしていきます。

11月3日に久々子区において水道水の濁りがありまして、町行政に区民から苦情の連絡が行ったと思いますけれども、水道の水

が濁った原因は何なんでしょうか、原因について伺います。

議 長

上下水道課長。

上下水道課長

御質問につきましては、私のほうから御説明させていただきます。

先日の久々子区等における水道水の濁りにつきましては、早瀬地区で発生いたしました水道管接続箇所の破断による漏水が原因だと考えております。

詳しく申し上げますと、異形管接続部の破断箇所から水道水が一気に流出したため、水道管内を流れる水の速さや方向が急激に変化したことから、水道管内面に長年蓄積された鉄分を含んだ付着物が剥がれ落ちることで、赤茶色に濁った水が発生したものでございます。

議 長

河本議員。

7 番

早瀬地区での水道管の破断が原因やったということなんですけども、それによって濁った水が出てきたわけなんですけど、その事象の発生範囲ってどれぐらいの範囲で起きたのか伺います。

議 長

上下水道課長。

上下水道課長

事象の発生範囲でございますが、漏水発生地区である早瀬や久々子及び日向の一带において濁りの事象が発生いたしました。

幹線配水本管は、郷市から松原、久々子、早瀬、日向へとつながっており、かつ各集落内で枝管となる配水管がループ化されていることから、管内の水道水は一定の方向、一定の速さで動いているわけではないため、配水管で漏水等により一気に水道水が流出したことから、周辺部に濁りの影響が広がったものと考えられます。

議 長

河本議員。

7 番

こうやって濁りが発生したということは、飲料水での水質には問題はあるんでしょうか。これはどうなんでしょうか。

議 長

上下水道課長。

上下水道課長

水道管の破損による断水、洗管作業や火災により消火栓を使用した場合、水道管内の水が流れる速さや方向が変化するため、水道管に長年蓄積された鉄分が剥離して赤水となり、家庭の蛇口から出る場合がございます。

また、水の流れる圧力が急激に変化することにより、水に溶け込

んだ空気が気泡となり、白く濁って見えることもございます。

今回発生した赤水の成分は鉄分であり、鉄分そのものは人体にはほとんど影響がないものと考えられますが、漏水事故等により赤水が発生したときには、利用者への周知を図るとともに、排泥や消火栓を利用した水を、洗管作業等を行うことにより水道基準に基づく水質の回復に努めてまいります。

議 長

河本議員。

7 番

水道水が濁るということも数年に一度ぐらいのペースなんですけど、度々、水道水が濁る事象が発生しています。飲料水として水質に問題は無いとしても、濁りがあるものは飲めませんし、一旦濁りがなくなってきたように見えてもよく見ると異物があることもあります。

この安全な水の供給は自治体の責任ある役割ではないかと思うんですが、行政はどのように考えていますか。

議 長

上下水道課長。

上下水道課長

新美浜町水道ビジョンに掲げる一つ、いつでも安全でおいしい水、強靱な水道、水道サービスの持続、自然と共存を実現すべく重要なライフラインである水道の維持、保全に日夜取り組んでいるところであります。

しかしながら、不測の漏水や断水など、避けられない事態も発生することから、計画的に施設の更新、強靱化を進めるほか、事象が発生した場合は、住民に迅速に情報共有するとともに、事業者の協力を得ながら、早急に復旧対策を行うよう体制を整えているところでございます。

議 長

河本議員。

7 番

対策は考えておるといことなんですけども、老朽管などの取替えとか、インフラの再整備というのが本当に必要なんじゃないかなと思うわけなんですけども、今後の対策というのは、そういったことを計画というのはしっかりされておるんでしょうか、どうなんでしょうか。

議 長

上下水道課長。

上下水道課長

まず、漏水対策といたしましては、各集落内の配水管を中心に老朽管の更新を実施してきております。

美浜町では、平成10年度に現在の配水用ポリエチレン管、ハイ

パーポリエチレン管と言いますが、この採用を県内でいち早く決定してございます。老朽管の更新と併せまして水道管の耐震化を実施しており、災害時に強い水道を目指してきました。

また、美浜町の令和5年3月末の耐震管の割合が54.22%となっており、福井県内でも耐震管の割合が一番高い率となっております。

今後も、各集落内の老朽管の更新を継続する一方で、総合振興計画における優先施策、地域力の向上の具体的施策にも掲げ、さらに強靱な水道の推進に当たり、基幹水道管路についても、耐震化計画を策定し、優先順位を上げて重要な箇所から耐震化している考えでございます。

議 長
7 番

河本議員。

度々、赤水とか出るような状況が続きますと、町民の方も行政に対する不信が増しますので、しっかり対策を行って、そういった事象が発生しないような整備をしっかり行っていただきたいと思いません。

次に、美浜町レイクセンター電池推進遊覧船の運営状況について伺います。

美浜町レイクセンター電池推進遊覧船の業績予想については、運営開始前のものは、初年度から3年間は数百万円の赤字見通しで、4年目から黒字化して、10年で当初の3年間の赤字を埋めることができるような内容だったと思うんですが、業績赤字の予想額はどうなっていたのか、伺いたいと思います。

議 長
町 長

町長。

レイクセンター電池推進遊覧船の運営状況についての御質問をいただいたところでございます。

新幹線敦賀開業を、あまねくその効果を町内に取り組むためには、今までの拠点観光では限界があるというふうに町は考えておりました。周遊滞在型観光エリアの形成を見据えて、これまで様々な観光施策に取り組んできたところでございます。

とりわけ、三方五湖でございますけども、これは若狭湾エリアを代表をする国内でも有数の景勝地でありますけども、この魅力を多角的かつ重層的に満喫できる仕組みができれば、多くのお客さ

んを迎え入れることが可能となるというふうに考えてございます。

その役割を天空から果たす施設がレインボーラインの天空テラスでございまして、今回から新たに湖面、あるいは湖周から楽しんでいただけるように、レイクセンター電池推進遊覧船、さらにゴイチサイクリングルートの整備を進めてきたところでございます。

これらの施設が相互に機能連携をすることで、三方五湖を中心とします周遊滞在型の観光エリアがつくられることによりまして、宿泊や飲食など、観光の消費が増大し、地域の経済はもとより、町の活性化につなげていけるものというふうに考えているところでございます。

今回、事業者から厳しい経営状況の説明を受けられ、不安に一部感じておられると思いますけども、まだまだ歩みを始めたばかりでございます。

我々は、運行実績を踏まえながら、これは船からしか感じ取れない五湖の魅力や遊覧ガイドのすばらしさ、グリーントランスフォーメーション時代の先端を行きますこの船の話題性など、乗船者の評価、これは総じて高くございます。観光施設としてのポテンシャルの高さを実感しているところでございます。

そのため、これまでの課題をしっかりと検証し、このポテンシャルを最大限に引き出すことで、このエリアの周遊滞在型観光の、これは中核施設の一つとして役割をしっかりと果たせるよう、町といたしましても鋭意取り組んでいく所存でございます。

今回、業績赤字の予測等の御質問、さらには経営に関わります御質問等をいただいておりますが、詳細につきましては担当課長からお答えをさせていただきます。

議 長
観光誘客課長

観光誘客課長。

まず、業績赤字の予想額について何うという御質問でございませうけれども、指定管理者、三方五湖DMOの指定管理申請段階における最新の収支計画では、令和4年度と5年度の2年間はマイナス収支とし、令和6年度以降を黒字化する計画というふうになってございます。

4月の開業以降、電池推進遊覧船に乗船された方の多くは、変化

に富んだ景観や自然はもとより、音が静かで揺れもなく、ガイドのアナウンスがすばらしいというような好評をいただいております。常に魅力ある運営に努めていると聞いておりますが、まだその魅力が広く伝わっておらず、今年11月末時点の遊覧船の乗船者数は約8,000人とどまっているところでございます。

三方五湖DMOでは、誘客対策の一環として、レインボーラインと連携した観光宣伝をはじめ、年稿博物館や若狭三方縄文博物館と連携した割引企画や、ジャズライブや星空観察会等のイベントの開催、さらに10月からは、旅をしながら集める船のプロジェクトに参加しまして、御船印の販売を始めるなど、様々な取組も行っているところでございます。そういったところで少しずつ団体客の受入れも増えている状況でございます。

町におきましても、台湾におけるトップセールスをはじめ、首都圏や長野、軽井沢等の北陸新幹線沿線へ出向いてのPR、またマスコミや新聞広告、JR車内誌による広告の掲載、さらにいろいろな機会を捉えて積極的にPRをしまして、これまでに国や県、市町関係者、経済関係者など、多くの方々に御乗船をいただく取組も進めており、GX時代にふさわしい船の意義やすばらしさを伝えております。

乗船いただいた方からは、船の性能はもとより、先進的な。

船の性能はもとより、先進的な再生可能エネルギーの活用等についても高い評価をいただいております。

業績赤字につきましては、開業後1年が経過しておらず、現段階で収支の見通しを立てることは困難であるため、明言できませんけれども、いずれにしましても、この船が持つ観光資源としての潜在力が非常に高いことから、知っていただくための強力な情報発信や魅力をさらに磨き上げ、引き続き三方五湖DMOや若狭美浜観光協会と連携し、国内外を問わず、多くの観光客に御利用いただけるよう努めてまいりたいというふうに思っております。

河本議員。

質問は通告してあるとおりなんです。

当初、計画を出されているはずなんです、事業者からね。その資料も私たちはいただいておりますけど、業績赤字の予想額はどうな

議 長
7 番

っていたかというのを聞いているので、数字を上げてください。

分かるでしょ。

議 長

観光誘客課長。

観光誘客課長

今ほど申し上げましたとおり、1年間、8か月が経過したところで、1年間の全体の業績赤字というのは、予想額については、今の段階では申し上げることはできません。

議 長

河本議員。

7 番

業績予想上げているじゃん。

議会に業績予想も当初出して承認も得ているんだから、その資料に基づいた数字を上げてくれればいいのに、公開できないですか。公開できないなら公開できないと言ってください。業績予想ですよ。

議 長

観光誘客課長。

観光誘客課長

私がいただいた御質問に対しては、今年度の業績赤字の予想額について伺うというようなことで私は受け止めておりますので、今の質問に対する御回答というのは、こういう形で答弁をさせていただくことでお願いします。

議 長

河本議員。

7 番

おかしい。だって通告には、レイクセンターの業績予想について、運営開始のものは初年度から3年間は数百万円の赤字見通しだったという資料があるんで、そのちゃんと整合性を取るために数字を聞いているわけですよ。そういう通告をしているんだから、それに対してちゃんと答えてください。答えられないんだったら答えられないと言ってください。

議 長

観光誘客課長。

観光誘客課長

先ほども申し上げましたけども、今の段階で私が質問に対して受け止めた答えと河本議員さんの求められているものがちょっと違うところもございまして、今の答えでしか回答する答えを持っておりませんので、申し訳ございませんけども、今の段階での業績赤字の予想額については今の段階では申し上げられないということによりよくお願いいたします。

議 長

河本議員。

7 番

では、業績予想についてなんですけど、当初事業者から出された

予想について、3年間は数百万円の赤字だったということは間違いないですか、どうですか。

議 長

観光誘客課長。

観光誘客課長

町のほうで承知しております最新の収支計画につきましてですけれども。

7 番

最新じゃなくていい。

観光誘客課長

先ほど申し上げましたが、令和4年度と5年度の2年間はマイナス収支と、これは指定管理の申請のときにいただいた収支計画でございます。

そして、6年度以降を黒字化する方針ということで計画はいただいております。

議 長

河本議員。

7 番

2隻目の電池推進遊覧船が入ったということで、9月の議会の視察でレイクセンターに伺いましたが、事業者から業績予想について、初年度から数千万円の赤字予想になったと、変更になったということが言われました。

10年で赤字幅を埋めることも何か現状困難であるかのようなことが議会に伝えられたわけですが、行政と指定管理の事業者との間でしっかり確認は取れているのでしょうか、そのあたりはどうなんでしょうか。

議 長

観光誘客課長。

観光誘客課長

町と指定管理者である三方五湖DMOの間で、定期的に2週間に1回、月2回ぐらい、電池推進遊覧船の運行計画をはじめ、各種イベントの計画、営業活動、入り込みの状況等について意見交換を行っております。

また、これまで三方五湖DMOからの指導提供を受けまして、収入と支出状況の内容を確認しまして、再三にわたって、誘客対策の強化はもとより、経費削減等の改善点を指摘するなど、経営の改善と合理化を求めているところでございます。

さらに精査をする必要があると考えておりますけれども、このような取組を続けていきたいというふうに考えております。

議 長

河本議員。

7 番

当初、レイクセンターを運営する前の業績予想というのは、向こ

う3年間で数百万、500万円程度だったんですよ。それが9月に行ったらもう2,000万円とか3,000万円の赤字になる、非常に苦しいような状況だということを説明されたので、その辺の1桁違うんですよ、赤字の桁が。

その辺はちゃんと行政として把握されとるかということなんですが、把握されていますか。

議 長
観光誘客課長

観光誘客課長。

その点につきましては、三方五湖DMOからも指導提供を受けてまして、状況は把握しております。

議 長
7 番

河本議員。

6月の一般質問のとき、観光誘客課長は、まだまだ電池推進遊覧船は伸び代があるというふうに答弁していましたが、9月の視察段階では、指定管理の事業者が撤退までのめかすほどの事態に私は危機感を感じました。

秋には、2隻目の電気推進遊覧船も運航し始めましたが、乗船客の状況は伸びていて、収益は改善の方向に向いているのかどうか、伺います。

議 長
観光誘客課長

観光誘客課長。

ただいまの質問でございますけども、乗船客の伸びでありますとか収益の改善についてということでございますけども、世界的な半導体不足の影響によりまして、2隻目の納船が遅延しておりました。そのGREBEが今年の10月から運航を開始しまして、これまでやむなくお断りをしていました団体への予約も対応可能となりました。

レイクセンターで行っておりますアンケート調査では、電池推進船は揺れもなく、静かで乗り心地がよいと、ガイドの説明が分かりやすい、楽しい時間を過ごせたというような好評をいただいております。開業から9月までの6か月間で600人ほどであった予約が、10月と11月の2か月間で約1,600人となるほど、たくさんの団体予約もいただいているところでございます。

今後も、利用者の声に耳を傾けながら、今回の補正予算にも計上しておりますが、広報や用途の拡大など、新たな魅力を創出し、三方五湖をはじめとする湖面の魅力アップを図り、観光誘客の促

進を図ってまいりたいと思います。

議 長

河本議員。

7 番

2 隻の電池推進遊覧船を維持しようとするれば、それだけ運営経費とか負担も重いと思います。

現時点で、それをペイできる集客と収益が見込める状況にはなってきたんでしょうか、その辺はどうでしょうか。

議 長

観光誘客課長。

観光誘客課長

ただいまの御質問に回答させていただきます。

電池推進遊覧船の 2 隻の維持には、主な経費として人件費や電気代がありますが、遊覧船事業の収益向上には、日々の乗船率を上げる必要があると考えております。そのため、広く船の魅力を伝えるとともに、これまでの実績を踏まえ、平日の乗船客増を軸にした教育旅行やインバウンド観光客の営業など、ターゲットを絞った誘客活動に取り組んでいるところでございます。

電池推進遊覧船に乗船された方は、水鳥の飛来や魚が跳ねる様子、ボート競技の風景などに興味を示す方が多く、電池船であるからこそ水鳥が逃げない、間近で観察ができるなど、その光景を見るだけでも価値がある、非日常に触れることを楽しむ方が見受けられます。

三方五湖には、今年も 1 1 月頃から多くの水鳥が飛来しております。1 月から 3 月にかけては、お客様の来訪が少なくなる見通しではございますけども、水鳥を船から眺めるバードウォッチングなど、視点を変えた魅力ある事業展開にも力を入れてまいりたいというふうに考えております。

こうした取組を重ねることで、経営の安定につなげていけるよう、事業者と協議を進めているところでございます。

議 長

河本議員。

7 番

先ほどから聞いていることと全然違うことをおっしゃるんですけど、集客と収益が改善して収益が見込める状況になっているのかと聞いているので、なっているのか、なっていないのか答えてくれればいいんですけど、そのあたりはいかがですか。

議 長

観光誘客課長。

もう単刀直入にね、お答えいただければいいと思います。

観光誘客課長 現在の状況では、収益に対しての収支は経費が多くて、バランス的には悪い状態にあるというふうに考えてございますけども、これらをいろいろ協議、これからさらなる協議をいたしまして、経営改善に向けて取り組んでいただくということで、町も頑張っていけますし、DMOへも頑張っていたきたいというふうに考えております。

議長 河本議員。

7番 指定管理の契約というのが、運営は指定管理料で行うのではなくて、事業の収益で賄う契約になっておりましたけども、現状のまま、これ事業者で事業を継続していけるような状況なんですか、どうなんですか。

議長 観光誘客課長。

観光誘客課長 指定管理者であるDMOには、町との協定に基づきまして、収益の向上とともに経営計画の見直しを行っていただき、最善の努力で適正な経営に努めていただく必要があるというふうに考えております。

町としても、来る北陸新幹線敦賀開業の効果が最大限に得られるように、湖面遊覧の魅力をさらに引き出して磨き上げるとともに、国内外にその魅力を広く発信することで、多くの観光客に足を運んでいただいて、持続可能な事業運営につながるよう、連携して取り組んでいきたいというふうに考えております。

そうすることで遊覧船の利用が進み、町内への周遊、また地元への宿泊、そういった波及効果を生み出し、地域の活性化につなげていけるものと考えております。

議長 河本議員。

7番 不安になる一方なんですけど、今後、美浜町のレイクセンター電池推進遊覧船の赤字を町民の血税から負担するようなことが発生するかどうか、こういったことが一番気になるんですけども、その辺はいかがですか。

議長 観光誘客課長。

観光誘客課長 ただいまの御質問ですけども、電池推進遊覧船は、ガイドさんをはじめ、社員の皆様の懸命の努力により、乗船者からは総じて高い評価をいただいているところでございます。誘客への潜在力は非常

に高いというふうに考えてございます。その魅力をしっかりと伝えるとともに、さらに磨き上げることで、収支の改善に最善の努力を尽くすことに、三方五湖DMOとともに専念してまいりたいというふうに考えております。

議 長

河本議員。

7 番

本定例会でも、三方五湖の湖面などさらなる魅力アップ事業、情報発信事業の補正予算が計上されていますが、これってどのようなことをされるんですか。

議 長

観光誘客課長。

観光誘客課長

一例を申し上げますと、例えば船に乗っていただくお客さんに対して、カフェで売っているホットドッグ等を販売するような営業努力でカフェの売上げも伸ばすということもあつたりしますし、あとレインボーラインと協働した、これは誘客活動なんですけども、そういう営業活動を行うこと、またレイクセンター単体でもそういう営業活動を行いなさいよというような形での指導も行っております。

そのほか支出の削減、大変大きい課題であると思っておりますので、その辺もきつく指導をしているところでございます。

議 長

河本議員。

7 番

きつく指導しているということは、今回の補正予算で三方五湖の湖面などの魅力アップ事業とか情報発信事業をやられるんで、どんなことするのかなと思っていたんですけど、ちょっと内容を意見交換会のときにも伺ったんですけども、中でもキャラクターグッズの作成とかいうのも中であつたんですけど、このキャラクターグッズってよほどうまくいかないと思っていたほどの効果って生み出せないですよ。大体が製作費や在庫を抱えるだけで無駄な経費を使うことになってしまうので、本当に慎重に計画したほうがいいと思いません。

今後も、魅力アップや情報発信などの予算や行政のでこ入れというようなことがレイクセンター電池推進遊覧船を中心に、これ必要になってくるんでしょうか、それはどうなんでしょうか、考えを伺います。

議 長

観光誘客課長。

観光誘客課長

最後のほうがちょっと聞き取りにくかつたんですけども、電池推

進遊覧船。

7 番
観光誘客課長

中心に必要になってくるんですか。

ありがとうございます。

今まで船につきましては、GREBE、COOTというような名前で宣伝をつけておりましたけども、一応、パンフレット等にはGREBEとCOOTのキャラクターデザインも掲示して、もうつけてあるんですけども、小さいお子様たちがおいでいただくためには、例えば、等身大とは言いませんけども、大きいぬいぐるみとかで、こういうものがキャラクターになっているんだよとか、そういうような形での広げ方も必要かなと考えておりますので、そういう形の事業等をして取り組みたいと思います。

議 長
7 番

河本議員。

事業自体は非常に大変な運営をされているんだろうなというふうには思っているわけですけども、これまでレイクセンターの運営は指定管理料で賄うのではなくて、事業の収益で賄うという部分を議会は認めてきたと思います。それが運営の赤字補填が必要になったり、今後、指定管理料が必要になったりすれば、一体議会の承認は何だったのかということにもなりますし、町民の期待を裏切る結果にもなります。

レイクセンターの運営については議会も注視していますし、町民も厳しい目で見ているということをお忘れなくいただきたい。

こういうことを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

議 長

以上で河本議員の一般質問を終わります。

これより休憩いたします。

引き続き、一般質問は午後 1 時から開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

御苦労さまでございました。

(休憩宣言 午前 11 : 52)

(再開宣言 午後 1 : 00)

議 長

再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、6 番、梅津隆久議員の一般質問を許します。

梅津議員。

6 番

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回、1件だけなんですけども、小中学校生での児童生徒のいじめ問題についてということで質問させていただきます。

先月、文部科学省が公表しました問題行動不登校調査結果によると、2022年度、全国小中高特別支援校において認知されたいじめは68万1,948件と過去最多に上ったと報道されております。このように、この内容については子供の身体や財産に深刻な被害が生じたり、不登校になったりする重大事態が最多の923件となっております。前年度と比較すると3割も増えたという報告がされておりました。

そこで、福井県内で認知されましたいじめは前年度比48件減少したが、1,372件で、重大事態は3校確認されており、小学校967件、中学校305件となっていると言われております。

県教育委員会は、認知件数が減少したものの、いじめは潜在化している可能性もあり、校内では注意深く児童生徒に寄り添って対応したいと言っておりました。

また、文部科学省の報告では、2013年にいじめ防止対策推進法が施行されたが、それ以降、文部科学省が学校や教育委員会に積極的な認知を働きかけたことにより、いじめの件数は毎年度最多を更新したものの、コロナ禍で休校もあり、減少したものの、2021年度から再び増加傾向にあると言われております。

懸念されるのは、重大事故に至るまで学校などが把握できず見逃していた事案が357件にもなっていると言われております。357件の中には、学校側がいじめに該当し得る情報があったと答えたものが151件あり、解決の機会を見逃した可能性があると言われ、さらに、いじめは解消したと判断していたとの見解も60件あり、教育現場は人手不足や過剰労働などから、教員の目配りが行き届かないと評価されております。そのためにも、実態把握や詳細な検証をすべく早急にスクールカウンセラーの配置の充実やスクールソーシャルワーカーの設置促進を検討していると言われております。

また、小学校不登校10年連続増で約30万人に迫るとも言われ

ており、教員の多忙化も不登校増加に関係していると推定されております。学校では、子供たちの事情を聞き出し、対処する時間が持たなくなっていると分析しております。

学校現場の業務や授業を増やす方向で進めた文部科学省の施策が学校を窮屈にした面があり、児童生徒にも教員にも余裕が必要と現場の声があるとされておりまして。

以上の報道事案に基づき、我が町内小中学校の実態について、質問いたします。

まず、今日、加藤新教育長の所信を聞いてからと思っておりますが、たけども、もう午前中にいろいろと答弁していただきましたので、高橋議員も言っていました。それと、河本議員も質問されておりましたので、加藤教育長への質問は省略させていただきます。質問に入りたいと思います。

まず1つ目でございますが、第5次美浜町総合振興計画後期基本計画の中で、教育基本目標に掲げている学校教育の充実の中で、児童生徒の心身の健全育成を主要施策に掲げ、しっかり運営されておりますが、町内小学校3校、中学校1校で最近いじめ問題の実績があるのかをお伺いいたします。

議長
教育総務課長

教育総務課長。

私のほうから、いじめ問題に係る実績についてお答えさせていただきます。

町内の小中学校からは、毎月いじめの状況等に関する調査として報告を受けております。

今年度は、冷やかしや悪口等で3件発生をしておりますが、それらについては既に解決されていると、学校から報告を受けております。

全国的にもいじめの件数が増加傾向にある中、本町で報告件数が減少している要因の一つとしまして、各教員のこれまでからの取組をはじめ、特に本町が長年にわたって幼児の段階から注力をしております人権教育の取組による成果というふうに考えております。

具体的には、本町では昭和44年に保育園を含む学校教育における同和教育を推進していくための美浜町同和教育研究会といった

ものが発足をし、その後、平成9年に人権教育研究会へと名称を変更し、現在に至る中で、保育園部会、学年部会、養護教諭部会、生活指導部会を設けまして、それぞれに発達段階に応じた研究と実践に取り組んできております。

また、福祉教員を小中学校に配置しまして、人権教育の視点を持ちながら、いじめ等の未然防止の教育活動を展開しております。

さらに、各小中学校におきましては、いじめ防止基本方針といったものを策定いたしまして、人権教育を通じて、いじめの未然防止のために、思いやりや互いに認め合い学び合う心など、一人一人の成長と仲間と支え合うことのできる集団の育成を目指しております。

議 長

梅津議員。

6 番

午前中の回答の中で、教育委員会のほうから中学生は何か7件ぐらいありますねという報告があったような気がしたんですけども、今のこの3件というのは小学校でしょうか、中学校ですか。

議 長

教育総務課長。

教育総務課長

今ほどお答えさせていただきましたのは、いじめに係る実績というところでごさいますして、午前中の一般質問でごさいましたのは、不登校に係る人数がおおむね10人前後で推移をしておるという状況でごさいます。

議 長

梅津議員。

6 番

今のところ、いじめ問題は3件あったけども解決し、今は既にクリアしていると。小中学校もないということによろしいでしょうか。

次の質問に入りますけども、いじめに対する過去の話になろうかと思えますけども、いろいろ要因分析と対策について、教育委員会なりに実践すべき事項を検討したと思えます。

その中で今、教育委員会のほうで説明がありましたように、教育の取組や人権教育の充実、それから思いやり学習ですかね、それから発達段階に応じていろいろと教育していったらということ、今のところないんですけども、過去にあった件についての対策が今述べられた回答ということで理解すればよろしいでしょうか。

いろいろ要因を解析した結果、人権教育の充実を図らなければいけないのとか、いろいろあると思えます。

その辺の何か、今までの要因に対する対策結果をお教え願いたいと思います。

議 長
教育総務課長

教育総務課長。

では、2点目の御質問ということで、お答えをさせていただきたいと思います。

町内の小中学校では、教職員が児童生徒の表情、そしてしぐさ、そういったところをきめ細かく観察をしまして、僅かな変化を見逃さないよう、いじめの早期発見と対応に努め、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう指導をしておる状況でございます。

また、各学校では、定期的なアンケート調査でありますとか、教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめに係る情報があった際には、教職員個人で判断をせず、直ちに各学校内の教員全員で構成をいたしますいじめ対策委員会といったものがございまして、そちらのほうへ報告をし、チームによる対応を行っておる状況でございます。

今後も各学校における校内研修でありますとか職員会議で、いじめの対応や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて、全教員への共通理解に努めていきたいというふうに考えております。

また、児童生徒に対しましては、全校集会や学級活動等で日常的にいじめの問題に触れ、いじめは人として絶対に許されない行いだということを引き続き徹底してまいりたいというふうに考えております。

議 長
6 番

梅津議員。

教育委員会の対応はよく理解できました。ただ、これが午前中のひきこもりとか不登校にもつながっていく可能性も大だと思いますので、今後とも、いじめに対する今の対策を実行し、一人も出さないという方向で教育行政を進めていただきたいと思います。

次に、美浜中の教員と私ちょっとお話をしたんですけども、美浜中の教員のいじめに対する取組をお聞きしたところ、教職員は、今教育委員会もおっしゃっていましたように、積極的にいじめを見つけに行くというスタンスを取っていますという先生の回答でございました。いじめはあるものとして注視していますという話

もしておりました。

また、いじめ対応サポート班というんですかね、何かいじめ対策委員会、これは今の教育委員会の報告にありましたけども、委員会が毎朝生徒指導の先生が主となり、8人程度でミーティングをやって情報交換しておりますと。それから相談室も設けているが、ネット上の問題は発見しにくいとおっしゃっておりました。

今、このネットで、スマホでいろいろと友達同士が夜遅くまで何かやり取りし、またその返答をしなかったら私をいじめとるんじゃないかとか、いろんな問題が今、出てきているということで、ネット上のいじめ問題がなかなか発見しにくいというふうな、先生のお話でございました。

それからあと、これは不登校なんですけども、これがいじめで不登校になったか要因分析はできておりませんが、不登校が二、三日間続くと先生方が家庭訪問の対応を4年前から実施しておりますということでございました。ということで、これは美浜中学校の話でございますけども、非常に学校としては手厚い対策が取られておりますという先生の回答でございますし、今後、やはりこのいじめを再発させない、それから不登校を発生させないということで、今のカウンセラー、ソーシャルワーカーの人プラス拡充を図っていただきたいとの声がありました。

今のところ、カウンセラーとソーシャルワーカーで何とか対応は取れていますけども、今の人数で対応は取れておりますけれども、やはりいじめ防止対策を進める上では、教職員の負担もかなりあると。教職員の負担を減らすべく、この要望に対する行政としての見解をお伺いたします。

議 長
教育総務課長

教育総務課長。

では、私からお答えいたします。

学校におきましては、いじめの未然防止や早期発見、早期解決を図るために、スクールカウンセラー、そしてスクールソーシャルワーカー等を含め、校長を中心としたチーム全体で対応に当たっているところでございます。

スクールカウンセラーにつきましては、小中学校4校に対し、1人を配置し、各学校を巡回しながら児童生徒の不安や悩みごとの

相談に応じたり、教職員や保護者に対する助言、そういったところを行っております。

また、スクールソーシャルワーカーにつきましては、学校だけでは支援が難しい、児童生徒の家庭を含めた問題に対しまして、家庭訪問でありますとか、面談、福祉医療などの関係機関との連携調整を行い、保護者等に寄り添いながら問題解決を図っております。

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活動としましては、児童生徒一人一人にきめ細やかな相談を行いながら、特にいじめの未然防止、早期発見に向けて様々なことに取り組んでおるところでございます。

今日の学校教育の現場では、いじめや不登校等、様々な家庭環境に応じた保護者への対応など、複雑化、多様化する諸課題への対応が求められており、教職員の負担が増加する傾向にあります。このため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへの期待は大きいものがございまして、いじめの事案対処やサポート活動等を充実させるためには、配置拡充が望まれているというところでございます。

町としましては、学校の要望に善処しながら、まず全県下の課題でございますスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのさらなる人材の確保、そして、あわせて配置の拡充を県に対してしっかりまた要望してまいりたいというふうに考えております。

議長

梅津議員。

6番

それでは繰り返しになりますけども、今の各学校に各1名ずつ配置されているということですか。その辺をお聞きしたいと思います。

議長

教育総務課長。

教育総務課長

4校に対して1名ですので、お一人の方が4校全体を回っていらっしゃるという現状でございます。

スクールスクールカウンセラー並びにスクールソーシャルワーカー同様でございます。

議長

梅津議員。

6番

そうですか。

私が聞いたのは、その4校で1名ずつというのは何か手薄になりがちだということで、やはり増員をお願いしたいという希望を持っておりまして、この辺をまたひとつ何とか、県との調整になろうかと思いますが、よろしくをお願いしたいと思います。

このいじめを我々の大人社会では、パワハラとか、そんな感じで受け止めて、ある程度お互いが、子供同士の受け止め方によって、いじめになったり、こんなのいじめじゃないんじゃないのというふうなことでなかなか判断がつかないというのも、先生方の考え方みたいですね。ということで、学校としては、いじめは絶対あるもんやと。それをいかに防いでいくかというところを、これから先生方とともに連携しながら進めていくという回答でございましたので、ゆっくりと注視していきたいと思います。

教育委員会のほうも、できるだけそのソーシャルワーカーとカウンセラーの増員の検討していただきたいと思います。

以上で私の質問は終わらせていただきます。

ありがとうございました。

以上で梅津議員の一般質問は終わります。

次に、2番、兼田和雄議員の一般質問を許します。

兼田議員。

議長のお許しを得ましたので、質問をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

高齢化社会が叫ばれて久しいわけですが、今、介護離職という問題が起きています。

政府は、11月20日に、企業に対し、家族を介護する必要がある従業員に対し、介護休業など、仕事との両立支援制度を周知するよう、全ての企業に義務づける方針を示しました。これはすなわち、介護の問題がいかにこれからの日本の重要な問題になるかを示しています。団塊の世代が75歳の後期高齢者となって、親の世代の介護をしなければならない、この問題に直面しているからです。

今、40代から50代の世代が親の介護のために離職しております。介護を理由に仕事をやめる人間が、年間10万人を超える現状です。

議 長

2 番

支援制度を知らないまま離職する人がいるため、周知して、介護離職を防ぐ狙いがあるのですが、2022年国民生活基礎調査によりますと、65歳以上の高齢者がいる世帯は2,747万4,000世帯。全世帯の50.6%を占めています。この20年間で70%近く増加しているわけです。

2024年の通常国会、育児介護休業法の改正案として提出を目指しているということです。それほど、現在の日本社会は、介護によりみすみす働き手を失う状況にさらされているわけです。これは、今の日本の負の断面であります。

まだ十分働けるのに、介護のために職を離れ、あるいは短期間か短時間の非正規労働を強いられています。親の世話を子が見るといのは日本的な美德ではありますが、生活面では苦しい状況に置かれることとなります。この美浜町にとっても重要な問題です。

特に、高齢化が進み、子供が町外や県外に出ている世帯のみならず、同居している世帯でも介護は大きな負担となっています。

美浜町に今、幾つかの介護事業所がありますが、これらの事業所の運営に関して、行政としても連携して関わっていかねばならないと思いますが、介護の現場を通じた美浜町の福祉行政と地域支援の仕組みを伺います。

まず、現状、美浜町の介護事業所の利用者数はどれぐらいになるのでしょうか。それに従事する職員数は足りているのでしょうか。あと、事業所への行政の支援はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

議 長
町 長

町長。

ただいまの介護事業所への美浜町の行政の支援等についての御質問をいただいたところでございます。

まず、本町の高齢化率でございますけども、約38%ございまして、国や県の状況と比べ、大きく進んでおります。また、増加傾向が続く見通しでございますので、本町では、げんげん運動や地域あいあいポイント事業など、健康づくりや健康寿命の延伸に向けました施策をこれまで強力に進めてきたところでございます。

また、将来にわたります介護ニーズに応える受皿の確保が重要と考えておりまして、所要の施策に取り組んでいるところでござい

ますが、昨今の全国的な介護人材不足や物価高騰によります介護事業所サービスの低下等を憂慮しているところでございます。

現在、国は、介護人材の確保に向けました介護報酬の見直しなど、検討されているとのことでございますけれども、本町では、昨年度、介護人材を確保するため、持続的な就業に向けました奨励金制度、これを創設したところでございまして、また物価高騰対策としまして、介護事業所の光熱費や燃料費の一部を支援したところでございます。

本年度につきましても、物価高騰対策といたしまして、光熱費に係る一定の支援を行っているほか、食材費等に係る支援も現在検討しているところでございます。

このほか、働きやすい職場環境づくりに向けまして、介護従事者の負担軽減につながります介護ロボットの導入支援にも取り組んでおりまして、これからも介護現場の実情や関係者の声をしっかり踏まえまして、適切な支援など、介護施策を進めていく所存でございます。

なお、人員等の数等のお尋ねをいただいたわけでございますけれども、担当課長のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

議 長
健康福祉課長

健康福祉課長。

人員等については、私のほうから回答させていただきます。

現在、町の介護認定者数につきましては、600名余りの方が介護認定を受けておられます。

その中で介護サービス、例えば通所事業でありますとか、訪問等で御利用なされている方がいらっしゃいますので、その詳細の数値については、申し訳ありません、今ちょっとそれぞれの数字については、今御回答は申し訳ない、できないんですけれども、認定者数については600名いらっしゃるというようなことで、御回答とさせていただきたいと思っております。

議 長
2 番

兼田議員。

具体的な数が分からないということですが、この辺はやっぱり町としては、そういう要介護、要支援、その辺の人数はしっかり把握しておかなきゃいけない問題だと思います。

あと、それに従事する事業所の職員数とか介護士さんとかその辺

の数字も分かっているわけでしょうか。

議 長

健康福祉課長。

健康福祉課長

介護人材の人数でございますが、ちょっと今御回答するのは入所施設等の職員の人数になりますが、湖岳の郷さん、やはず苑さんについての職員は、合計で37名となっております。

その他の訪問等の施設の人数については申し訳ございません、ちょっと現在回答は数字を持ち合わせておりませんので、失礼いたします。

議 長

兼田議員。

2 番

今詳しい数字が分からないということで、それは分かりました。

やっぱり先ほど町長のほうからおっしゃられましたように、介護の人材不足というのが大きな問題になっております。

介護士の方が少なければ、要支援から介護度の高い要介護の方までいらっしゃる中で事業所を運営するというのは大変だと思いますけれども、人が足りなければ緊急時の対応がそのまま人命に関わるわけです。ですから、美浜町としては、介護職員の増員等について、先ほども少し触れられましたけれども、もう少し具体的に行政の支援体制というのをお聞かせください。

議 長

健康福祉課長。

健康福祉課長

それでは、介護施設の職員の増員についてということで私のほうから回答させていただきます。

早いスピードで高齢化が進んでおります町においては、介護人材の確保であったり、定着支援は喫緊の課題でございます。県や町内の介護保険事業者との連携により、様々な人材確保対策に取り組んでいるところであります。

県におきましては、介護職員の負担軽減として、高齢者が介護施設における補助的業務などの短時間就労に従事するちょっと就労や海外からの介護技能実習生の受入れ、多様な働き方の導入を支援するモデル事業所を募集し、介護業界の魅力向上を図るなど、多様な取組により、人材確保に努めています。

町内の介護事業所におきましても、この県の事業を活用し、海外からの介護技能実習生の受入れを行っております。

また、町独自の事業といたしまして、令和4年度から新たに町内

の介護事業所に雇用され、雇用後6か月を経過した方に奨励金を交付する介護人材確保奨励金制度を設けており、介護職員の確保及び定着を図っているところでございます。これまでに、4名の方がこの制度を活用し、交付を受け、現在も継続して就労されておられます。

今後は、これまでの取組に加えて、介護職の魅力をもっと正しく認識し就業していただけるよう、学生やその保護者等へのPR活動も重要であると考えております。

引き続き、様々なアプローチにより介護職への理解促進と介護のイメージ転換を図り、介護人材育成対策に取り組んでまいりたいと思っております。

議長
2番

兼田議員。

外国人の方もいらっしゃるということで、その辺の数字とかは分からないわけですね。

県とか町独自の支援、奨励金を出して介護人材を増やしていただくということは非常に重要なことだと思います。

体の不自由な要介護者にとって、すぐに動くことは至難のわざでございます。例えば、災害時に緊急避難するのも介助の助けが必要であります。

火事や地震の避難計画は十分にされていると思いますが、大きな災害、人手が足りない場合は、地域全体に及ぶ災害が起こった場合、どう対応するのか、狭い路地や住宅密集地抜けなきゃいけない場合もございます。地域の住民に頼ることも大事ではありますが、大きな災害の場合は、地域の人たちも、まず助けることができない状況もあると思われれます。平常時ではできる避難も、そのようなときは、その地域だけでなく、行政の緻密な計画が必要ではないかと思っております。

避難所の運営とか、災害ボランティアの受入れ等、どのように計画されているのかお伺いいたします。

議長
健康福祉課長

健康福祉課長。

ただいまの回答に先立ちまして、外国人の介護の人数について御回答させていただきます。

まず、今現在、外国の方、湖岳の郷さんに9名、それからやはず

苑さんのほうに6名就職されているとお伺いしております。

次に、今の御質問に対してですが、避難計画ということで、火災とか台風、地震、洪水など、災害はもういつどこで起きても不思議ではない状況で、介護施設においても災害対策については大変重要なことと受け止めております。そのため、厚労省のほうでは、施設管理者に対して、非常災害対策計画の作成や年2回の避難訓練を義務づけております。

施設によっては、自立歩行が困難な方や認知症を患っておられる方等もいらっしゃるため、様々な状況にスムーズに対応できる体制を整えておくことが大切となっております。

また、宿泊を伴うような介護施設においては、訓練2回のうち1回は夜間を想定した消火や通報訓練も実施することとされており、職員の数が少ない夜勤の時間帯の方が一にも備えるように求められております。

これらに対して、町内各施設においても、それぞれの施設の計画に沿って、年2回の避難訓練を実施しており、職員の体制、緊急連絡体制、避難の方法の実効性について、町としても聞き取り確認を行い、適宜、指導、助言をしておるところでございます。

今後も計画の実効性をより高めるために、訓練で得られた教訓を共有するとともに、訓練の結果を計画の見直しにつなげられるよう、町としても協力してまいりたいと思います。

議長

兼田議員。

2番

外国人が湖岳の郷、やはり苑合わせて15名いらっしゃるわけですよね。今後、増やすというか、そういう計画はあるんでしょうか。

就労のためにいろいろ条件が必要だと思うんですけども、例えば介護士の資格を持っているかどうか、あるいはそういう資格を取るための援助があるかどうか、その辺って分かりますでしょうか。

議長

健康福祉課長。

健康福祉課長

まず、介護に従事するための在留資格等もありますので、その辺の資格であったり、あるいは技能実習であったりというような、行って、そこで仕事をしていただくための準備というか、過程は経ていかないといけないとは思いますが。ただ、それに対して、町のほう

で就労されてからの長期継続の奨学金というのを御準備しています
が。

2 番
健康福祉課長

それは先ほどの奨励金というやつですね。

はい、そうです。

あと、湖岳の郷さん、やはず苑さんほか、そういう施設のそれぞ
れの御事情もおありかと思imasuので、そこはちょっとまた、そ
れぞれの施設と状況を把握してまいりたいと思っております。

議 長

兼田議員。

2 番

ありがとうございます。

急な質問で申し訳ございません。

あと、その後の避難所等に関してなんですけれども、実際、具体
的な避難所の運営方法、あるいは感染症対策、あるいは災害ボラ
ンティアが集まったときの対応、その辺も当然やられているとい
うことでよろしいですか。

議 長

エネルギー政策課長。

エネルギー政策課長

今ほど御質問をいただきました社会福祉施設の避難のことについ
て、お答えさせていただきます。

社会福祉施設の管理者は、社会福祉施設における職員、それから
通入所者の安全確保を図るために必要な措置を講じるということ
になってございます。そういった中で、災害時には、職員だけで
は対応が困難な場合、避難等で、そういうことは当然ございます。

そういった場合につきましては、自主防災組織等を中心とした地
域住民の皆様の協力、また町の支援を得られるよう体制を推進す
るということに地域防災計画のほうでなっておりますので、そ
ういった取組を推進させていただきたいというふうに思っており
ます。

以上でございます。

議 長

兼田議員。

2 番

私、先ほども申しましたように大きな災害が起こった場合は、そ
ういう地域の助けも借りられない場合があるということで、その辺
は想定されているのかと心配になったんですけれども、よろしいで
す。

今の答弁を聞きまして、やっぱり介護士さんというのは非常にと

いうか、介護の現場に働いている方、非常に皆さん献身的に働いていらっしゃると思うんですけれども、そこで現在2名の方が社会福祉協議会のほうから役場に出向されていますよね。この現場の声を行政につなげるという試みというのは、これは非常に評価されると思います。現場と行政を密接につなぐ重要な輪になっているのではないかと思います。

それで、町長にお伺いいたします。

逆に役場のほうから直接、社会福祉協議会や介護事業所の組織に出向して、現場に出向いて、介護の実態とか町民の声を直に聞くというようなことは、行政を進める上で非常に役立つのではないかと思います。いかがなものでしょうか。

議 長
町 長

町長。

行政が直接現場に出向いて声を聞くことの重要性についてお尋ねをいただいたんですけど、これはおっしゃるとおり、それは現場、現場、一人一人に応じてそのニーズが違うわけでございますし、課題も違うわけでございます。

そういった視点で、極力そういった形で取組ができるように進めているわけでございますけども、詳細の取組等につきましては、関係課長からお答えをさせていただきたいと思います。

議 長
健康福祉課長

健康福祉課長。

それでは、詳細につきまして私のほうから回答させていただきます。

介護事業所の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、町が事務局となりまして、介護保険サービス事業者連絡会、介護支援専門員連絡会等を定期的で開催し、事業者相互の情報交換等を行い、問題を把握し、介護サービスの質の向上に努めております。

また、地域包括支援センターの社会福祉士や保健師等の職員が介護事業所に出向いて、利用者の疑問や不満、不安を受け付け、問題の改善や介護サービスの質の向上につなげる取組も行っております。加えて、事業所ごとに設置される運営推進会議においては、介護業務担当職員も出席し、助言や指導を行うことで、サービスの質を確保しております。

しかしながら、課題となっております慢性的な人材不足であった

り、離職率を減らすというようなことに対しては、現状、決定打となるような方策が見いだせないこともまた実情でございます。

人材確保に関する課題に対応するためには、介護事業所から現場の実態等、情報を収集し、必要な支援を把握するということが重要と考えております。

今後についても、町職員が現場の実態を知り、様々な意見を吸い上げて検討していくことで、人材不足の改善を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

兼田議員。

確かに協議会や運営会議で話を聞くということも重要ではありますが、ただ私が言っているのは、実際現場に立って、その現場で町民の方の生の声を聞く、そういう要介護者、要支援者の声を生で聞くということが大事なんではないかということを今申し上げているんですけれども、役場の職員の方も人材が非常に少なくてやっつけらっしゃいますよね。

だから、まあ美浜町の財政は非常に健全でございますので、そこでやっぱり職員数を増やすなり、そういう対応を取っていただいて、そうやって現場の直接出向くような、そういう対応とかを考えていただければと感じております。

今後の日本の社会で、介護の問題というのは非常に重要になってくるところでありますんで、そこはもう行政の努力がそのまま表れるところだと思っております。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

小中学校の学校図書館についてお伺いいたします。

学校の図書室を使いやすくするため、2015年、学校図書館法で規定された学校司書というものがありますが、小中高校への配置が努力義務のため、この学校司書がいるのは全体の6割にとどまっているという新聞報道が少し前にありました。

子供たちへの読書環境に格差が生まれているということで、学校司書とは、学校の図書館を専門的に担当する職員と位置づけられています。図書の貸出しや整理を行ったり、授業で使う資料を提出したり、事業にも参加するといったことをやる職員であります。

議 長
2 番

教員で図書館の専門知識を持つ司書教諭が学級担任などで図書館業務に割ける時間が限られているので、教員をサポートする専従の司書が必要とのことで、2015年に規定された資格であります。司書教諭と違って教員免許が必要ではなく、司書資格でも働ける利点があります。

ただ、現状では1人で何校も担当していたり、非正規の雇用も多いと聞きます。

この美浜町で学校司書の実態はどうなっているのかをお聞きいたします。

教育総務課長。

私から、美浜町内の学校での学校司書の実態についてお答えをいたします。

学校司書につきましては、子供のほうに関する専門的な知識を有し、授業に必要な資料の準備でありますとか、授業関連した本の紹介のほか、町立図書館を活用した授業の支援、そういったところも行っている現状でございます。

本町では、現在、学校司書を小中学校4校に1名配置をいたしまして、小学校区ごとに読み聞かせボランティア団体のおはなし風の会、わくわくの会、めめたんごの会、そういったところの支援を受けながら、読書が学校生活の一部として定着するよう、また、児童生徒が読書に興味や関心を持ってもらえるよう、活動をしております。

また、各学校の図書室では、学校用図書システムを導入いたしまして、蔵書の情報をデータベース化し、授業等で必要な図書が図書室にあるかどうかを検索し、ない図書については、学校司書が町立図書館から借り受け、児童生徒に提供している状況でございます。加えて、蔵書につきましても、4校合計で約3万4,600冊を有しております。児童生徒1人当たりの図書予算は、他の嶺南市町と比べても高い水準となっております。

学校司書は人格形成に大きな影響を与える読書に、児童生徒が親しむための重要な役割を有しておるとございますので、町としましても、今後とも蔵書の充実、さらには読書活動の促進に努めてまいりたいと考えております。

議 長
教育総務課長

議長
2番

兼田議員。

文科省の調査によりますと、週1日、短時間でも学校司書が来れば配置校としてカウントされているようで、先ほど申しました全国6割台の配置校も、学校司書の拡充に直結しているとは限らないということでもあります。

2022年、全国学校図書館協議会の調査では、雇用形態が臨時あるいは嘱託職員などが働いているのが85.2%、週2日から4日、1日4時間程度の本の整理を行う有償ボランティアに多くを頼っているというのが現状であります。

全国の755の市区町村の回答では、正規職員のみが10自治体、正規と臨時嘱託が勤めているのが35自治体、民間委託が52自治体、公共図書館職員が兼務するのが23自治体です。ほかが全て臨時嘱託の方に頼っているわけです。

政府は、2012年から学校司書の配置に必要な予算地方交付税交付金として、各自治体に配付しています。

2022年からは、学校図書館図書整備等5か年計画の一環で、小中学校1.3校に1人学校司書を配置するために、毎年243億円の財政措置をしております。そこで、各自治体の図書購入費の決算額が予定の6割程度しかないという話も聞きます。

美浜町では、このような交付金をどのように活用しているかをお聞きいたします。

議長
教育総務課長

教育総務課長。

では、お答えをいたします。

本町では、この財政措置を踏まえまして、学校司書の配置でありますとか、学校図書の購入費、さらには複数の新聞配備、そういったところで活用させていただいております。

まず、学校司書の配置につきましては、文部科学省の学校図書館図書整備5か年計画に沿って、普通交付税により地方財政措置がなされておりますので、令和元年度から小中学校4校に対し1名を配置しておる状況でございます。

また、本町の令和4年度の学校図書購入費の普通交付税算定基準財政需要額につきましては、小中学校合わせて140万円に対し、本町の学校図書購入費の実績は、小中学校合わせて182万4,0

00円でございます、全国平均が小学校で40万7,000円、中学校で63万1,000円を大きく上回っておるという状況でございます。

また、令和4年度における複数の新聞配備の状況でございますが、小学校で平均2.3紙、中学校では4紙を配備しており、いずれも全国平均、小学校では1.5紙でございますし、中学校では1.8紙を大きく上回っておるというような状況でございます。加えて、美浜中学校では、令和4年度と5年度の2か年間、NIE、いわゆる教育に新聞をという取組でございますが、実践指定校として認定をされまして、ICT利活用教育での新聞を活用し、地域愛学習に大きく役立てていくところでございます。

町といたしましても、今後も引き続き、児童生徒が様々な本と出会い、読書の楽しさを味わえるように、学校司書の配置の拡充、さらには、学校図書管理運営や蔵書の整理更新について取り組んでまいりたいと考えております。

兼田議員。

今お聞きしたら、学校司書2名にも経費が回っているということですが、本来、この政府の目標といたしますか、国としては、小中1.3校に1人の司書の配置を目指しているわけですし、現在4校に1人という割合ですよね。その辺をもっと拡充していかなければいけないんじゃないかとは思っています。

それと、あと図書費は、それなりに使っていただいていますけれども、今後もっと地域を盛り上げる子供の教育のために使っていただければと思っております。

全国的にも書店の数が減っています。地域によっては、読書環境の空白地帯が発生して、生まれ育つ場所で本との触れ合いを享受できる読書環境に差がある、それを地域ガチャと呼ばれております。カプセルに入ったおもちゃが何が出てくるのか分からないということに例えたものですが、人間は自分の知っていることでしか物事を判断できません。間違った情報が入って、間違った知識を植え付けられることもあります。対話型人工知能、いわゆるAIですが、このチャットGPTが発達すると、間違った情報が正しい情報として流れる場合があります。

議長
2番

そこで重要になるのが、自分で考え、判断する能力、情報活用能力です。これを育てるのが、読書の重要性です。さらにそこで重要になるのが、子供たちに読書になじむきっかけを与える公共図書館。

県が2020年から行っている図書館の魅力を発信するジュニア司書の養成講座というものがあるようです。今年の例ですと、嶺南では県立若狭図書学習センターやおおい町大飯図書館で開かれております。

美浜町のなびとしょでは開く予定はあるのでしょうか。

そしてあわせて、なびあすが美浜町のにぎわい拠点を目指している以上、なびとしょにも人とお金をつぎ込み、活性化の拠点とすべきでありまして、まず、子供たちがなびあすに集まる試みをすべきだと思うのですが、来年に向けたなびとしょの取組をお尋ねいたします。

議 長
生涯学習推進課長

生涯学習推進課長。

それでは、私のほうから回答をさせていただきます。

ジュニア司書養成講座につきましては、令和4年度に夏休みの期間を利用して、8月24日から27日の4日間に、なびあす学びの森なびとしょ島事業の一環として実施をいたしました。

福井県立図書館の委託を受け、若狭町立図書館と連携をし、小学4年から6年生を対象に募集をし、4名が全カリキュラムを受講後、認定書を授与いたしました。

今後とも、ジュニア司書養成講座につきましては、定期的を開催していきたいと考えております。

また、なび図書の今後の取組といたしましては、今年度よりスタートしました移動図書館事業をさらに活性化させ、町内全ての人々が歩いて行けるところで図書や情報に触れる機会を得られるよう計画中です。

にぎわい拠点活性化のためのなびとしょの取組といたしましては、今年度、みんなのわくわく本棚を設置し、美浜つながるフェスタの際には、なびあすの芝生で大型絵本、大型紙芝居の読み聞かせを実施しましたところ、多くの親子連れの方に楽しんでいただくことができました。今後も、にぎわい拠点として工夫を凝らし、

なびとしよのさらなる充実と活用強化を図ってまいります。

さらには、視覚障害のある方や活字による読書が困難な人が、サピエ図書館の導入により、点字図書や録音図書のデータを活用できるよう利用促進に努めます。

また、毎年実施しておりますイベントとしては、秋の読書週間における講演会やこども読書週間に実施するこども図書館まつりなど、なびあすイベントと連携をし、より多くの方に読書に関心を持っていただけるよう取り組んでまいります。

議 長
2 番

兼田議員。

ありがとうございます。

美浜町の子供たちを育てるためにも、今後、なびとしよの活用をしていただくよう、よろしくお願いいたします。

それでは、もう一つの質問に移らせていただきます。

若狭国吉城資料館及び徳賞寺の観光コンテンツとしての重要性について質問いたします。

来年には新幹線がやってくる、あと100日ほどです。

そして、現在でも、コロナ明けで観光客が目立って増えています。

国吉城歴史資料館にも団体客が増え、泊まりがけで若狭地方のお城巡りをされている方も増えております。確実に城ブームが来ています。これはもう、もはやブームとは言わず、観光の大事な目的となっています。

11月4日に福井市で行われたふくい城巡りフェスでは、嶺南の城のブースが立ち並んでおります。各自治体も本腰を入れていることが分かりました。お城グッズを買うためにたくさんの人が来て、福井県内だけではなく、遠くからわざわざ買いに来る方もいらっしゃいました。

そんな城ブームの中でも、美浜町の国吉城な先駆的な取組をしております。

逆に、問題も幾つかございます。駐車場とトイレの問題です。

トイレに関しては議会でも取り上げられていますが、切実な問題です。

それでは、上下水道の問題から伺います。

若狭国吉城資料館と徳賞寺は、公共下水道区域から外れています。

かつての佐柿区集落排水区域をそのまま現在の公共下水道区域としている関係上、外れてしまっているわけです。

徳賞寺では、観光バスで来たお客さんに精進料理でもてなしておりますが、細いパイプの上水道で賄っているありさまです。下水もそうです。

国吉城資料館では、夏になると合併浄化槽で処理しているせいか、悪臭に悩まされています。常に窓を開け、換気をしないと周囲に臭いがこもってしまうほどであります。これでいいのでしょうか。

観光地として、上下水道の設備は最低限のインフラだと思います。この体裁さえ備えていないように思えるこの社会基盤の不備というのは、これでいいのでしょうか。

美浜町の計画はどうなっているのでしょうか。町が責任を持って処理しなければならない問題だと思います。お答え願います。

議 長
上下水道課長

上下水道課長。

御質問につきまして、私のほうから御説明させていただきます。

まず、佐柿地区につきましては、令和2年10月より農業集落排水区域から公共下水道区域へ編入しておりますが、その際、農業集落排水に接続されていない区域については、公共下水道区域に編入しておりません。

また、編入時、若狭国吉城歴史資料館と徳賞寺につきましては、農業集落排水に接続されていなかったため、現在は公共下水道区域外となっております。

徳賞寺について、佐柿地区の農業集落排水を整備する事業期間であった平成元年から平成5年当時は、徳賞寺にはどなたも多分住んでおらず、また、一戸のため污水管整備は補助対象にならなかったことから、接続するにも距離があり、地元負担の増加にもつながるため整備されなかったのではないかと考えております。

公共下水道区域外の施設から接続の要望があった場合には、区域外流入として、原因者負担にて公共下水道の規模に基づき、工事を行っていただき、本管等は町に受贈されると、町が管理していくこととなります。

5年に1回程度、下水道事業計画の見直しを行う際に、区域外流入とした区域を公共下水道区域に編入することは可能ですが、受

益者負担等の問題も存在しますので、費用対効果等も考え、今後検討していきたいと考えます。

議 長
2 番

兼田議員。

その当時誰も住んでなかったからそのままにしたということですよね。

それで、これは今おっしゃった答弁を聞きますと、利用者負担になるということなんですが、ただ私が言っているのは、この観光地として、これから美浜町の観光を引っ張っていかなきゃいけない地域で利用者負担というのはちょっとおかしいのではないかと、そこを聞いているんですけども、これはどうなんですかね、町の行政として、その辺の判断でできるものなののでしょうか、お伺いいたします。

議 長
上下水道課長

上下水道課長。

先ほども少し説明いたしましたが、令和2年10月より農業集落排水から公共下水道区域になってございます。そのときには、そういう公共下水道につなぐという話はなかったのではないかなと思っております。

議員さんおっしゃられるように若狭国吉城資料館と徳賞寺の観光コンテンツとしては、重要度は非常に高いとは思っております。

ただ、距離があること、また受益者負担等の問題が存在すること、あと費用対効果がどうなのかという問題があるので、すぐに答えを出せる内容ではないことから、検討したいと考えるということでございます。

議 長
2 番

兼田議員。

検討したいということ、この辺はどうなんですかね、町長にお伺いしてもいいんですかね。

やはり美浜町のそういう徳賞寺、国吉城資料館、観光地として引っ張っていかなきゃいけない地域でありますから、そこは行政としては、町の負担として、費用、お金を使っていただくということはどうなんでしょう。

議 長
町 長

町長。

いろいろ御提案をいただいておりますけども、これは、いろんな施設がございます。それは観光施設だという位置づけの中で、ルー

ル化をしっかりとされているわけではございません。

公共施設については、そういうルール化がなされる中で、公共事業的にそういう事業は展開をしてございますけども、今、御質問にあるようなお寺に対してはこういうものだからどうするということはルール化されているわけではございませんので、今この場で公共事業で接続をするとかという話は明言できる段階ではないということは御理解をいただきたいなと思います。

議 長
2 番

兼田議員。

分かりました。

また検討していただけるということで、私は理解しております。

それで、駐車場の問題に移りますけれども、現在、観光で来る大型バスが27号線の佐柿の信号を少し入ったところにとめております。1台分がちょうどすっぽり入るような駐車スペースです。そこから上には道が狭くて入れないわけですし、今後の城ブームとか徳賞寺の観光客数を考えたときに、大型バスが数台とめられるような駐車場が必要になってくると思うんです。スペースもその近くにあります。

ただ、トイレの問題がありまして、今までというか、今は資料館まで上がらないと使えるトイレがありませんでした。年配の方がバスから降りて、かなり歩かなくてはならないという。

かつての佐柿のし尿処理場がすぐそばにあります。大型バスのとめているところから、そこにトイレを造る考えはないんでしょうか。この大型バスの駐車場とトイレの問題というのは、これはセットになって考えなければいけない問題だと思うんです。

美浜町の観光を考えたときには、これは重要な問題となるんですけども、美浜町の考えはいかがでしょうか。

議 長
教育総務課長

教育総務課長。

私から、今ほどの御質問に対してお答えをいたします。

近年の歴史ブームやお城ブーム、そういったものがございまして、若狭国吉城歴史資料館を訪れる観光客のお客様は年々増加をし、年間1万人ペースに達している状況でございます。

現在、観光客の皆さんに御利用いただいております駐車場といいますのは、資料館の駐車場は、こちらが約10台分ございます。

それとあわせて令和3年度に徳賞寺と地元佐柿区の協力により供用開始いたしました駐車場、こちらが約25台分ございます。それとあわせて民間の敷地を借り上げております駐車場、そちらが約50台ありまして、余裕を持って今のところ対応できているというところでございます。

20人程度の団体客が乗車される中型バスにつきましても、道中の桜並木でございますが、こちらの枝葉が剪定されたことで共用駐車場まで今上がるようになったというところでございます。また一方、30人を超える大型バスにつきましては、佐柿区内の道幅がどうしても狭いというところから、今、兼田議員もございましたが、国道27号の佐柿口信号から入る立町川沿いに、3台ほど縦列駐車できるスペースを利用いただいておりますというところでございます。現状としますと、佐柿区を訪れる観光客の多くは乗用車でありますとか、中型バスの利用が大半を占めている状況でございます。

次に、観光客の皆さんに利用いただくトイレにつきましては、資料館内のトイレを、こちら常時開放いたしております。閉館後も休館日についても、館内のトイレだけを開放して利用いただけるような工夫をしておる状況でございます。

今後の観光化への対応につきましては、佐柿地区及び一般社団法人佐柿国吉100年プラン推進委員会とも協議を重ね、取りまとめた佐柿区の歴史的景観を生かしたまちづくりと活用の方針により進めていきたいと考えております。

また、観光客の皆さんに御利用いただく休憩所や公衆トイレ、大型バス駐車場の整備についても佐柿区内にもございます空き家ありますとか空き地、そういったところの活用も見据えながら、建物の所有者や地権者の理解と協力をいただいて、整備について協議を続けていきたいと考えております。

議 長

兼田議員。

2 番

何か、トイレの問題がするっと抜けているような気もしたんですけども、し尿処理場のところにトイレを設置するということは可能なんでしょうか、お伺いいたします。

議 長

上下水道課長。

上下水道課長 佐柿の集落排水処理施設については、今、跡地利用として農業倉庫みたいな形でそういうものを置けるという許可を取ってございます。

一度、また先方にそういう打診をいたしまして、確認したいと思いますので、よろしくお願ひします。可能かどうかちょっと聞いてみないと、打診しないと分からないという状態なんで、すみませんけどよろしくお願ひします。

議 長 兼田議員。

2 番 これは契約とか、そういうところでは問題なくて、行政のほうで確認して利用できれば造れるということですのでよろしいんですね。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 上下水道課としては、そこの集落処理施設がトイレとして利用してもいいのかどうかという確認を取るという、初めてお聞きした内容なので、そういう形でお願ひしたいんですけど、よろしくお願ひします。

議 長 兼田議員。

2 番 そういう場所がございますし、今後、今オーバーツーリズムという問題がありまして、許容量を超えた観光客が押しかけて、地元住民の生活が困難になってくる。だから、この国吉城とかに関しても、例えば観光客が訪れて、美浜町民が何か生活が困るということも将来的にはあると思いますので、そのためには今からしっかりと環境を整えて、対策を練っていかねばいけないと感じております。

何か、答弁はちょっと私的には不満だったんですけども、一応これで私の質問は終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議 長 以上で兼田議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問は終わります。

明日5日は、午後1時30分から議員報酬など議会改革特別委員会が開会されますので、よろしくお願ひいたします。

これにて本日は散会いたします。

御苦労さまでした。

(散会宣言 午後 2 : 1 3)

令和5年第6回美浜町議会定例会会議録(第3日)

招集年月日	令和5年12月6日			
招集の場所	美浜町議会 議場			
開会(開議)	令和5年12月6日 午前10時00分 宣言			
応招議員 (出席議員も同じ)	1番	幸丈 佑馬	8番	辻井 雅之
	2番	兼田 和雄	9番	川畑 忠之
	3番	中牟田 春子	10番	松下 照幸
	4番	上道 正二	11番	崎元 良栄
	5番	高橋 修	12番	山口 和治
	6番	梅津 隆久	13番	藤本 悟
	7番	河本 猛	14番	竹仲 良廣
不応招議員 (欠席議員も同じ)				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 浜野 利彦			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	戸嶋 秀樹	住民環境課長	浜野 有美
	副町長	西村 正樹	健康福祉課長	山本 英子
	教育長	森本 克行	観光誘客課長	渡辺 強
	総務課長	丸木 大助	産業政策課長	今安 宏行
	子ども未来課長兼 子ども政策統括幹	伊藤 善幸	土木建築課長	瀬戸 慎一
	防災・技術統括幹	山田 将之	上下水道課長	村上 篤志
	まちづくり推進 課長	片山真一郎	教育総務課長	西野 文隆
	エネルギー政策 課長	上野 和行	生涯学習推進課長	渡邊 理佳
	会計管理者兼 税務課長	山口 れい子		
町長提出議案の題目				
議員提出議案の題目				
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。			
会議録署名議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。			
	4番	上道 正二 議員	13番	藤本 悟 議員

令和5年第6回美浜町議会定例会議事日程(第3日)

開議日時 令和5年12月6日 午前10時

開議場所 美浜町議会 議場

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

議長 本日は全員出席されております。
定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
(再開宣言 午前10:00)

議長 ただいまより令和5年第6回美浜町議会定例会を再開いたします。直ちに本日の会議を開きます。
職務執行のため、議会事務局長を出席させております。
地方自治法第121条の規定により、説明のため、町長、副町長、教育長、両統括幹、各課長、会計管理者の出席を求めました。
まず、議事に入ります前に、一昨日、4日の河本猛議員の一般質問に対する答弁について、理事者より訂正したい旨の申出がありましたので、これを許可いたします。
教育長。

教育長 おはようございます。
一昨日、4日の河本猛議員の一般質問の中で、不登校児童生徒の美浜町の現状を踏まえ、どのような対策、備えをすべきかについての教育長の考えをお尋ねいただいた際に、私から全国の小学校児童に占める不登校児童の割合につきまして、全国平均を3.2%というふうに申し上げましたが、正しくは1.7%でございました。
おわび申し上げ、答弁の修正をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります。
本日の議事日程はお手元の日程表のとおりと定めます。
日程第1、会議録署名議員についてであります。会議規則125条の規定により、議長において指名いたします。
前日に引き続き、
4番 上道正二君
13番 藤本悟君
の両君を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
日程第2 一般質問を行います。
先に、発言者各位におかれましては、通告外の質問や質問回数など、規定に反する質問は慎んでいただきますようお願いいたします。

それでは、順次発言を許します。

4番、上道正二議員の一般質問を許します。

上道議員。

4番

おはようございます。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私、サラリーマン時代、定年退職を終えまして、チョイソコの前身でありますコミバスに運転士として務めさせていただきました。

そこで運転士として電話の取次ぎや予約便の取次ぎに従事させていただきました。そのときに安全について危惧いたしましたので、それについて質問させていただきます。では通告に従って質問させていただきます。

コミュニティーバスについて。

1、コミュニティーバスは、チョイソコは地域交通の要であり、免許返納などを行った高齢者にとっては、買物や病院の足として必要不可欠なものである。高齢化している美浜町にとってコミュニティーバスの充実強化は、福祉施策の充実とも言える。コミュニティーバスの充実強化を福祉施策とする考えについて行政の考えをお伺いいたします。

住民環境課長

ただいまの御質問に対して、私からお答えをさせていただきます。

人口減少や少子高齢化、核家族化の進展に伴い、公共交通の利用者は年々減少しておりますが、反対に高齢者や子供など、移動手段を持たない方にとって、公共交通の重要性はますます高まっております。

こうした背景の下、地域にふさわしい公共交通を作り上げていくための地域公共交通会議において、町民や利用者、運行事業者、行政など地域の関係者が議論を重ね本年2月に美浜町地域公共交通計画を策定し、誰もが安心して暮らすことができる交通手段の確保を目指しております。

また、美浜町地域福祉計画においても高齢化や障害のある人などの多様な移動手段を確保し、誰もが暮らしやすい地域づくりを目指しております。

このように町民の足となる公共交通は、交通と福祉の所管課がそれぞれ把握している情報を共有し、連携を図りながら人に優しい

公共交通を目指していくことが重要であり、福祉施策の一つと考えております。

本年6月から実証運行をしているチョイソコみはまは、交通不便を解消し自宅前でも乗降できるようにするなど、地域の実情に見合った方法を取り入れており、特に高齢者やバス停までの距離のある方、足の不自由な方などから、便利になった、外出の機会が増えたなどの声をいただいております。

今後も関係課が連携をしまして、町民や利用者の声に耳を傾け、運転に不安を感じる高齢者が、自家用車に頼ることなく住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを進めてまいります。

議 長
4 番

上道議員。

ありがとうございます。

それでは次、現在、コミュニティーバスの運賃が300円から200円になっていると思います。チョイソコの運用条件を見ると、以前より利用者数が伸びているというお答えがありました。

実態をどのように見ているのか、行政の考えをお伺いいたします。

議 長
住民環境課長

住民環境課長。

チョイソコみはまの利用者数につきましては、6月の運行開始以降、5か月間で約4,700人となっております。

この5か月間の利用者数を昨年同時期と比較をいたしますと、約3割増となっており、順調に利用者数が増えております。

これは、乗降場所を自宅としたことや、公共施設やスポンサーとなっている医療機関などに停留所を設置したこと。決まった時間や路線がなく、自分の希望に合わせた予約ができること。また、運賃も200円と引き下げるなど、利便性の向上により利用者の増加につながったものというふうに考えております。

議 長
4 番

上道議員。

ありがとうございます。

次、コミュニティーバスの充実、強化を福祉施策と考えるなら、町民の利便性をもっと高めて多くの人に利用してもらいたいと思います。料金をさらに値下げして、100円で乗れるようにすれば町民の経済的な負担軽減にもなり、利用者数も伸び、町民サービスの充実を図ることにつながると考えますが、行政の考えを

お伺いたします。

議 長
住民環境課長

住民環境課長。

利便性やサービスの向上が図られると、一般的には経費が増えることから、利用料は高くなるものと思われま

す。基本的には町の提供する公共サービスの多くは、広く町民の皆様からいただいた税金によって賄われておりますが、このチョイソコみはまにつきましても同様であります。

受益と負担の観点や公共交通の継続的な運営面からも、一定の料金をいただき、利用する方と利用しない方との間に不公平が生じないよう配慮する必要もございます。

料金につきましては、地域公共交通会議において町民や運行事業者、行政など地域の関係者で協議し決定したもので、県内ほかの市町と比較しても低い料金設定となっており、利用者のアンケートでは、料金が安くてありがたいとの御意見も多くいただいております。

町としましては、当面この料金で運営することとしておりますが、引き続き町民の御意見や利用状況、他市町の状況なども勘案しながら必要に応じて、地域公共交通会議において協議してまいりたいというふうに考えております。

議 長
4 番

上道議員。

ありがとうございます。

私、福井県のホームページを閲覧しておりましたら、大体市町で200円から300円。

越前町、また、南越前町だと思いますが、100円でたしか乗れたと思います。その辺のところをまた考慮して考えていただきたいと思います。

次に移ります。

運賃無料の対象者について、対象の幅を広げられたらどうか。

考えをお伺いします。

議 長
住民環境課長

住民環境課長。

現在の運賃で無料または免除となっている対象者は、小学生以下の子供が無料、身体障害者及びその介助者1名等が免除となっております。

無料の対象者につきましては、以前のコミュニティーバスでは、小学生の子供は100円となっておりますが、このチョイソコみはまでは無料としております。

また、65歳以上で自主的に有効期限内の運転免許証を返納した町民は、免許証の有効期限まで利用できるチョイソコみはまの無料定期券を交付しております。

引き続き無料等の対象者の拡大につきましては、町民の御意見や利用者の状況、他市町の状況なども勘案しながら、必要に応じて地域公共交通会議において協議してまいりたいというふうに考えております。

議 長
4 番

上道議員。

ありがとうございます。

では、次に移ります。

現在と言いますが、コミュバスの時代に3系統あったバスが2台のバスになり、日向線と新庄線に予約があり、丹生線の予約を断られたという事象が発生しています。

行政はこのような事象が発生していることを認識されているのかお伺いいたします。

議 長
住民環境課長

住民環境課長。

チョイソコみはまのシステムでは、AIが最適な乗合わせと経路を計算し複数人を効率的に目的地まで乗り合い送迎する仕組みとなっておりますが、最初に予約した方を優先して運行しており、その後、同じ体時間帯に予約した方は、行き先等が合えば乗り合いとなり、合わないときは、まずは、希望時間の前後30分以内の時間で御案内するなど、幾つかの御提案をさせていただいております。

しかし、それでも御希望に合わない場合は予約不成立となり、運行当初の6月は20件ありましたが、翌月以降は徐々に減少してきており、10月は7件で予約数に対する割合は約0.8%となっております。

今後も極力、不成立が発生しないよう、早めの予約をお勧めするなど、予約方法等の周知に努めてまいります。

議 長
4 番

上道議員。

数字でお示しいただき大変ありがとうございます。

なお欠落者が出ないように、行政のほうで指導をよろしく願いいたします。

では、次に移ります。

現在2台のバスで運行していますが、丹生線の予約は断られる事象が発生するので、3台に戻すお考えはございませんでしょうか。

お伺いいたします。

住民環境課長。

今までのコミュニティーバスにつきましては、3路線をそれぞれの時刻表に合わせて運行していたことから3台の車両で運行をしておりました。

一方、チョイソコみはまはデマンド運行となっております、決まった時間や決まった経路がないため、車両2台で町内全域を運行しております。

利用方法は、電話は2週間前から、インターネットは1週間前から受付可能で、当日も利用の30分前まで受付可能ですが、予約不成立の方のうち、当日予約される方の割合が多い状況にあることから、こうしたことを周知することで予約不成立の割合は、6月当初に比べ徐々に減ってきている状況でございます。

また、このチョイソコみはまは、公共交通手段の一つであり、これ以外にも町内にはタクシーや路線バスなど、それぞれの役割の下、運行しておりますので、急な場合はタクシーを利用するなど、使い分けをしていただければと考えております。

また、乗り合い率につきましては、6月から10月の平均で1.41人となっております、運行時に1人の送迎になることが多いことから、現時点では車両2台でおおむね順調に運行しているものと考えております。

今後、台数につきましては、予約不成立の件数や乗り合い率などの状況を注視しながら、地域公共交通会議において議論してまいりたいと考えております。

上道議員。

ありがとうございます。

町民に周知されまして、欠落者でないようお願いいたします。

では次、参りまして、安全に対して御質問をいたします。

議 長
住民環境課長

議 長
4 番

現在使用しているバスは、4輪駆動なのかどうかをお伺いいたしますが、私運転時代、雪道に非常に苦勞したことを覚えております。

どうかお答え願います。

議 長
住民環境課長

住民環境課長。

現在、チョイソコみはまで使用している車両につきましては、2台のうち1台が4輪駆動でございます。

議 長
4 番

上道議員。

ありがとうございます。

早急に2台とも4輪駆動にされることをお願いいたします。

次に参ります。

現在使用しているバスにステップがついているのかどうかお伺いいたします。

議 長
住民環境課長

住民環境課長。

現在、チョイソコみはまで使用している車両につきましては、2台のうち1台にステップがついております。

議 長
4 番

上道議員。

これも、早急に2台ともステップをつけるように考慮いただきたいと思います。

次に参ります。

高齢者のことや町民の安全性、利便性を考えると、ステップがついていない車両についてはステップをつけるべきだと考えますが、どうしてつけないのか、回答を求めます。

議 長
住民環境課長

住民環境課長。

車両につきましては、町の所有ではなく各運行事業者の所有となっているため、修繕等におきましては事業者の負担となっておりますが、御意見を受けまして、事業者にはステップをつけていただくよう引き続き要望をしております。

現在、ステップの対応につきましては、高齢者や体が不自由な方などに対し、運転手がステップ台を置いて対応しているところでございます。

また、各車両には手すりも設置されておりますが、特に乗降時の安全確保について十分に注意していただくようお願いをしております。

ます。

今後も、引き続き利用者に対し思いやりのある親切な対応を心がけるよう指導してまいります。

議 長
4 番

上道議員。

ありがとうございます。

安くても、利便性があっても、事故を起こしては何にもなりません。ぜひ四輪駆動、ステップをつけるなど、安全対策をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、コミュニティーバスの質問を終わります。

次、役場の状況についてお伺いいたします。

私、町民から、非常に役場の町民の人数について問われます。それについて質問させていただきます。

役場の退職者、休職者の数が増えていると、町民から心配の声をお聞きします。仕事や職場環境に悩み、心を病んでしまう職員が多くいるのではないかと危惧するが、職員が抱える悩みなどの相談窓口やケアはどのように取り組んでおられるのかお伺いいたします。

議 長
総務課長

総務課長。

役場の勤務状況についての御質問でございますので、私のほうから回答をさせていただきます。

メンタルヘルス対策につきましては、美浜町人材育成基本方針に基づき、また、厚生労働省の指針で重要視されている4つのケアを踏まえ、包括的かつ継続的、計画的に取り組んでおります。

4つのケアの1つ目はセルフケアで、自分自身でストレスに気づき、適切に対処するためのストレスチェックを実施し、また、セルフケアができるよう研修を実施しております。

2つ目はライフケアで、管理職や上司が部下の変化を早急に察知し、また、部下が悩みを相談しやすいような環境を整えるほか、休職した職員の職場復帰支援などに努めております。

3つ目の事業場内産業保健スタッフなどによるケアにつきましては、職員で構成する衛生委員会や総務課の健康管理担当職員により、職員のセルフケアや管理職によるライフケアが適切に行われるよう支援をしております。

また、衛生委員会において、令和4年度に復職支援プログラムを

作成し、今年度から運用を開始しております。

4つ目の事業場外資源によるケアとしまして、職場以外の専門家からの支援がありますが、本町では、外部の医師に産業医を委託し、専門的立場からの支援、助言、指導をいただいております。

相談窓口としましては、産業医による健康相談を月1回開催しておりますが、メンタルヘルス不調のさらなる予防、早期発見、早期治療につなげるため、今年度から、産業医との連携の下、保健師による相談も実施しております。

また、相談は、職員からの希望によるものだけでなく、不調を来す前からの相談の勧奨など、所属長と連携し、職員のメンタルヘルス対策には危機感を持って取り組んでいるところでございます。

議長
4番

上道議員。

ありがとうございます。

私、嶺南4市町の役場、役所を訪ねまして、職員数、途中退職者、休職者の数をお聞きしてまいりました。以後、これについてお伺いいたします。

過去10年ぐらいの途中退職者数はどのようになっているのか、お伺いたいいたします。

議長
総務課長

総務課長。

早期退職者は個人的な事情など様々で、年によって変動がありますが、年平均5名程度となっております。

議長
4番

上道議員。

4市町の平均は2.75人ですね。

美浜町は多いと思われませんか。お伺いいたします。

議長
総務課長

総務課長。

多い、少ないにつきましては比較対象の問題になるかなとは思いますが、美浜町におかれましては、10年平均を今申し上げましたところで、先ほどの嶺南地域の平均というのは、半年度に限った統計ではございませんでしょうか。

そういった点を踏まえますと、現在、5名程度というのは、多い、少ないという話になると、なかなか比較がしにくいところかなというふうに考えております。

議長

上道議員。

4 番 美浜町の職員は何名でしょうか。
議 長 総務課長。
総務課長 美浜町の職員数につきましては174名でございます。
議 長 上道議員。
4 番 4市町の平均は、小浜市が入っておりますので220.25人で
すね。
174名のうちの5名って、これ、どう思われますでしょうか。
これは町民の方にまた委ねておきます。
では、次に参ります。
退職理由は様々だと思いますが、社会的にも人材不足が問題になり、
人材の確保が難しくなっている中で、役場の人材不足は住民
サービスにも直結する大きな問題であります。
数年かけて、各課で行政担当者として育ててきた人材が辞めてい
くのは行政組織にとってもマイナスだろうと思います。町民にと
ってもマイナスであります。
行政は、途中退職者の問題をしっかりと直視して対策を行っている
のかどうかをお伺いいたします。
議 長 総務課長。
総務課長 早期退職につきましては、本町に限らず、厚生労働省の令和4
年度雇用動向調査結果によりましても、全国的にも離職者が入職者
を上回っており、特に20代の若者で転職・入職が多くなっており
ます。
また、総務省の労働力調査では、自分の都合のよい時間に働きたい
との理由で非正規職員になった人が増加するなど、柔軟な働き
方を重視する人が増加しているという結果も出ております。
本町におきましても、将来にわたり必要な行政サービスを提供す
るためには、地域行政を担う職員としてふさわしい資質を持った
人材の育成・確保はますます重要であると認識しており、職員の
仕事へのモチベーションの維持向上や働きやすい職場づくり、選
考採用の工夫など、早期離職の防止と人材育成・人材確保対策に
危機感を持って取り組んでいるところでございます。
議 長 上道議員。
4 番 ありがとうございます。

では、次に参ります。

休職者の状況はどのようになっているのか、仕事・職場環境によるものや、産休などに分類し、課題について対応できているかお伺いいたします。

議 長
総務課長

総務課長。

休職の状況につきましては、育児休業によるものや病気等の事由により休職している職員がおりますが、休職事由の把握はできておるところでございます。

休職者に対しては、月に1回程度連絡を取り、職員の状況の確認と把握に努めております。

特に、メンタルヘルスの不調による長期休職の場合は、復職支援プログラムに基づき、所属長をはじめ産業医、主治医、家族等関係者と連携を図りながら、療養中のケアはもとより、復職の支援、復職後のフォローアップと再発防止に対応しているところがございます。

議 長
4 番

上道議員。

ありがとうございます。

今、休職ですが、4市町の休職者は1.75人です。これは産休を除いた数ですけれども、美浜町は数字では表せませんか。お伺いいたします。

議 長
総務課長

総務課長。

美浜町の現在のメンタルの病気による休職者は2名でございます。

議 長
4 番

上道議員。

ありがとうございます。

では、次に参ります。

有休や夏季休暇などの状況はしっかり取得できているのかお伺いいたします。

議 長
総務課長

総務課長。

職員休暇の付与日数は、年次有給休暇が年間20日間、夏季特別休暇が3日間です。

昨年度の休暇の取得状況につきましては、年休が8日間、夏季特別休暇が2.5日となっております。休暇を取得しやすい職場の雰囲気

気、環境づくりなど、年休取得促進の取組などにより、取得日数は年々増加しているところでございます。

議 長
4 番

上道議員。

ありがとうございます。

では、次に参ります。

イベントなど休日出勤が多く、仕事を抱え過ぎている職員はいないのか。サービス残業や長時間労働を抑制するのにどのような取組を行っているのかお伺いいたします。

議 長
総務課長

総務課長。

職員がイベントなどの休日出勤をした場合につきましては、計画的に振替休暇を取得させ、しっかり休息できるよう体制づくりに努めております。

町では、職員の体と心を健康に保ち、増進することこそ人材育成の基本と考えており、職員一人一人が意欲を持って働くために、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進、仕事と家庭の両立、支援の取組といったワーク・ライフ・バランスの取れた働き方は、子育て世代はもちろんのこと、全ての職員に共通して非常に重要なことで、組織を挙げて積極的に推進しております。

時間外勤務の縮減と適正化に向けては、管理監督職員が常に部下職員の仕事の状況を把握し、適時適切に応援体制を整えるよう努めるとともに、時間外勤務の命令、申請ルールの徹底を図るなど、組織的に取り組んでおります。

特に、昨年度は、毎週水曜日に全庁一斉退庁デー、ノー残業デーを設置・強化し、午後6時までの退庁、消灯を徹底するとともに、管理監督職員は、特別な場合を除き、午後10時以降や時間外勤務命令の月の上限を超える命令はしないなど、時間外勤務縮減の取組を強化したことにより、昨年度の残業時間は減少傾向にあります。

また、この10月からは、時間外勤務の抑制とワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、時差出勤勤務制度を創設、試行運用するとともに、職員の意識醸成と効率的な事務事業の遂行を図るため、職員研修も併せて実施しているところでございます。

議 長

上道議員。

4 番

ありがとうございました。

次に参ります。

美浜町の職員は美浜町を支える人材でありますから、よい職場環境で、健康的に職務を遂行してもらいたいと願っております。

職員の、勤務実態調査の結果を踏まえた美浜町役場の働き方改革を進めてもらいたいのですが、現状、働き方改革はどのように進んでいるのかお伺いいたします。

議 長
総務課長

総務課長。

本町では、美浜町人材育成基本方針に基づき職員の人材育成に取り組んでおりますが、働き方については、特に職員の能力を生かす上で重要であることから、人材育成基本方針にも明確に位置づけされているところでございます。

ワーク・ライフ・バランスの取れた働き方の実現に向け、過重労働の抑制や時間外勤務の縮減と休暇取得の促進、健康づくりに対する意識の強化、メンタルヘルス対策等に取り組んでおります。

これまでから、仕事と子育てを両立できるよう育児休暇など取得しやすい環境づくりにも努めてきましたが、近年は、育児短時間勤務や部分休業、男性の育児休業など、多様な働き方をする職員も増えております。

そのほかにも、取組の一例としまして、業務効率化のための R P A の導入や時差出勤制度、テレワークの試行運用、休暇の取得促進を全庁共通目標に掲げ取り組むなど、推進する上では、役場全体の働き方を分析し、また、職員のニーズを踏まえながら進めているところであります。

引き続き職員の意見に耳を傾け、問題点を把握し、検証するとともに、行政を取り巻く環境の変化や情報の収集に努め、適時対応してまいりたいと考えているところでございます。

議 長
4 番

上道議員。

ありがとうございます。

では、次の質問に入らせていただきます。

これも町民からたくさんの御意見をいただいております。

J A マーケットの跡について。

町の高齢者は急激に増加していますが、ところが、高齢者が気軽

に買物に行ける店は町にはございません。J Aマーケットが閉店になったときに、たくさんの高齢者から不便になったと聞いております。

町としてマーケットに代わる企画を提案する考えはございませんでしょうか、お伺いいたします。

議 長

産業政策課長。

産業政策課長

それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

J Aに確認したところ、マーケットではかなり前から赤字となり、経営が厳しい状況が続いており、経営改善に努めてきたものの、経営が困難との判断により閉店に至ったというふうに聞いております。

現在、マーケット近辺では、2つのドラッグストアが日常の買物ができる店舗として多くの町民が利用されているというふうに考えております。

こうした実情もあり、マーケットの閉店により不便になったとの声も聞きますが、この施設、マーケット施設の商業施設等としての利活用につきましては民間の経営判断に委ねるべきと考えております。

なお、高齢者の買物の利便性を図るべく、民間事業所では移動店舗や買物バスを実施しているほか、社会福祉協議会ではボランティアによる買物支援も実施されているところでございます。

町といたしましては、チョイソコの利用等、公共交通の充実を図ることで、高齢者の買物など、交通手段の確保に努めていきたいというふうに考えております。

議 長

上道議員。

4 番

ありがとうございます。

社会福祉協議会さんに買物をお願いすると、たしか町内でしか買物していただけないですね。今まで農協で買物をしていて、そのお金を預ける際にも、農協のポイントカードを預ければ口座から引き落とししていただけたというシステムだったと思うんですけども、それがなくなったということで、非常に不便を感じております。

ぜひ産業政策課さんで先頭を切って希望を募っていただきたいと

思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長

以上で上道議員の一般質問を終わります。

次に、9番、川畑忠之議員の一般質問を許します。

川畑議員。

9番

先日、行政DXの推進をするために、役場職員による行政DXの研修会がありました。内容があまりにもよかったので議員にも声がかかり、2回目の研修会が行われました。

そのとき、議会としては、細かい内容を聞きたいので、議員だけの資料を、意見交換をする研修会を開きたいということで、先月の定例会が始まった昼から、27日に講師を招いて研修会を開きました。

その内容で、2つの問題点でいい回答をもらったので、少し聞いていただきたいと思います。町長やら副町長、三役はぜひとも聞いてほしい。

1つ目は、議会DXの推進としてペーパーレス化に挑み、このタブレットを導入しました。2年がたちますが、いまだに紙とタブレットを併用しているわけでありますが、いつになったら紙をなくしてタブレットだけにできるのか、最終、終着点はどこなのかということとその講師に聞きましたら、紙はなくさなくてもいいのではないかということの結果をもらいました。そうなのかと。

完全にペーパーレス化にしても、どうしても紙が要ることがあるので、紙があっても不思議ではないので、それより紙の費用をどうするか議論のほうが大事ではないかということをおっしゃったので、なるほどなということが確認できました。

政務調査費で出せば解決するのではないかとはいっていますが、我々には政務調査費はありませんので、それはまた別として、今後、議論していきたいと思いますが、2つ目が、このタブレットの使い方、行政のタブレットと一緒にいるので、セキュリティ対策のためにロックキーがかかっているように使えていないので、このままでいいのかとちょっとお聞きしましたら、行政タブレットのセキュリティー対策とを別にして、議会のタブ

レットの使用頻度を上げることが大事で、そうすることで議会活動が広がっていくのではないかとおっしゃったので、行政だけの使用にしては、議会は議会だけの使用にするべきだと。

宝の持ち腐れではないかと言われるようなことはしないほうがいいと言われましたので、現在のWi-Fiを行政のWi-Fiだけにして、議会はフリーWi-Fiにしたりとか、タブレット端末はセルラーモデル使用なので、無制限使用にするとかっていう方法を考えながら、考える時期に来ているということをお承知お願いしたいという要望でございます。

それでは、私の一般質問に入ります。

今年初めに、総合振興計画に伴う各計画書が出されています。

1つ目に、新規計画の美浜町にぎわい創出事業計画、2つ目に、見直しの美浜町地域福祉計画（第3次）、3つ目に、見直しの第4次美浜町男女共同参画推進計画についてですが、それぞれお聞きしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

まず、美浜町のにぎわい創出事業計画について質問いたします。

今年の3月に策定された美浜町にぎわい創出事業計画とは、美浜町がまちの中心部である美浜駅周辺のにぎわいを創出するために策定した事業計画であります。

令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間として、3つのテーマを掲げて、にぎわい創出に取り組むことを目標としています。この美浜町にぎわい創出事業計画の愛称は、美浜町シナプス計画と呼ばれています。

この計画は、道の駅若狭美浜はまびよりを核として、JR美浜駅から美浜町生涯学習センターなびあすまでのエリアをにぎわいゾーンと定め、そこに学びと挑戦、優しい回遊空間、共創の3つのテーマに基づく施策を実施することで、にぎわいの創出を目指すものであります。

シナプスとは、脳を構成する神経細胞のニューロンと、次につながるニューロンとの間の神経接合部のことで、情報伝達の役割を担っています。シナプス計画の名称は、このシナプスの働きをイメージし、様々な人々が交わり、つながり、新たなアイデアが生まれることで、美浜町のにぎわいが創出されることを願って

つけられました。

この計画の策定に当たっては、町民や応援人口、企業等、様々な立場の方々から意見を募集し、町民参加型の計画策定プロセスを進めてきました。

まちは、今年の10月28日から11月12日の間で、美浜町をつなぐ地域最大の新お祭りイベントとして、美浜つながるフェスタを開催しました。

第1弾として、なびあすアートフェスタ2023文化交流祭の開催と、コラボイベントとして、みはまシナプスプロジェクトと、北陸新幹線敦賀開業記念イベントを開催し、第2弾は、はまなびフェスタ2023の開催と、コラボイベントとして、なびゲーランドを開催しました。

道の駅若狭美浜はまびよりの会場と、美浜町生涯学習センターなびあす会場を結んだにぎわいゾーンと言われている区間での開催であります。

これまでにない大規模のイベント開催でありましたが、計画して実行に移したその結果はどのような評価なのか、伺います。

町長。

冒頭、DXの推進につきまして、2点ほど御提案をいただいたところでございます。非常に重要な観点かと思えます。

これからの推進に当たりまして参考にさせていただきたいというふうに思っております。

さて、美浜つながるフェスタにつきまして、その詳細についての御質問いただいたわけでございますけども、御紹介いただきましたとおり、美浜町では、美浜駅からなびあすまでの一帯をにぎわいゾーンと位置づけまして、誰もが楽しく集い、交流が進む活性化の拠点、これを目指しておりまして、美浜駅や駅前広場の整備、道の駅、観光農園等の施設を整備してきたところでございます。

こうした施設の機能を生かしながら、相互連携によります回遊性に富んだ利活用が進めば、新たなにぎわいの創出につながるものと、このように考えているところでございます。

その役割を担う取組といたしまして、今回、町民主体の発想、企画によります、美浜つながるフェスタを実施したところでござい

議 長
町 長

まして、このフェスタによりまして、新たな人の流れやにぎわいが生まれたことから、目的達成につながる成果や課題などが得られたというふうに考えているところでございます。

そうした意味で、このフェスタの実施は大きな意義があったと考えておりまして、引き続きこのエリアで展開しておりますシナプロジェクトとともに、学びや人づくりを主眼といたしますにぎわいの創出に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

成果の詳細につきましては、担当課長からお答えをさせていただきます。

議 長
まちづくり推進課長

まちづくり推進課長。

それでは、美浜つながるフェスタの評価につきまして、お答えさせていただきます。

なびあすと道の駅はまびよりをつなぐにぎわいゾーンを中心に、人やもの、魅力などを縦横無尽に掛け合わせることで、まちなかの回遊性を高め、多くの人が集い、交流が広がり、人と人、地域と地域がつながることで、さらなるまちのにぎわいを創出する原動力となるよう、4つのイベントが連携しまして、美浜つながるフェスタを開催いたしました。

当日は、各イベント会場での催しをはじめ、各会場をつなぐように配置いたしましたキッチンカーや、B-1グランプリ優勝団体の出展、スタンプラリーの実施、子供たちによる駄菓子屋の出店などが好評を博し、多くの家族連れや買い物客の回遊につながり、イベント同士の相乗効果もありまして、期間中には町内外から約1万5,000人の来場者でにぎわったところでございます。

特に、子供たちによります駄菓子屋につきましては、小学生のふるさと元気フォーラムで提案のあった内容でございまして、子供たちが主体となり、店内の飾りつけや接客販売、呼び込みなどにも取り組み、大盛況となったわけですが、これは、まちづくりに向き合う子供たちの意識の醸成につながったものと考えております。

これらのイベントは、地域住民によるワークショップや、町内の若者世代を中心といたします実行委員会が主体となりまして行われたものでございまして、活力ある協働のまちづくりや、若者、

子育て世代に魅力ある住環境づくりにつながり、まちが抱える人口減少対策や地域力向上等につながったものと考えております。

今後、おのこのイベントの相乗効果によりまして、にぎわいゾーン全体に人の流れがあまねく広がる工夫、また、持続的なにぎわい創出につながる仕組みづくりなど、様々な課題もあると考えておりますので、関係者の意見を踏まえまして、より機動力のあるイベントとなるように努めてまいりたいと考えております。

今後も、にぎわいゾーンを構成する道の駅などの施設の機能や、回遊性を生かしまして、官民協働による新たなにぎわい創出のほうに努めていきたいと思っております。

川畑議員。

町長の答弁では、今までにないフェスタイベントを開催した中で、大変集客があり大成功だったということをおっしゃったので、私も感じておりますけど、私も1人の町民として会場に足を向けまして、体験させてもらいましたが、大変にぎわいのある空間だと思っております。

なびゲラランドに行ったときに、ちょうど最終日やったんですけど、雨が降ったりまして、どっか入れるところを探しましたが、大変苦勞した思いがあるんですけど、いつもなら、この出店から買ったものを食べるテーブルと椅子があり、ゆっくり食べながら次の選択ができるという会場があったように思うんですけど、今回、長椅子しかなくて、食べづらかったというか、椅子に座りながらものを持って食べるっていうのは、私だけ食べづらかったのかなあという気はするんで、キッチンカーのところにもテーブルと椅子っていうのはあまりなかったように思うんですけど、今後どのように検証していくのか楽しみなので、いろいろとお願ひしたいと思っております。

今回、各会場でつなぐキッチンカーの出店、スタンプラリーの実施、子供たちによる駄菓子屋の出店などで、期間中には、町内外から今言いました1万5,000人の来場者があったと、にぎわってあったという回答がありました。

なかなかこんなに集まりませんよね、普通1万5,000人なんて。大変成功したと私も感じております。

議 長
9 番

特に、子供たちが活躍する場が多くあったと思います。これは教育長もそう感じてもらえなあかんと思いますけど、子供たちは大変いい経験ができたと感じられます。

常に学校教育のことを考えている関係者が、子供たちが社会教育の場に出ていく手助けをすることで、これほどの楽しい体験をすることができたのは、すばらしい取組だと強く感じておりますので、今後も期待しています。

そして、町民によるワークショップや、若者世代を中心とする実行委員会が主体となって行われたことが、魅力ある美浜町をアピールできたのではないかと思いますし、現在、9,000人を割った人口のまちになりましたが、このことが起爆剤となり、まちが抱える人口減少対策につながることを信じております。

にぎわいゾーンを中心にしたこの事業を、今後も評価して、毎年よりよくして、定着するように進めていきたいと思います。来年もやりますよね。

次の質問に行きます。

2番目のはまなびフェスタでのなびあすカフェ閉店室の利用についてですが、9月の定例議会で、なびあすカフェの閉店を聞きました。

今回の美浜つながるフェスタ、はまなびフェスタのイベント中には、この施設は来場者用の休憩施設として利用されました。

利用効果はどのように検証しているのか伺います。

生涯学習推進課長。

それでは、私のほうから回答させていただきます。

現在、なびカフェは、図書館に来館した学生の飲食スペースや公演時のお客様の休憩場所として、また、会議やミーティングの場所としても利活用しております。

美浜つながるフェスタの際にも、キッチンカーや飲食ブースが連日多数設置されましたが、室内の自由な飲食スペースがなびカフェ以外にはなかったため、たくさんの方に御利用いただくことができました。また、飲食スペースとして開放したことで、みはまシナプスプロジェクトや、はまなびフェスタの来場者がなびあすアートフェスタ2023文化交流祭や、なびゲーランドにも御参

議 長
生涯学習推進課長

加いただくことができ、つながるフェスタのパイプ的役割を担えたと考えております。

議長

川畑議員。

9 番

キッチンカーや飲食ブースが連日多数設置され、大変ににぎわったため、うまく利用できたということはよく分かりました。よかったと思います。

今後は、室内に自由な飲食スペースがない、なびあすではうまくいかないと思うんですがね、どのように町民が利用していくかを考えてもらって、やっていってもらいたいという気持ちでございます。よろしく申し上げます。

次の質問に移ります。

3 番目のなびあすカフェ閉店後の利用についてですが、公演やイベント時の弁当やパンの販売、カップ式自動販売機を設置して、なびあす利用者の利便性向上に努めるとの考えですが、そもそも障害者と健常者が日常的に触れ合いながらボランティア活動として利用していた場所を、指定管理者のはこべの家が営業できなくなった理由で、約 10 年間営業してきたカフェを簡単に取りやめてもいいものなのか伺います。

議長

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長

御承知のとおり、現在、公演、イベント時のお弁当やパンの販売、カップ式自動販売機を設置するなど、利用者の利便向上に努めながら、お客様のニーズに対応できるよう、いろいろな活用方法について検討しているところであります。

カフェだけでなく、飲食物を扱ったサービスを提供するためには、その施設に食品衛生責任者を置く必要があります。現在、生涯学習推進課職員 2 名がその資格を取得したところでございます。食品衛生責任者がいることで、常温保存で日持ちする缶、瓶、ペットボトルの販売や、加工食品、焼き菓子などの販売をすることができます。また、保健所に届出をすれば、お弁当やパンの販売も可能となります。

今後は、生涯学習の一環として、若者を応援するチャレンジショップも視野に入れながら、なびカフェでできることの可能性を模索し、お客様のニーズに対応できるよう努めてまいります。

議 長 川畑議員。

9 番 生涯学習課の職員が、もう何もかもやったら大変やと思いますね。日常の仕事もできなくなるかもしれないので。そういうことは、専門家をお願いしたほうが良いとは思いますが。

追加で話を、もう聞かないとこうと思っていましたけど、これだけはちょっとお聞きしたいのは、もし、前任者のはこべの家がもう一回やりますよというふうなことを言ってきたらどうするのか、そこだけちょっと教えてください。

議 長 生涯学習推進課長。生涯学習推進課長

はこべの家がまた再開できるという場合におきましては、指定管理の申請をしていただき、経営可能と判断すれば可能となります。

議 長 川畑議員。

9 番 なかなか自分からできないってことを言ってきたのはこべの家ですので、なかなかできないとは思いますが、そういうチャンスがあれば、また、どしどし上げてもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次の質問に行きます。

4 番目の役場庁舎隣接の伊牟移神社周辺に歩道を設け、カフェの再開はできないか。

なびあすや図書館から歩いて役場に出向いたり、そこからはあとぴあの子育て支援センターに移動できる方法は、どうしても車で移動してしまうほど距離があり、特に子供連れやお年寄りにはきつく感じる経路であります。

この区域は、町がにぎわいゾーンの一隅とするのなら、なびあすや役場庁舎、はあとぴあ区域は、駅から来た人にも行ってほしい経路であります。そうすると、役場庁舎周りの利便性を考えてしまいます。

役場庁舎がこの場所に建設されたのは、隣接する伊牟移神社があることも理由にあります。役場庁舎は、平成4年の12月に落成し、今年で31年が経過したため、老朽化が激しく、現在改修工事が実施されています。この31年間に、伊牟移神社の整備がされたかということ、記憶にないほどそのままの状態です。

役場庁舎の改修工事が現在進行中であるのに、神社はそのままでもいいのか。神社周辺も老朽化があると思いますが、役場庁舎の景観をよくしようと思うと、一心同体の神社をきれいにしなくてもいいのか。神社は神社庁があるため行政の判断で改修できるものではありませんが、方法はあると考えます。

そして、役場庁舎の西側出口からだど、なびあすの図書館の東側出口から合流して、そのまま南側の伊牟移神社の境内を突っ切るか、あるいは周辺及びはあとぴあ子育て支援センター裏の方面に新たな歩道を新設して、往来ができるように仕上げてしまうほうが、なびあす、役場庁舎、はあとぴあの移動が便利になると感じています。

それで、なびカフェの代わりに、その区域一帯のどこかの一角にカフェを新設することにより、今までのなびあすだけの交流ではなく、はあとぴあ、役場庁舎、図書館、なびあすといったにぎわいゾーンによる町民サービスがよりよくできるのではないかと考えますが、意見をお伺いします。

議 長
まちづくり推進課長

まちづくり推進課長。

それでは、ただいまの御質問につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

現在、小学生をはじめ、美方高校生、福井大学生が本町の課題を提案としてまとめる、みんなでまちづくりプロジェクトの中で、学生が気軽に集まれるカフェをテーマに検討が進められています。また、小学生によるふるさと元気フォーラムにおいても、空き家を活用したカフェの提案をいただいておりますが、これらのニーズは、みんなが気軽に立ち寄れる場所を望んでいるものであると考えております。

町といたしましては、検討の中の議論を見守る中で、その実現の可能性を考えていきたいと考えております。

議 長
9 番

川畑議員。

説明は核心を突いているので、うれしい回答だと感じます。

若者が何かをやりたいと思っていることを吸い出し、検討する場を与え、見守りながら実行できることを手助けする回答に、うれしく思います。

しかし、私の言っている質問要旨に答えていない箇所がありますが、もう一度言いますよ。役場庁舎の西側出口からとなびあすの図書館の東側出口から合流して、そのまま南側の伊牟移神社の境内を突っ切るか、あるいは周辺を横切り、はあとびあ子育て支援センターの裏の方向に新たな歩道を新設し、往来ができるようにつなげてしまうほうが便利になるんじゃないかということの回答はできますか。お願いしたいです。

議 長

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長

それでは、ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

はあとびあを含みますにぎわいゾーンにあります施設をつなぐという点で、道、歩道というのは方法の一つであると考えておりますが、さらに今、魅力のあるものがあれば道としての機能というものはさらに高まるということで考えております。

現在、にぎわいゾーンの活性化につきまして、住民等によるワークショップであったり、様々なところで御意見等をいただいておりますし、はあとびあとかなびあす、それらの利用者等の御意見等もお聞きする中で、その中でニーズを捉えまして考えていきたいと思っております。

議 長

川畑議員。

9 番

今答えられた、そのワークショップという、このワークショップという組織は大変いいですね。

これはやっぱり大いに利用しながら町民の声を吸い上げて、これどういう方向に持っていけるかという話を、この今の役場周辺の整備。今のところ何もされていないんかもしれませんが、そのこともいろいろ聞きながらやっていってもらうほうが、総合振興計画の中にも入れながら、こうやっていったほうがいいんじゃないかということをご提案しておきます。副町長、本当にそう思ってくださいね。

次の質問に移ります。

5 番目の美浜町地域福祉計画（第3次）についてですが、今年の2023年3月に美浜町地域福祉計画（第3次）が策定されました。この計画の基本理念は、みんなで創る共生のまち～ふれあい

支え合い地域愛～としています。

この理念に基づき、基本目標をみんなで支え合うための意識づくり、誰一人取り残さない仕組みづくり、安心して暮らせる地域づくりとしています。

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせる社会を実現するために、地域住民や行政、関係機関が一体となって取り組むべき課題や目標を定め、その解決に向けた施策を計画的に実施するためのものであるとされていますが、基本的な言葉はよく分かりますが、今回の令和5年から令和9年の間に、どのような内容で町民に対して取り入れていくのか、また、今年の事業はどういうものなのか伺います。

議 長
健康福祉課長

健康福祉課長。

美浜町地域福祉計画（第3次）は、今おっしゃったとおり、みんなで創る共生のまち～ふれあい支え合い地域愛～を基本理念に掲げ、地域愛の下に住民同士が支え合い、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるという共生のまちづくりに対する方向性を示したものです。

本計画は、美浜町総合振興計画を最上位計画とし、福祉分野の上位計画として高齢者や障害者、児童、健康づくりなど、福祉に関する町の諸計画を横断的に接続し、福祉の向上を目指すものです。

地域福祉計画の策定に当たって、町民への意識の浸透を促すために位置づけているポイントが3つございます。

1点目は、人と人との顔の見える関係をつくり、お互いに協力しながら地域を支え合う意識づくりの醸成を図ることです。

2点目は、分かりやすい情報発信やコミュニケーション手段の配慮に努め、誰一人取り残さない仕組みづくりを掲げております。

3点目は、これらの取組を行うことで、安心して暮らせる地域づくりを目指すとしております。

これらの目標を達成するためには、今まで以上に住民、地域、関係機関、行政等が地域課題に向き合い、連携して取り組む必要があります。そのため、今年度は、まず、本計画の概要版を各戸配布させていただいております。これからも、ホームページや各種会議等、様々な機会を通じて町民や関係機関に周知啓蒙を図って

まいりたいと思います。

さらに、本年度は、この地域福祉計画に基づき、介護や障害、健康づくり等の各個別計画を策定中でございます。策定の過程においても、この地域福祉計画を念頭に置き、整合性を図りながら、福祉のまちづくりを一層推進してまいりたいと思います。

議 長
9 番

川畑議員。

私も事前に調べた内容とほぼ一緒ですわ。分かりました。

それから、美浜町地域福祉計画は、基本理念がはっきりしています。

町長がよく言っております地域愛の下、住民同士が支え合い、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりに対する方向性を示されているのが回答と分かりました。細かく言えば、人と人との今、言われましたように、顔の見える関係をつくり、お互いに協力しながら地域を支え合う意識づくりの醸成を図る。

そして、分かりやすい情報発信やコミュニケーション手段の配慮に努め、誰一人取り残さない仕組みづくりを掲げていて、これらの取組を行うことで、安心して暮らせる地域づくりを目指すとしているのが分かります。どうか福祉のまち美浜として、より細かく年度ごとの取組を考え、浸透していくようお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

次の質問に移ります。

6番目の地域の福祉課題の把握についてですが、事業の実施において、町の福祉課題を的確に把握するにはどのように実践しなければならないのか分かりにくいんですね。

例えば、町民が取り組むこととは何か、地域や団体が取り組むこととは何か、行政が取り組むことはなどの内容をどのように指導をしていくのかお伺いします。

議 長
健康福祉課長

健康福祉課長。

私たちの日常生活においては、誰もが病気になったり、介護が必要になったり、あるいは子育てに悩んだりするなど、手助けが必要になるときがあります。

地域のつながりが希薄になっている今、地域の福祉課題を把握し、解決するためには、行政だけでなく、町民自身や団体と地域を構

成する、誰もがそれらの課題を自分ごととして捉え、行動することが大切と考えます。

町民の役割としては、地域で行われる行事や活動に積極的に参加、協力することで、顔の見える関係を築き、困った方がおられたらお互いさまの気持ちで手を差し伸べることが大切と考えます。地域や団体の役割としては、地域に根差した、きめ細やかな活動を進め、ボランティアグループやNPO等が地域福祉活動の担い手となりその専門性を発揮し、必要な支援を行うことが期待されます。

行政の役割としましては、住民の生命財産、暮らしを守り、福祉保健等、良質な行政サービスを提供し、福祉基盤の充実や地域福祉を推進するための仕組みを構築する役割を担うと考えます。例を挙げますと、おひとり暮らしの高齢者が認知症を患い、日常生活に支障が出てきている状況を、近隣の住民が気づき地域の民生委員等につなげ、地域包括支援センターや社会福祉協議会等へ相談することにより公的サービスにつながり、その上で地域の見守りを受けながら住み慣れた自宅での生活を送ることができると考えます。

このような事例以外にも、複雑多様な問題を抱える方々に対し、皆が心を寄せ合い連携しながら取り組み、誰もが安心して暮らせるまちの実現を目指し、まずは福祉課題を自分ごととして捉える意識づくりが重要と考えております。

川畑議員。

町民に優しい内容ですね、本当に。

この内容が、もう一人一人の町民に行き渡って、理解してもらいながらやっていければいいことだと思いますし、私たち町民は誰もが病気になることもあり、介護が必要になることもあり、子育てに悩んだりすることもあり、手助けが必要になるときがあるので、地域とのつながりが少なくなっている現状では、行政だけでなく、町民自身が自分ごととして捉えて行動することが大切で、必要だと言われていることが、今、よく分かりました。自立した福祉の向上に向かって進んでいけたらと、議会も行政も思いますので、今後もよろしくお願いします。

議 長
9 番

次に行きます。

次の質問に移ります。

7番目、地域福祉計画において、自助、共助、公助、互助の役割についてですが。

自助とは、本人や家族でできることは自分で行うことを指し、個人や家族が自ら行う自己支援のことです。

共助とは、地域の中の助け合いを指し、地域住民が互いに支え合うことです。

公助とは、行政が行う社会福祉制度やサービスによる支援を指し、行政が行う公的な支援のことです。

互助とは、近隣住民や友人等、身近な人間関係の中で自発的に支え合うことを指し、制度化された相互扶助のことです。

地域福祉計画においては、自助、共助、公助、互助のバランスが重要だと言われてはいますが、自助、公助を促すことで、また、公助を活用することで、さらに互助を促すことで、地域の住民がどのようなようになるのか。そのような具体的な取組や施策をお伺いします。

議 長
健康福祉課長

健康福祉課長。

地域福祉計画においては、地域の実情に応じて、自助、共助、公助、互助、それらを適切に組合せ、安心安全のセーフティネットを構築することで、個人や家族、または家族が抱える悩みや困りごとが解決するものと考えております。

具体的な取組といたしましては、健康づくりや福祉に関する学習を行う自助。介護保険制度に基づく福祉サービスを利用する共助。行政、社会福祉協議会等による公的なサービス提供を受ける公助。隣近所の助け合い、見守り活動やボランティア活動を行う互助などが挙げられます。

現在、社会福祉協議会において、地域福祉の推進を目的として民間の活動行動計画である地域福祉活動計画を策定中でございます。

地域福祉推進のための基盤や体制をつくる地域福祉計画と、それを実行するための住民や事業者等の活動行動の在り方を定める地域福祉活動計画は車の両輪です。この2つの計画を一体となって推進することが、より実効性の高い計画になると考えております。

これらが相互に機能することで、みんなで支え合うための意識づくり、誰一人取り残さない仕組みづくり、安心して暮らせる地域づくりの実現につながると考えます。

コロナ禍で地域交流やつながりが希薄化しましたが、徐々に戻りつつある中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちづくりを進めてまいりたいと思います。

川畑議員。

地域では、事業、共助、公助、互助を適切に組合せ、安心安全のセーフティネットを構築することで、個人や家族、また、家族が抱える悩みや困りごとが解決するものと考えていると言われました。町民の手助けとなる行政が必要なのです。

みんなで支え合うための行政による意識づくり、誰一人取り残さない行政による仕組みづくり、安心して暮らせる地域づくりの実現に向けて、行政と議会が一つになって進んでいきたいと考えます。今後もしよろしくお願ひしたいということです。

次の質問に移ります。

8番、地域高齢者の足であるデマンド交通実証運行によるチョイソコの停留所増設についてですが、地域の交通不便を解消して、高齢者の外出促進に貢献するデマンド型交通が、今年の令和5年6月から実証運行としてスタートしました。行きたいときに行きたいところへ帰りもチョイソコでとのキャッチフレーズで始まり、約6か月が経過しました。

町の公共交通の目指す方向性は、交通弱者が気軽に自由に出かけることができる公共交通、来訪者によって利用しやすく、分かりやすい公共交通、地域の経済の活性化、まちづくりに寄与する公共交通、地域みんなで支える公共交通等であります。

チョイとソコまでご一緒にのチョイソコは、利用者が家からすぐ乗れるようになったために、よい評判であるとお聞きします。

しかし、停留所の設置によって、降りた場所から大変長い区間を歩いて目的地まで行かなければならない現状があります。例えば、東地区の美し野団地から美浜町南市の美浜町文化会館に行きたいときには、家の近くから乗り、JA美浜店の停留所で降りて、歩いて美浜町文化会館まで行っています。せっかくのデマンド交通

議 長
9 番

なのに、近くにある停留所はJ A美浜店になるのです。何が悪いのか、町の公共施設に停留所が設置していないからであります。

そのことは、デマンド交通事業の運行システムの提供は、民間事業者がエリアスポンサーによる協賛を得ることで、採算性を向上させることを優先して決めているところであり、スポンサーになってももらわないと、停留所が設置できないとのことは、町民は何も知らないところであり、先走りしているものだと強く感じます。

なぜスポンサーの資金が要るのか、その資金がないとデマンド交通の運行はできないのか、住民が要望する場所の停留所の設置はそこまで難しいのか。

デマンド交通の実証運行は、今年6月から令和8年3月までの約3年間を計画していますが、町民の意見を聞きながら変更することはできると思いますが、現在どのように停留所設置を検証しているのか伺います。

議 長
住民環境課長

住民環境課長。

ただいまの質問に対しまして、私からお答えさせていただきます。

町では、行政だけではなく、地域全体で守り育てる持続可能な公共交通を目指しております。

その一つに、スポンサー制度を導入しており、運営費用の一部を支えていただくことで、停留所の設置や車両、ポスターへのロゴ掲載など、スポンサーのPRを行っております。

また、スポンサーと連携をし、事業所見学会やイベント等を実施することにより、通院や買物などの日常的な利用だけでなく、楽しんで外出していただけるよう、きっかけづくりも行っております。そうしたイベントが目的で、店舗や事業所を訪れる利用者が増え、それがスポンサーの集客にもつながり、まち全体が盛り上がっていくことを期待しております。

一方、停留所につきましては、現時点で町内127か所に設置しております。

停留所の設置につきましては、公共施設やバスの停留所を基本とし、地域公共交通会議において、町民や運行事業者、行政など、地域の関係者で協議し、決定をしております。

また、区等の要望や利用者アンケートでの御意見等を踏まえまし

て、11月に地域公共交通会議で協議した結果、新たに5か所、停留所設置の承認をいただいております。

今回、御質問のありました文化会館につきましても、来年1月上旬の設置に向け、手続中でございます。また、小倉会館や木野口バス停などの箇所も併せまして設置に向け、手続を進めているところでございます。

今後も、町民、利用者、事業者など、地域の声を聞きながら、利便性の向上を目指して、さらに多くの方に御利用いただけるように、鋭意取り組んでまいります。

川畑議員。

あまりにも、127か所あるということをお聞きしましたが、そんなにあるとは思えないんですね。その停留所自体があんまり分からないような感じであるんじゃないかなと思うんですけど、127か所あるというんやから、それ以上増えるんやね、まだ増えるんやね。

実際、実証実験は3年間やります。

その中で、いいものを残して、最終形態でデマンド交通を完成させていきますが、停留所の設置場所を検討されているようなんですが、私としては、まずありとあらゆるところに停留所を設置して、3年間たって、実証実験が終わり、検証した結果で、要らないところを削っていくほうが町民の要望にえられるのではないかと思うので、そのような取組も期待しますので、ひとつ頭の中に入れておいてほしいと思います。よろしくお願いします。

次、行きます。次の質問に移ります。

9番目の美浜町男女共同参画推進計画第4次についてですが、今年の3月に第4次美浜町男女共同参画推進計画が策定されました。

この計画の基本理念は、共に「ひと」として はあとふる・愛・愛プランであります。男女が互いに思いやり、人として認め合うという思いが込められています。

共に「ひと」としては、誰もが生き生きと暮らせる社会を実現するために重要な要素であり、まちづくりには欠かせないことですが、目標として、施策として、どのように取組を進めていくのが重要なので、分かりにくいことなので具体的に伺います。

議 長
9 番

議 長
まちづくり推進課長

まちづくり推進課長。

それでは、ただいまの御質問につきまして、お答えさせていただきます。

美浜町に住む全ての人が、性別に関わりなく、人権を尊重し、かつ責任を分かち合い、その個性と能力が十分に発揮できるまち、また、その優しさと思いやりあふれる豊かなまちを目指して、第4次美浜町男女共同参画推進計画を策定いたしました。

男女共同参画推進への具体的な取組といたしましては、美浜町人権尊重啓発協議会と連携いたしまして、集落行事等における男女の役割分担の改善や区役員等への女性参画の推進、ワークライフバランスの普及啓発や福井県が進めます共家事（トモカジ）の推進、計画のダイジェスト版の全戸配布、講演会の開催、広報などを進めているところでございます。

また、行政におきましても、町内の管理職や審議会、委員会等への女性登用の促進、男女ともに育児介護休暇を取得しやすい環境づくりなどを実施しているところでございます。

こうした取組を通じまして、男女共同参画への意識改革は徐々に進んでおりますが、引き続き男女共同参画社会の実現に向けまして、美浜町人権尊重啓発協議会など、関係機関と連携を強化いたしまして、あらゆる施策を総合的かつ効果的に推進していきたいと考えております。

議 長
9 番

川畑議員。

役場も率先して女性の課長を登用して、今現在3人ですか、おりますしね、もう美浜町でも一に頑張ってるんじゃないかと。半分以上女性でもいいのにとすることは個人的に思いますけど、そういうわけにはいきませんがね。

頑張ってる、人権のことになりますので、大変難しいことだと思いますけど、平等に取扱うような感じで、率先して美浜町の中でやってほしいという気持ちでありますので、よろしく願います。

最後になりますが、私のこれまでの一般質問要旨を見ていると、10年前に比べるとすごく細かくなっているのに気がつきません。これほどの内容が必要なのかと疑問にも思います。

理事者側の内容も細かくなってきておるように見えます。そこまで要らないのではないのでしょうかということですね。もっと一般質問を簡素化にして回答も細かくならないように進めていくべきではないでしょうか。

そのことにより、一般質問締切りも定例会開催日の2週間前になっています。あんまりにも早過ぎます。

この議運が始まる前の2週間前で、さあ一般質問をつくりなさいと言われましても、なかなかできないものなんですけど、よその市町を見ますと、開会日の1日遅れとか、一般質問の2日前とかで締切りが来るというところがいっぱいありますんで、今後やりやすい議会改革をしていこうと思っておりますので、そういうことをいろいろなところを見ながら、町長も不思議に思ったりするような感じですけど、あるところはあるので、そういう感じで我々も時間を持って、余裕を持って一般質問をつくりながらお願いしたいということもありますので、これだけちょっと早くというのは、ほかの議員も言っていましたんで、疑問に思うところがあるので、ちょっといろいろ議員改革をやっていく中で、ひとつ頭の中に入れていってほしいという要望をして終わります。

ありがとうございました。

議長

以上で川畑議員の一般質問を終わります。

これにて、本日の一般質問は終わります。

なお、明日7日木曜日は、午前10時から予算決算常任委員会が開会されますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

(散会宣言 午前11:26)

令和5年第6回美浜町議会定例会会議録(第4日)

招集年月日	令和5年12月19日			
招集の場所	美浜町議会 議場			
開会(開議)	令和5年12月19日 午前10時20分 宣言			
応招議員 (出席議員も同じ)	1番	幸丈 佑馬	8番	辻井 雅之
	2番	兼田 和雄	9番	川畑 忠之
	3番	中牟田 春子	10番	松下 照幸
	4番	上道 正二	11番	崎元 良栄
	5番	高橋 修	12番	山口 和治
	6番	梅津 隆久	13番	藤本 悟
	7番	河本 猛	14番	竹仲 良廣
不応招議員 (欠席議員も同じ)				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 浜野 利彦			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	戸嶋 秀樹	住民環境課長	浜野 有美
	副町長	西村 正樹	健康福祉課長	山本 英子
	教育長	森本 克行	観光誘客課長	渡辺 強
	総務課長	丸木 大助	産業政策課長	今安 宏行
	<small>こども未来課長兼 こども政策統括幹</small>	伊藤 善幸	土木建築課長	瀬戸 慎一
	<small>防災・技術統括幹</small>	山田 将之	上下水道課長	村上 篤志
	<small>まちづくり推進課長</small>	片山真一郎	教育総務課長	西野 文隆
	<small>エネルギー政策課長</small>	上野 和行	生涯学習推進課長	渡邊 理佳
<small>会計管理者兼 税務課長</small>	山口 れい子			
	[議案] ○ 令和5年度美浜町一般会計補正予算(第5号) ○ 令和5年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) ○ 令和5年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) ○ 令和5年度美浜町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号) ○ 令和5年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算(第3号)			

令和5年第6回美浜町議会定例会会議録(第4日)

町長提出議案 の 題 目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) ○ 令和5年度美浜町産業団地事業特別会計補正予算(第2号) ○ 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○ 美浜町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○ 美浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○ 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について ○ 美浜町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○ 美浜町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○ 令和5年度美浜町一般会計補正予算(第6号) 			
議員提出議案 の 題 目	○ 美浜町特別職の職員で非常勤のものゝ報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について			
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。			
会議録署名 議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。			
	4番	上道 正二 議員	13番	藤本 悟 議員

令和5年第6回美浜町議会定例会議事日程(第4日)

開議日時 令和5年12月19日 午前10時
開議場所 美浜町議会 議場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 74 号 令和5年度美浜町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第 3 議案第 75 号 令和5年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) (討論・採決)
- 日程第 4 議案第 76 号 令和5年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) (討論・採決)
- 日程第 5 議案第 77 号 令和5年度美浜町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号) (討論・採決)
- 日程第 6 議案第 78 号 令和5年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算(第3号) (討論・採決)
- 日程第 7 議案第 79 号 令和5年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) (討論・採決)
- 日程第 8 議案第 80 号 令和5年度美浜町産業団地事業特別会計補正予算(第2号) (討論・採決)
- 日程第 9 議案第 81 号 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について (討論・採決)
- 日程第 10 議案第 82 号 美浜町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について (討論・採決)
- 日程第 11 議案第 83 号 美浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について (討論・採決)
- 日程第 12 議案第 84 号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について (討論・採決)
- 日程第 13 議案第 85 号 美浜町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について (討論・採決)
- 日程第 14 議案第 86 号 美浜町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (討論・採決)
- 日程第 15 発議第 3 号 美浜町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (討論・採決)

日程第 16 議案第 87 号 令和 5 年度美浜町一般会計補正予算 (第 6 号)

(質疑・討論・採決)

日程第 17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

日程第 18 議員派遣について

議 長

本日は全員出席されております。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

(再開宣言 午前10:20)

議 長

ただいまより、令和5年第6回美浜町議会定例会を再開いたします。直ちに本日の会議を開きます。

職務執行のため、議会事務局長を出席させております。

地方自治法第121条の規定により、説明のため、町長、副町長、教育長及び両統括幹、各課長、会計管理者の出席を求めました。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりと定めます。

日程第1 会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、議長において指名いたします。

先日に引き続き、

4番 上道正二君

13番 藤本 悟君

の両君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 議案第74号 令和5年度美浜町一般会計補正予算(第5号)から日程第15 発議第3号 美浜町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括して議題といたします。

去る11月27日、各常任委員会及び議員報酬など議会改革特別委員会に審査を付託いたしました議案及び発議の審査結果報告を各委員長に求めます。

まず、予算決算常任委員長より報告を求めます。

兼田予算決算常任委員長。

予算決算常任委員長

予算決算常任委員会報告を行います。

令和5年12月7日の午前10時から、美浜町議会全員協議会室において、委員13名及び議長の出席の下、本委員会を開会し、11月27日に本委員会に付託されました議案7件の審査を行いました。

当日は、説明のため、町長、副町長、教育長、両統括幹、各課長及び会計管理者の出席を求めました。

また、職務執行のため、議会事務局長を出席させました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

議案第74号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第5号）、総務課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

議会費から衛生費、質疑、総務費の中の一般管理費の職員人件費がマイナスになっている理由は何か。

回答、人件費については、人事院勧告に基づく給与改定のほか、退職や人事異動等による変更が含まれている。

質疑、公共交通運行事業のタクシー事業者持続化補助金603万6,000円の使い道は何か。

回答、5台分の省エネタクシー購入補助及び10台分の両サイドドアラッピング補助である。

質疑、JR小浜線利用促進事業業務委託料300万円の内容は何か。

回答、小浜線利用のHAMABERRY来場者限定の割引クーポン配付や北陸新幹線敦賀開業日に合わせたイベント、また、町内の子供を対象とした小浜線に乗って北陸新幹線を見に行こうツアー一等を検討している。

質疑、福祉事業所等物価高騰対策支援事業310万4,000円の対象の事業者は幾つあるのか。また、補助額は一番多いところと一番少ないところで、それぞれ幾らか。

回答、介護保険サービス事業者は6事業者、障害福祉サービス事業者は4事業者で、補助額は、一番多いところで158万1,000円、一番少ないところで2万9,000円である。

質疑、子ども・子育て支援事業計画を検討する上で、資料となるアンケートの対象者は誰か。

回答、小学6年生までの保護者を対象とする予定である。

質疑、アンケートはどのような方法で実施するのか。

回答、紙ベースのアンケートと、スマホを活用したアンケート方法も取り入れ、回収率を上げようと考えている。

質疑、公立小浜病院組合負担金284万9,000円の詳細は何か。

回答、レイクヒルズ美方病院と小浜病院の負担金で、金額はレイクヒルズ美方病院が242万3,000円で、小浜病院が42万5,

000円である。

農林水産業から教育費。

質疑、有害獣侵入防止柵設置事業の162万円の使い道は何か。

回答、新庄区の有害獣侵入防止柵設置に伴う必要な資材材料費である。

質疑、生産者販売チャレンジ支援事業135万円の内容は何か。

回答、道の駅にある直売所の手数料20%のうちの5%を生産者に補填して直売所に出していただく方を増やす流れをつくる目的の支援の増額である。

質疑、観光総務費の職員人件費を1,000万円以上削減している理由は何か。

回答、当初の予定より職員数の減があつてマイナスになっている。

質疑、減った人員の補填は考えていないのか。

回答、令和5年度については、会計年度任用職員により対応し、令和6年度以降については、人事異動の際に総合的に判断していきたいと考えている。

質疑、三方五湖ゾーン活性化事業の電池推進遊覧船運航負担金570万円とあるが、負担金が発生するような契約になっていたのか。

回答、2隻目の船の納船が遅れており、基本協定書において、天災、地震、津波、落雷、防風、洪水、人災、戦争、テロや暴動などの不可抗力の発生による費用については、協議をした上で町が負担するという形で契約している。令和5年4月からの運航予定が守れなかったので、町が負担する。

質疑、来年度以降も負担金は発生するのか。

回答、来年度以降は発生しないと考えている。

質疑、電池推進遊覧船の料金について、どのように考えているのか。

回答、金額についてはDMOで設定していて、現在、大人1,980円、子供990円である。乗船された方からは、金額相当の値打ちがあつた等の声があつたと聞いている。今のところ、美浜町民、若狭町民は半額で、3月までは運航する予定である。

質疑、三方五湖エリア魅力アップ業務委託料938万2,000

円と三方五湖エリア魅力発信業務委託料 9 5 4 万 5 , 0 0 0 円の委託先は決まっているのか。

回答、委託先は予算の承認後に選定する。

質疑、三方五湖の湖面等さらなる魅力アップ事業は何をするのか。

回答、全部で4つ検討をしており、1つ目が電池推進遊覧船の航路及び用途拡大。ライトをつけてのナイトクルーズや自転車を積み込み、ゴイチサイクリングとのリンク。2つ目がSDGsメニューを活用した教育旅行での集客アップ。3つ目が三方五湖の歴史探訪メニューで、ストーリーを伴った厚みを持ったガイド育成。最後に2隻の船のキャラクターグッズの製作を考えている。

意見、期限を決めて実施してもらいたい。

質疑、三方五湖エリアの今後の展望はどのように考えているのか。

回答、天空、湖面、湖周の魅力の発信については、インバウンド用のパンフレットを制作したり、たたき網漁など観光プロモーションの動画撮影、旅行業者、ブロガー、メディア等を現地に呼び視察してもらおうファムトリップ等の取組を考えている。レイクセンター、レインボーライン、ゴイチサイクリングを使っての観光誘客を図っていきたいと考えている。

意見、三方五湖エリアには休むところが少ない。ベンチとトイレの数を増やしてほしい。

質疑、三方五湖エリアを活性化させるために、若狭町と連携していく計画はあるのか。

回答、三方五湖は美浜町と若狭町の資産なので、しっかり連携して計画を進めていきたいと考えている。

質疑、観光客に対するおもてなしについてどのように考えているのか。

回答、旅館や民宿の女将さんに対し、おもてなし研修をする等、おもてなしの検討は大切にしていきたいと考えている。

質疑、小倉山山頂公園整備事業の計画はどのようになっているのか。

回答、今年度は山頂周辺の木々の伐採、令和6年度は山頂公園の盛土及び連絡道路の改良等、令和7年度は遊具や東屋などの施設設備等を計画している。

意見、地元の者が遊びに行けるように、できるだけ早く完成させてほしい。

質疑、すまいるコミュニティー事業の総合運動公園空き地の芝張り8,100平米は、行政と応募した町民で行うのか。

回答、町民の応募が少なかった場合は、業者の協力を得て、作業を進めていきたいと考えている。

質疑、同じくすまいるコミュニティー事業の北西郷公民館グラウンドの芝張り4,000平米は誰が行うのか。

回答、北西郷公民館運営委員会を中心に作業を進めていきたいと考えている。

質疑、芝張りをした場所は、今後、駐車場として利用できるのか。

回答、1日、2日程度なら車が乗っても大丈夫な芝生を張りたいと考えている。

質疑、芝張り後の維持管理はどのようにするのか。

回答、来年度の当初予算の中で検討していきたい。

歳入関係全般。

質疑、嶺南地域活性化推進事業補助金の使い道に規定はあるのか。

回答、これは嶺南広域行政組合からの補助金で、1市町当たり6,000万円の補助枠があり、各事業への充当については町の裁量で決めている。

議案第75号 令和5年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、住民環境課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

議案第76号 令和5年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、健康福祉課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

議案第77号 令和5年度美浜町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、上下水道課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

議案第78号 令和5年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）、上下水道課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

議案第 79 号 令和 5 年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）、上下水道課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

議案第 80 号 令和 5 年度美浜町産業団地事業特別会計補正予算（第 2 号）、産業政策課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はありませんでした。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

議案第 74 号 令和 5 年度美浜町一般会計補正予算（第 5 号）は、賛成多数をもって承認することに決しました。

議案第 75 号 令和 5 年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第 76 号 令和 5 年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第 77 号 令和 5 年度美浜町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第 78 号 令和 5 年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号）は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第 79 号 令和 5 年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第 80 号 令和 5 年度美浜町産業団地事業特別会計補正予算（第 2 号）は、全員賛成をもって承認することに決しました。

以上のとおり審査を終了し、午後 2 時 20 分に本委員会を閉会しました。

これをもって、予算決算常任委員会の委員長報告を終わります。

議長

予算決算常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの報告に対し、質疑はございますか。

（なしの声あり）

議長

質疑なしと認め、予算決算常任委員長の報告を終わります。

次に、総務文教常任委員長より報告を求めます。

なお、総務文教常任委員会におきましては、所管事務調査の報告

をしたい旨の通知がありますので、付託議案の報告と併せて報告を求めます。

幸丈総務文教常任委員長。

ただいまから、総務文教常任委員会の委員長報告を行います。

令和5年12月8日午前9時56分から、美浜町議会全員協議会室で、委員6名及び議長の出席の下に本委員会を開会し、11月27日に本委員会に付託されました議案4件についての協議を行いました。

当日は、説明のため、町長、副町長、教育長、両統括幹、各課長及び会計管理者の出席を求め、職務執行のため、議会事務局長を出席させました。

初めに、議案の説明は、去る11月27日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますので、直ちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

議案第81号 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑、期末手当と勤勉手当の割合は、人事院勧告に基づいて決めているが、自治体の裁量で決めることができるのか。

回答、あくまでも勧告なのである程度のことは考えられるが、国からは、人事院勧告など社会情勢を踏まえて職員の給与を決めるように指導されていると解釈している。

質疑、勤勉手当の評価の仕方はどのようにしているのか。

回答、一番上からS、A、B、C、Dの5段階で評価しており、評価の結果を勤勉手当に反映している。また、S及びA評価の数は、職員全体数の3割以内という規定がある。

議案第82号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑、一般職の場合、期末手当と勤勉手当の支給割合を0.05か月ずつ上げることにより、合わせて0.10か月上げている。同じ考え方をすると、特別職の場合は、勤勉手当が0で期末手当の支給割合は0.05か月になるが、どのような考え方で期末手当

の支給割合を0.10か月上げているのか。

回答、今回の改定は、人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じた特別職の給与改定を踏まえたものである。国の特別職とは、内閣総理大臣や国務大臣、副大臣などがこれに当たるが、特別職については一般職と違い、勤務成績を評価して、その評価結果が反映される勤勉手当というものはないが、国の特別職の期末手当は一般職の期末手当と勤勉手当の支給割合4.5か月75%を目安にしていると聞いている。

議案第83号 美浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑はありませんでした。

議案第84号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑はありませんでした。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

議案第81号 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第82号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第83号 美浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第84号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

上記のとおり協議を終了し、午前11時25分、本委員会を閉会いたしました。

以上をもって、総務文教常任委員会の委員長報告を終わります。

次に、総務文教常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

報告書、1ポツ、初めに。

美浜町議会総務文教常任会において、所管事務調査として下記の項目について調査を行った結果、以下のように報告する。

2 ポツ、調査事項。

集落元気プラン推進事業について。

3 ポツ、調査目的。

1 つ目、実施された各集落のプラン策定状況の内容を確認し、委員会として検討評価を行うことで、各集落が考える地域課題や主要な活動状況を把握し、町の施策がどのように町民に寄与しているのかを調査する。

2 つ目、議会として、施策立案などの活動や関連する付託議案の審査に活かす。

3 つ目、令和5年度当初予算で示された集落元気プラン推進事業についても、執行機関を監視しチェックする等の役割を果たし、委員会の自主的な権限を行使することで町民の負託に応える。

4 ポツ、調査期間。

令和5年6月定例会から12月定例会。

5 ポツ、調査方法。

町行政の担当課に、集落元気プラン推進事業に関する資料、内容の詳細説明を求め、調査事項について、質疑または委員会で議員間討議を行う。

6 ポツ、調査について。

第1回。

日時、令和5年6月14日。

場所、美浜町役場、全員協議会室。

出席者、議長、委員6名、まちづくり推進課長、まちづくり推進課課長補佐、まちづくり推進課担当者。

議題、集落元気プラン推進事業について。

協議内容、まちづくり推進課から集落元気プラン推進事業についての概要の説明を受け、まちづくり推進課に対して質疑を行った。また、委員間で意見交換を行った。

第2回。

日時、令和5年9月8日。

場所、美浜町役場、全員協議会室。

出席者、議長、委員7名、まちづくり推進課長、まちづくり推進課課長補佐、まちづくり推進課担当者。

議題、集落元気プラン推進事業について。

協議内容、まちづくり推進課から、集落元気プラン推進事業について、6月以降の進捗状況等の説明を受け、まちづくり推進課に対して質疑を行った。また、委員間で意見交換を行った。

第3回。

日時、令和5年12月8日。

場所、美浜町役場、全員協議会室。

出席者、議長、委員7名、まちづくり推進課長、まちづくり推進課課長補佐。

議題、集落元気プラン推進事業について。

協議内容、まちづくり推進課から、集落元気プラン推進事業について、9月以降の進捗状況の説明を受け、まちづくり推進課に対して質疑を行った。また、委員会で意見交換を行った。

7ポツ、事業概要。

事業年度、令和2年度から令和6年度。

事業の背景、人口減少や少子高齢化、空き家の増加といった集落を取り巻く環境は厳しく、集落活動の維持が困難な状況。

事業の目的、将来にわたる集落機能の維持及び活性化を図るため、集落の自主的かつ主体的に行う活動に対し支援する。

集落元気プラン策定支援、視察のための研修費、旅費、会議費等の経費を、40万円を限度額として補助率100%で支援する。

集落元気プラン活動支援、集落の活性化につながるものの経費を、35万円プラス区長取扱い数掛ける5,000円を限度額として補助率8%以内で支援する。

※1、区長取扱い数基準日は令和2年4月1日。※2、100世帯を超えるごとに10%ずつ低減。※3、限度額に達するまで活動は何回でも可能。

連携補助額、複数の集落で活動を実施する場合、1集落当たり10万円を限度額として、補助率80%以内で支援する。

※1、集落元気プラン活動支援とは別枠で支援を受けることができる。

8 ポツ、調査によって判明したこと。

① 元気宣言。

令和5年11月30日現在、実施集落数は38集落のうち26集落でした。

② 集落元気プラン策定支援事業については、令和5年11月30日現在、38集落のうち4集落でした。

③ 集落元気プラン活動支援事業、令和5年11月30日現在、実施集落数は38集落のうち20集落でした。

④ 連携補助額、令和5年11月30日現在、実施集落数は38集落のうち2集落でした。

区長の任期が1年の集落が多いため、集落元気プラン推進事業の引継ぎがうまくいっていない。大きい集落には幾つも班があるため、区長が一つにまとめることが難しい。また、逆に小さい集落は、少子高齢化により難しい面もある。区長の業務が多く、集落元気プラン推進事業に手が回らない。備品を購入している集落が多い。集落元気プラン推進事業のことを知らない町民が多い。集落元気プランを作成しただけで、事業を実施しない集落もある。久々子と早瀬のように連携して事業を実施した集落もある。

9 ポツ、課題。

区長だけに負担がかかっている。備品の購入が多く、事業の目的、集落の課題を把握して改善することが理解されずに実施されている。集落主導ではなく、行政主導で行われている集落が多い。負担金が重荷になっている集落がある。

10 ポツ、まとめ。

区長だけに任せるのは負担が大きいため、委員会等をつくり、活動を行う必要がある。集落担当職員がグループの中に入ると円滑に進むが、負担がかかる。しかし、本来の目的は、行政主導ではなく、集落主導で事業を実施してもらいたい。

事業の目標としては、最終的に町内全集落で実施してもらい、集落の活性化につなげる。実施していない集落に対して、他集落の実績を基に説明を行う必要がある。集落で課題を話し合っ、この事業を解決策の一つとして実施してもらいたい。

11 ポツ、提言。

1つ目、町は本事業のフォローアップを行い、今後も集落の活性化につながる事業を継続して実施すること。

2つ目、町は事業を実施するに当たり、区長だけに負担がかかることがないようにすること。

3つ目、集落の活性化につながる事業については、負担金は徴収しないこと。

4つ目、集落の活性化に町のサポートが必要な場合、全力でサポートすること。

12ポツ、終わりに。

今回、議会として初めての所管事務調査を実施した。実施したことにより、事業についての課題等を把握したり、行政の取組状況を確認することにより、知識や理解を深めることができた。今後も、調査が必要な事業については所管事務調査を実施し、知識等を深めることにより、議員活動や議案の審査に生かしたい。

結びに。

今回の所管事務調査の実施に当たり、担当課の職員には、多忙な中、資料の作成や事業の説明等をしてもらったことに感謝申し上げます。

以上で、総務文教常任委員会の所管事務調査の報告を終わります。

議長

総務文教常任委員長報告は終わりました。

ただいまの報告に対し、質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、総務文教常任委員長報告を終わります。

次に、産業厚生常任委員長より報告を求めます。

梅津産業厚生常任委員長。

産業厚生常任委員長

ただいまから、産業厚生常任委員会の委員長報告を行います。

令和5年12月11日午前10時から、美浜町議会全員協議会室で、委員7名及び議長の出席の下に本委員会を開催し、11月27日に本委員会に付託されました議案2件についての協議を行いました。

当日は、説明のため、町長、副町長、教育長、両統括幹、各課長及び会計管理者の出席を求め、職務執行のため、議会事務局長を出席させました。

初めに、議案の説明は、去る11月27日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますので、直ちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

議案第85号 美浜町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑、特別措置法の改正によって、条例の番号が繰下げになって変わったが、この空家等対策の推進に関する特別措置法の改正で、空き家を放置すると固定資産税が6倍になるが、具体的にどのような状態になると適用となるのか。

回答、今回の法律の一部改正で、特定空家化を未然に防止するという観点から、今後、国が管理指針を告示し、それを受け、放置すれば特定空家となるおそれのある空き家、これを管理不全空き家と言うが、これに対して、これまではできなかった市町村からの指導、勧告が可能になる。これまでの勧告を受けた特定空家は、住居利用が難しく、敷地に係る固定資産税の住宅用地特例が解除されていたが、新しい制度においても6分の1の特例が解除となる。

質疑、その施行は、特定空家と認定を受けてどのくらい経過しているか。特定空家となった時点か、経過措置はどうなっているのか。

回答、この法律に伴う6分の1の解除については、町のほうから勧告を出した時点で解除が可能となる。

質疑、町の自由裁量があるということか。

回答、それぞれ個別の事案に対して、町のほうから勧告を出し、それに伴って行う制度で、時間的な制限は、その場合のパターンによるものと考えている。

質疑、今までの法律の中で強制代執行ができるということにしたと思うが、町は一度も行っていない。町の裁量として実行できないと危惧するが、町として、ある程度基準を決めて条例の中でできないか。

回答、今いただいた意見を参考にして、今後検討する。

質疑、今現在、美浜町内で空き家登録がどの程度あるのか。

回答、特定空家に町が認定しているものは53件、6月議会で了解していただいた倉庫、蔵等についても特定空家に準じた形で解体の事業費等を出すことにしており、本年度は4軒、認定している。

議案第86号 美浜町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑、条例の中で、人口3万人未満の自治体がこの撤去対象ということの説明されていたが、3万人の根拠は何か。

回答、総務省の通達により決められている。公営企業の適正な推進ということで、3万人以上については移行済みであり、平成27年度から31年度までの5年間の間で取り組むこととなっている。3万人未満の地方自治体においては、令和6年4月1日までに公営企業会計に基づく管理に移行していることが要件となっている。

質疑、本会計の適用によって、会計処理や財務管理等で職員の事務処理負担はどのようになるのか。

回答、官庁会計は現金の収入と支出のみだったが、公営企業会計に移行すると、現金の収支、資産の移動、費用、収益の発生による会計処理、減価償却費、長期前受金、戻入等の非現金の支出も計上することから、上水道会計と同様、非常に複雑となり、事務量は増えると想定している。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

議案第85号 美浜町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第86号 美浜町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

上記のとおり審査を終了し、午前10時30分、本委員会を閉会いたしました。

以上をもって、産業厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

産業厚生常任委員長の報告は終わりました。

議長

ただいまの報告に対し、質疑はございますか。

(なしの声あり)

議長

なしと認め、産業厚生常任委員長の報告を終わります。

次に、議員報酬など議会改革特別委員会より報告を求めます。

河本議員報酬など議会改革特別委員長。

議員報酬など議会改革特別委員長

ただいまから、議員報酬など議会改革特別委員会の委員長報告を行います。

令和5年12月5日午後1時30分から、美浜町議会全員協議会室で、委員13名及び議長の出席の下に本委員会を開会し、11月27日に本委員会に付託されました発議1件についての審査を行いました。

当日は、職務執行のため、議会事務局長を出席させました。

初めに、発議の説明を提出者の河本猛議員から説明を受け、その後、質疑、意見交換、委員会採決を行いました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

まず、発議第3号 美浜町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての改正理由は、美浜町議会は、選挙で選ばれて公職に就いた議員の公選職としての地位を確立するため、人事院勧告を参考に、期末手当の支給割合を一般職職員と同等の支給割合に改正する。議員は選挙で選ばれて公職に就いた公選職である。議員は、行政職員、一般職課長級と同様かそれ以上の公的責務を負っており、その地位に格差が生じている状態では公選職としてのふさわしい活動に支障を来すおそれがある。

美浜町議会は、これまで期末手当の支給割合を社会情勢に応じて変動させてこなかったが、今後、人事院勧告を参考にすることで、社会情勢に適した支給割合の根拠が明確になるとともに、行政職員、一般職課長級との格差を是正し、選挙で選ばれて公職に就いた公選職としての地位を確立するというものであります。

改正の内容は、諸手当における議員と行政職員、一般職課長級との格差を是正し、議員の資質向上、活動力強化につなげるため、人事院勧告を参考に、一般職職員の期末勤勉手当の年間支給割合4.50に議員の期末手当の年間支給割合を合わせるというもので

あります。

議員のボーナスの年間支給割合を4.50に改正するに当たり、人事院勧告を参考にした理由として、人事院勧告は、民間の支給状況に見合うよう引き上げられており、民間給与との比較に当たり、約1万1,900の民間事業所の約46万人の個人別給与を調査して精密な比較を実施している。

ボーナスについては、昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績と公務の年間の平均支給月数を比較しており、社会情勢に適したボーナスの支給割合が示されており、根拠づけがしっかりしている。また、議員のボーナスの年間支給割合を4.50に改正した場合、一般職職員の年間支給割合4.50と同等、同水準、イコール民間のボーナスの支給割合と同等、同水準と言えるというのが発議第3号の主な内容であります。

発議第3号に対しての賛同的な意見として、4.50という値は民間の支給割合と同等で、社会的な許容範囲であり、高過ぎることではないという意見。慎重な意見として、住民への説明責任を果たすため、人事院勧告を参考にしている根拠について、自分自身が納得したいという意見などがありました。詳細については会議録が公開されますので、委員長報告では、主な対抗的意見を中心に報告します。

議員のボーナスの支給割合に関しては、全国的に4か月以上にしているところは少ない。今度の報酬月額を上げるときに弊害になるような気がする。ボーナスの支給割合を触らなくても報酬をしっかり上げればよいと思うという意見。

ボーナスの支給割合よりも議員報酬の部分をしっかりと上げることが最も大切だと思うという意見。

町長が3.40に引き上げるので、議員が4.50まで引き上げるのは無理があるように感じるという意見。

4.50に引き上げるというのは、気持ち的に大き過ぎる。報酬を上げるほうに持っていったらどうかという意見など、発議の内容に対抗的な意見がありました。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を申し上げます。

委員会採決の結果、発議第3号 美浜町特別職の職員で非常勤の

ものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって承認することに決しました。

以上のとおり審査を終了し、午後3時2分、本委員会を閉会いたしました。

これをもって、議員報酬など議会改革特別委員会の委員長報告を終わります。

議長 議員報酬など議会改革特別委員長の報告は終わりました。
ただいまの報告に対し、質疑はございますか。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、議員報酬など議会改革特別委員長の報告を終わります。

以上で、委員長報告を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第74号について、討論はございますか。

河本議員。

7番 河本猛です。私は、ただいま討論の対象となっております議案第74号 令和5年度美浜町一般会計補正予算(第5号)に対し、反対する立場から討論を行います。

令和5年度美浜町一般会計補正予算(第5号)は、歳入歳出それぞれ5億9,912万1,000円を追加し、総額を99億2,825万円とするものです。

民生費の福祉事業など物価高騰対策支援事業、教育費のすまいるコミュニティー事業など、必要性を認める事業があります。

しかし、商工費の三方五湖ゾーン活性化事業の中には、電池推進遊覧船の運航負担金570万円が計上されています。

2隻目の配置が遅れたことにより、指定管理者が十分な運営ができなかったことに対して行政側にも責任があることなどが理由に挙げられていますが、昨年7月の指定管理者の管理運営事業計画書では、指定管理初年度は、観光船1隻で運営を想定するとの記載があり、500万円程度の損失となることが想定されていました。

今回の補正で、指定管理者の当初の想定よりも大きな負担金が発生していることについては、行政からの赤字補填にしか見えませ

んし、赤字額が増大していることについては、2隻目の配置の遅れではなく、乗船者数が想定や目標よりも大きく下回ったことが原因だと思います。赤字額の拡大は、指定管理者の運営の責任や不可抗力ではないと私は考えています。そもそも動線などの誘客につながるリサーチがしっかりできていないまま、エネルギー構造高度化転換理解促進事業の補助金が使える電池推進遊覧船の建造ありきで進んできた箱物であること、要するに、利益を出すことが難しい箱であることが赤字拡大の一番の原因だと思います。

私も、様々な先駆自治体の施設を視察して、指定管理者制度の成功例や失敗例を見てきましたが、失敗例の教訓は、施設設備にお金をかけ過ぎて維持管理費が高くなり過ぎたものは長続きしないということです。

維持管理費が高く運営コストが大きい、乗船客が想定以下で採算が見込めない箱物に、さらなる魅力アップや情報発信、負担金や委託料などの名目に予算を投入し続けても、町民のサービスに使えるお金を無駄に浪費するだけだと考えるので、本議案を認めることはできません。

以上、議案第74号に反対する理由を述べ、討論を終わります。

議長 ほかにも討論はございますか。

(なしの声あり)

議長 これで討論を終わります。

それでは、これから議案第74号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

よって、議案第74号 令和5年度美浜町一般会計補正予算(第5号)は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第75号について、討論はございますか。

(なしの声あり)

議長 なしと認めます。

これから、議案第75号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立全員であります。

よって、議案第75号 令和5年度美浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第76号について、討論はございますか。

(なしの声あり)

議 長

なしと認めます。

これから、議案第76号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立全員であります。

よって、議案第76号 令和5年度美浜町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第77号について、討論はございますか。

(なしの声あり)

議 長

討論なしと認めます。

これから、議案第77号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立全員であります。

よって、議案第77号 令和5年度美浜町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第78号について、討論はございますか。

(なしの声あり)

議 長

討論なしと認めます。

これから、議案第78号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立全員であります。

よって、議案第78号 令和5年度美浜町集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第79号について、討論はございますか。

（なしの声あり）

議長

討論なしと認めます。

これから、議案第79号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長

起立全員であります。

よって、議案第79号 令和5年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第80号について、討論はございますか。

（なしの声あり）

議長

なしと認めます。

これから、議案第80号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長

起立全員であります。

よって、議案第80号 令和5年度美浜町産業団地事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第81号について、討論はございますか。

（なしの声あり）

議長

なしと認めます。

これから、議案第81号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長

起立全員であります。

よって、議案第81号 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり

可決されました。

議案第 8 2 号について、討論はございますか。

(なしの声あり)

議 長

討論なしと認めます。

これから、議案第 8 2 号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立全員であります。

よって、議案第 8 2 号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 8 3 号について、討論はございますか。

(なしの声あり)

議 長

なしと認めます。

これから、議案第 8 3 号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立全員であります。

よって、議案第 8 3 号 美浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 8 4 号について、討論はございますか。

(なしの声あり)

議 長

なしと認めます。

これから、議案第 8 4 号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立全員であります。

よって、議案第 8 4 号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 8 5 号について、討論はございますか。

(なしの声あり)

議 長

なしと認めます。

これから、議案第 8 5 号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立全員であります。

よって、議案第 8 5 号 美浜町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 8 6 号について、討論はございますか。

(なしの声あり)

議 長

なしと認めます。

これから、議案第 8 6 号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長

起立全員であります。

よって、議案第 8 6 号 美浜町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

発議第 3 号について、討論はございませんか。

まず、原案に反対する意見を許します。

竹仲議員。

1 4 番

ただいま討論の対象となっております美浜町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対する立場から発言をします。

この改正案は、美浜町議会議員の期末手当の支給割合を一般職職員と同等の支給割合 4.5 か月とするものですが、我々議会は、特別職の職員で非常勤の者であり、比較するのであれば、まず特別職の職員で常勤の者、すなわち町長や副町長の月別、今回は 3.4 か月と先ほどありましたが、この支給割合と比較するべきであり、

我々議員は特別職の職員で、非常勤であることを考えなければいけません。

一般職員のボーナスは期末手当と勤勉手当分があり、美浜町の特別職の職員で常勤の者、すなわち、町長は期末手当分だけの支給対象で、勤勉手当分を対象にしていません。特別職の職員で常勤者の者、すなわち町長が勤勉手当分を支給していないのに、特別職の職員で非常勤の者、すなわち議員だけが勤勉手当分を合わせて支給することはおかしいと考えます。

国の総理大臣も期末手当分だけで、勤勉手当分は支給されていません。

また、議員の勤勉手当の評価を誰がするのかということも疑問ですし、民間の支給割合と照らし合わせても問題はないと先ほど委員長報告の中にありましたが、それも、会社の中では常勤と非常勤があって、これは常勤の者に対応する考えでありますし、非常勤は当然、額が少ないと考えております。

また、先日の議員報酬など議会改革特別委員会において、提出者から、議員の期末手当を4.5か月にしている市町の例を挙げておりましたが、神奈川県葉山町議会や横浜市議会など、令和5年11月に年間4.5か月支給に改正されましたが、これらの市町は特別職の職員で常勤の者、すなわち市長や町長も同月の4.5か月であり、市長、町長と議会の支給割合を合わせている形になります。

美浜町の場合は、特別職の職員で常勤の者、すなわち町長は3.4か月に対し、美浜町議会議員はそれを超えて4.5か月にする。市町村議会で私が調査した中では一つもありませんでした。今回の改正は、住民感覚とはかなりずれていると考えます。

我々議会はいくまでも特別職の非常勤であり、特別職の常勤の者の期末手当月数を超えることはあってはいけないと思います。

確かに我々議員報酬は、町長の報酬支給額の現在27%程度というのは非常に少ないと思います。

私は、町長の報酬支給額の35～40%程度は必要と考えております。報酬増額の議論は、今後も続け、町民の御理解を得ることが大事と考えますが、今回の期末手当の支給割合の改正程度では、報酬の増額の解決につながると思えません。

以上、反対理由を述べ、私、竹仲良廣の発言を終わります。ありがとうございました。

議長

それでは、原案に対する反対の意見を梅津議員に許します。

梅津議員。

6番

発議第3号 美浜町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

今回の改正内容は、議員の期末手当を、人事院勧告を参考に年間支給割合を3.1か月から4.5か月に引き上げ、行政一般職の職員に合わせるとありますが、(常勤特別職)町長は3.4か月であります。

ところで、美浜町議会基本条例では、議員の報酬を改正しようとするときは、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状及び課題並びに将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、町民の意見と総合的な観点から決定するものと議会基本条例に規定されております。

改正する理由については、議員はもとより、町民が理解できる明確な理由をつけることを義務づけております。

つまり、この発議に対し、反対者が複数いる状況では、町民の理解が得られるはずはあり得ないと考えます。安易に期末手当の支給割合を上げるのではなく、議員報酬など議会改革特別委員会の設置目的である議員の成り手不足対策並びに議会の資質、魅力を高める環境を整備するための発議をすべきと考えます。

また、地方議員必携によれば、議員は非常勤の特別職であり、勤勉という概念はないので、期末手当に勤勉手当を含めて支給することはできないとあります。

したがって、勤勉手当は一般職の職員に適用されるもので、議員のような特別職の職員には当てはまらないものであります。

また、嶺南2市3町は3.0から3.3か月であり、これらとの格差が広がり、町内外からの批判も予想されます。期末手当の支給割合は良識のある範囲内にとどめ、我々町議会議員は町民の福祉向上に寄与すべきと痛感いたします。

以上の理由により、発議第3号の発議に反対するとともに、議員

皆様の常識ある御判断をいただき、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。反対討論を終わります。

議長

ほかにございませんか。

原案に賛成する意見として。

河本議員。

7番

河本猛です。私は、ただいま討論の対象となっております発議第3号 美浜町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対し、賛成する立場から討論を行います。

今回の発議は、議員提案の条例改正で、議員提案による条例改正は、3期目の私にとって議会基本条例の制定以来の経験であります。

議論の中では、議員が町長のボーナスの支給割合を超えることについて、間違いであるとか絶対にしてはいけないことであるというような主張もあります。しかし、首長よりも議員のボーナスの支給割合が高い自治体や町長、議員、行政のボーナスの支給割合が同じ自治体は存在しています。

議会は、町長部局の下部組織やかいらいではありません。議会は、2元代表制の下で、町長部局とは別の町民の代表機関です。

ボーナスの支給割合は、町長部局、行政職員、議会のそれぞれがボーナスの支給割合を議論し、提案して承認を得ていくものだと思います。

私は、議員のボーナスの年間支給割合を、民間のボーナスの支給割合と同等である4.50という値で、行政一般職職員と同じ支給割合にすることに対して、社会的な許容範囲を逸脱しているとは思いません。4.50という値は民間の支給割合と同等で、社会的な許容範囲であり、高過ぎることはありません。

今回改正される町長のボーナスの年間支給割合3.40で町長のボーナスの年間支給額を算出しますと、約332万円になると思います。一般職職員の給与平均を34万円程度と仮定して、一般職職員のボーナスの年間支給割合4.50でボーナスの年間支給額を算出すると、約168万円になりました。課長級職員であれば200万円を超える額になると思います。

一方で、議員のボーナスの年間支給割合を4.50で議員のボーナスの年間支給額を算出すると、約121万円です。2元代表制で、町長と同じように選挙で選ばれて公職に就く公選職である議員のボーナスは町長よりも200万円以上低く、行政職員、一般職員課長級との格差を是正し、議員の資質向上、活動力強化につながるため、人事院勧告を参考に、一般職職員の期末勤勉手当の年間支給割合4.50に議員の期末手当の年間支給割合を合わせても、まだまだ一般職課長級に追いつきません。

課題は、今回の発議、条例改正で終わるのではなく、多くの課題がまだまだ存在しているということです。

町長、一般職、課長級職員のボーナスの支給額と議員のボーナスの支給額を比べると、議員のボーナスの年間支給割合を4.50に改正しても、町長のボーナスの年間支給額の約332万円を超えることはなく、一般職、課長級職員に追いつきませんが、人事院勧告を参考に、議員のボーナスの年間支給割合を民間や一般職職員と同等の4.50に改正することは社会情勢に適した値だと私は思います。

また、国会議員の年間のボーナス支給額は600万円を超えますが、国の大臣クラスになるとそれ以上です。国の特別職レベルでは、そもそも歳費とか給与額が民間や行政職員よりも高く、ボーナスの支給額も民間レベルを超えるので、支給割合についても配慮する必要があります。

地方行政の執行部についても、そもそも給与額が民間や行政職員よりも高いので、ボーナスの支給額が民間レベルを超えます。町長部局が国の特別職の支給割合に合わせるという理由には納得がいきます。

しかし、美浜町の議会議員は、国会議員や地方行政の執行部の歳費や給与のように高くはなく、美浜町議会議員の報酬は、成り手不足が顕著に現れるほど民間や行政職員レベルを下回っているので、ボーナスの支給額も民間や行政職員の平均よりも下です。

美浜町議会の議員は、歳費、給与、ボーナスの支給額が、民間や行政職員よりも高い国会議員や大臣、町長部局とは別のプロセスが必要だと思います。

私は、美浜町議会議員の報酬やボーナスの年間支給割合、年間支給額は、町民の代表者として選挙で選ばれ、議会議員という公職に就く者としては低過ぎるぐらい民間や行政職員のレベルを下回っているので、まずは、少しでも民間や行政職員レベルに近づけることを目標にそのプロセスを進んでいくべきだと考えるので、議員のボーナスの年間支給割合を、民間や行政職員と同等の4.50に引き上げるべきだと考えています。

私は、議員の成り手不足対策や議会の見える化などの情報発信、議会のICT、議会DXなどの議会改革を一度に進めることは、案件が多岐にわたり、説明や資料が膨大に必要になっていく、その一方で議論が低調になり、課題だけが山積して、結局、何でも一緒にやろうとして、任期中には何もできなかったというような結果になると考えています。

できることは一つ一つ着実に進めるほうが一つ一つの課題について深い議論ができますし、前進面が生まれ、総合的に議会改革への道が一步一步進んでいくと考えています。

議会の活性化で言えば、私は2期連続の無投票を経験して、3期目の挑戦で初めて投票による選挙を経験して当選しました。

現在の議会は、無投票だった頃よりも一般質問の質問者が増えていますし、定例会の会期日数も増えています。閉会中も、来賓や個別の議員活動以外に、常任委員会や特別委員会の活動、プロジェクトチーム、議会と語ろう会、議長や副議長、各常任委員会や特別委員会の委員長や副委員長になれば、さらに責任ある活動が増えます。

私は、議員の活動量は確実に増えているし、議会は以前にも増して活性化していると思います。この流れを、議員の成り手不足対策や議会の見える化など、よりよい議会改革、議会の魅力アップに結びつけるためには、議員の活動を現実的に保障していく必要があります。

議員の成り手不足対策では、福井県内で大きな改革を実行して、成果が生まれている議会はありません。議員の活動を現実的に保障し、より一層の議会改革、議会の魅力アップを進めるためには、町長との横並びを気にしたり、何も進んでいない県内の議会の状

況を気にしていても、大きな議会改革はできません。

今回の議員提案による条例改正で、県内の議会を横並びに見れば、美浜町議会のボーナスの支給割合が際立つこととなりますが、私は、今回の条例改正をきっかけによりよい議会をつくっていきたい、議員の成り手不足対策や議会の見える化などの議会改革について、美浜町議会モデルと言われるような改革を行いたいと考えています。

美浜町議会は、町長や行政に、何とかしてくれと要望するだけではなく、自ら条例を制定したり改正する立案能力があること、議会の責任で一步一步議会改革を進め、よりよい議会の形成していく力があることを証明していきたいとも思っています。

私は、政策立案、提案能力、条例制定や改正などの立案能力を身につけ、議員の活動を現実的に保障していくことが、議会の力を強くし、議会の力を強くすることが、行く行くは住民サービスの向上につながるものだと考えています。

自ら議会の過小評価し、弱い立場の議会、事なかれで何もしないままで、町民の代表機関として町民の期待に応えることができるでしょうか。

私は、町長や行政に遠慮することなく、対等・平等の立場で町民に寄り添う議会になるためには、選挙で選ばれて公職に就く公選職としてふさわしい議員の立場を確立し、議会議員の力をもっと強化するべきだと思います。

強い議会をつくるためには、批判をおそれては何もできません。大きな改革に踏み出すときは、自ら責任を持ち、一つ一つの課題に向き合いながら着実に改革の流れをつくっていく必要があります。

発議第3号は、強い議会、魅力ある議会をつくっていく、議会改革を前に進めていく第一歩になると考えています。

正直なところ、町民の代表機関である議会に条例改正の発議を提出し、委員会で審査を受け、様々な職種を経験し、実践経験も豊富な議員の皆さんの前で、賛成反対の意見を伺いながら説明責任を果たしていくというのは、町民の皆さんと対話するよりもはるかにハードルが高く、緊張を強いられることでありました。

議員全員が同じ方向を向くのではなく、一人一人が町民の代表者として主張を述べ合う中で合意形成をしていく、賛同を得ていくという民主主義の根幹を実体験して定例会に議案を提出する行政の苦勞もかいま見えましたが、議員全員が右へ倣えのように全体主義に陥らないのが健全な議会だと思います。

だからといって、発議第3号に反対を貫けと言っているわけではありません。反対の主張をされる方の意見を尊重しながら、私は賛成討論を行う中で、反対の立場の方も賛成に転向していただきたいと思っています。

最後に、議会改革を進め、町民の皆さんが、住民福祉の向上のために議員になりたい、立候補したいと思える魅力ある議会、よりよい議会をつくっていく、その第一歩として、議員の皆さんには、発議第3号にぜひとも賛成していただきたいとお願い申し上げます。発議第3号に対する私の賛成討論を終わります。

議長 そのほか討論はございますか。

松下議員。

10番 発議に賛成する立場から、私の意見を述べたいと思います。

ただいまは、河本議員から熱い思いを語っていただきましたが、私は、2点に絞って私の賛成の立場の意見を述べたいと思います。

まず1点目ではありますが、議員の期末手当の年間の支給割合についてから発言いたします。

一般職職員の年間支給割合は4.50ということで、同等の要求であります。4.50は民間の支給割合と同等でありますから、高過ぎるという意見は、議員報酬は民間以下でよしとする意見でありますので、私はこれにくみいたしません。

2点目として、ボーナスの支給割合よりも、議員報酬をしっかりと上げることが大切ということについて、私の意見を言いますと、過去において、議会が人事院勧告に沿わない姿勢をとってきて、その結果、議員報酬が上がらない状況を生み出したということですが、その経緯を踏まえれば、しっかりと議員報酬を上げることなどは不可能に近い状況であると私は考えております。そもそも、過去の経緯を無視した都合のよい判断であったというふうに言えると思います。

この意見は、議員報酬を上げるという今までの議会改革特別委員会の議論の経緯から考えても、私には理解ができません。しっかりと、議員報酬を一気に月10万円以上も上げるとする意見は、町民の思いとかけ離れております。

人事院勧告に沿うと報酬が下がる懸念があると考え、長期にわたり人事院勧告に沿わなかったという認識であれば、そこは時間をかけて修正すべきであると私は考えております。その経緯を考慮すれば、一気には事はならないというふうに私は考えております。

その経緯を踏まえた上で、少しでも議員報酬を上げることについては私は賛成できます。

若い活動的な議員もおりますので、過去の経緯に照らし合わせて、少しでも年収を上げることができればと、私は賛成をすることにいたします。

議会活動の自由度を持つという観点からも、今回の発議に私は賛成をいたします。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから、発議第3号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

よって、発議第3号 美浜町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

これより、追加提出議案を上程いたします。

日程第16 議案第87号 令和5年度美浜町一般会計補正予算(第6号)を上程いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 ただいまは、令和5年度美浜町一般会計補正予算(第6号)をは

じめ、13議案につきまして慎重な御審議を賜り、全議案を原案どおり可決いただきましたことに対し、心から厚く御礼を申し上げます。

それでは、本日追加提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

議案第87号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第6号）につきましては、物価高騰の影響を受けた生活を支援する国の令和5年度補正予算の成立を踏まえ、本町においても可及的速やかに対象世帯に追加支援を行いたく、必要な経費を追加補正するものであります。

以上、甚だ簡単ではございますが、追加提案理由の説明とさせていただきます。

何とぞ慎重な御審議をいただき、妥当な御決議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 町長の提案理由の説明は終わりました。

続いて、議案の説明を総務課長に求めます。

なお、各議案の説明は、会議規則第39条第2項の規定によって、議案表題部分についてのみとし、ほかは省略したいと思います。

御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長 異議なしと認めます。

説明は、議案表題部分のみお願いいたします。

総務課長。

総務課長 それでは、議案表題部の朗読をもって、議案の説明に代えさせていただきます。

議案第87号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第6号）。

令和5年12月19日提出。美浜町長 戸嶋秀樹。

以上でございます。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（なしの声あり）

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

これより休憩し、別室において全員協議会を開会いたしまして、ただいま上程いたしました議案第87号 令和5年度 美浜町一般会計補正予算（第6号）について、理事者から詳細説明を受けたいと思います。

これより休憩いたします。

（休憩宣言 午前 11：54）

（再開宣言 午後 0：03）

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日追加提出の議案については、既に提案理由の説明は終了し、さきの全員協議会において協議いたしましたので、これより質疑に入ります。

日程第16 議案第87号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

質疑はございませんか。

（なしの声あり）

議長

なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（なしの声あり）

議長

討論なしと認め、採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長

起立全員であります。

よって、議案第87号 令和5年度美浜町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元の申出書に記載の事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。

これに御異議はございますか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたします。

次に、日程第18 議員派遣についてを議題といたします。

議会議員派遣については、お手元のとおり、それぞれ派遣したいと思えます。

ただし、緊急を要する場合は、議長において決定いたしたいと思えます。

御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議会議員派遣については、お手元のとおり、それぞれ議員派遣することに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程全部が終了いたしました。

これをもって、令和5年第6回美浜町議会定例会を閉会いたします。

(閉会宣言 午後 0 : 06)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

美浜町議会議長 山口 和治

署名議員 上道 正二

署名議員 藤本 悟